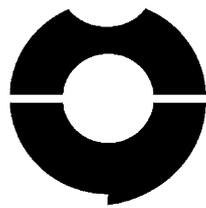


# 三宅町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月

奈良県 三宅町



# 目次

I	公共施設再配置に向けて.....	1
1.	三宅町公共施設等総合管理計画の位置づけ.....	1
2.	公共施設マネジメントの必要性.....	1
3.	公共施設等総合管理計画で対象とする施設.....	2
II	町勢概要.....	4
1.	町の概況・沿革.....	4
2.	市街地と地区区分.....	5
3.	人口と世帯.....	6
4.	財政・行政運営.....	11
III	公共施設の現状と分析・評価.....	16
1.	建築物.....	16
2.	道路.....	20
3.	橋梁.....	21
4.	上水道.....	22
5.	下水道.....	23
6.	公園.....	24
IV	公共施設全体に対する町民意向.....	25
1.	今後の公共施設（建物）のあり方について.....	26
2.	使用料の基準について.....	31
3.	施設の維持管理の費用負担について.....	31
4.	公共施設の広域利用について.....	32
V	用途別の現状と分析.....	35
1.	学校教育施設.....	35
2.	生涯学習等施設.....	41
3.	保健福祉施設.....	54
4.	公営住宅.....	63
5.	庁舎等.....	66
6.	その他.....	70
VI	今後の整備予定の施設.....	74
VII	将来の施設更新投資等の試算（財政シミュレーション）.....	75
1.	更新投資の試算について.....	75
2.	更新投資試算の方法.....	75
3.	公共施設（建築物）に係る更新投資の試算.....	77
4.	公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算.....	78
5.	公共施設（全体）に係る更新投資の試算.....	78
VIII	課題の整理.....	79
1.	町勢概要等からみた公共施設に関する課題.....	79

2. 公共施設全体の状況からみた課題.....	80
3. 町民意向からみた課題.....	82
4. 施設用途別（建築物）の課題.....	83
IX 公共施設等の管理に関する基本的な考え方.....	87
1. 基本的な考え方.....	87
2. 計画期間.....	88
3. 基本方針.....	88
X 施設ごとの管理に関する基本的な方針.....	92
1. 公共施設全体の管理に関する基本的な方針.....	92
2. 施設類型ごとの基本的方針.....	93
XI 計画の推進にあたって.....	95
1. 計画推進の方針.....	95
2. フォローアップの実施方針.....	95
資料 1. 対象とする施設の棟一覧.....	96

# I 公共施設再配置に向けて

## 1. 三宅町公共施設等総合管理計画の位置づけ

本町が所有する公共施設等は、これから大量に更新時期を迎えます。これは、全国の自治体も同様の状況であり、平成 25 年 11 月にはインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において「インフラ長寿命化基本計画」が示されました。また、平成 26 年 4 月には各地方公共団体が所有する公共施設等の全体状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来の見通しを分析し、これらを踏まえた公共施設等の管理の基本的な方針を定めることを内容とする「公共施設等総合管理計画」の策定を行うよう総務省が各地方自治体に要請をしています。

本町においても、公共施設等の全体像を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

三宅町公共施設等総合管理計画は、公共施設等の管理に向けた各種方針を定め、今後、町が公共施設の整備や再編を推進するための指針として策定します。

## 2. 公共施設マネジメントの必要性

全国的な動向として、地方自治体では高度経済成長期に一齐に整備した学校や集会施設等の公共施設の老朽化が進み、建て替えや改修に必要な費用が大幅に不足することが見込まれています。このような現状に対し、各自治体には将来に向けた対応策が求められており、全国的な課題となっています。

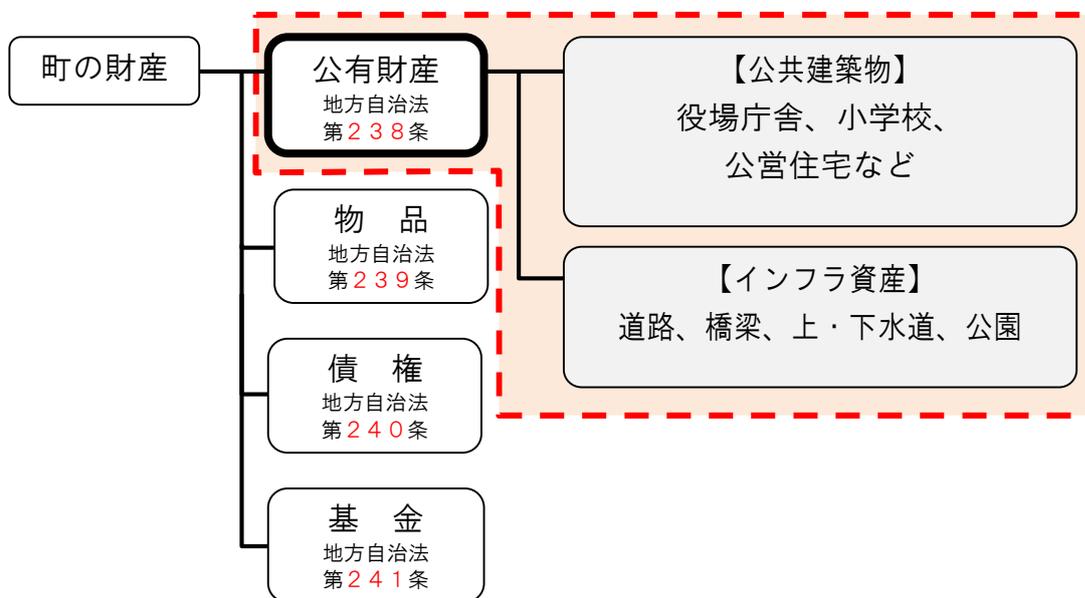
また、人口減少と少子高齢化が進み、経済成長については右肩下がりとなっている事から、経済成長期のような公共施設の建設や改修に予算を費やす事は困難となってきています。しかし、このまま何の対策も講じなければ、いざ必要となった際に更新等に要する費用を確保できない状況も十分考えられます。また、施設の建設当時と社会状況も大きく変わっており、施設の規模や必要性について、現状の町民ニーズを踏まえて検討していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、住民サービスを低下させないように、将来に必要な施設機能を維持していくためには、公共施設全体を把握し、長期的な視点をもって、本町の将来像にふさわしい公共施設のあり方を考える必要があります。また、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設全体を最小の費用で効果的に活用していくためのマネジメントが必要となっています。

### 3. 公共施設等総合管理計画で対象とする施設

#### (1) 対象範囲

本町が所有し管理する財産は、地方自治法に基づき、公有財産、物品、債権、基金に分類されます。本計画は、公有財産にあたる、役場庁舎、小学校、公営住宅などの「公共建築物」と、道路、橋梁、上・下水道などの「インフラ資産」を含めた全ての公共施設を対象とします。



#### (2) 建築物等

公共施設としては、以下に示す建築物を対象とします。

大分類	中分類	施設数	建物数
学校教育施設	小学校	1	11
	幼稚園	1	1
生涯学習等施設	公民館	3	4
	生涯学習施設	3	3
	スポーツ施設	2	2
保健福祉施設	高齢福祉施設	6	6
	児童福祉施設	4	4
公営住宅	公営住宅	2	74
庁舎等	庁舎	1	3
その他	その他	7	7
合計		30	115

(3) インフラ施設

インフラ施設としては、道路、橋梁、上水道、下水道、公園を対象とします。

(4) 計画における各種データの基準日

施設に関するデータは、平成 27 年度（2015 年度）に調査した最新のデータを使用していますが、固定資産台帳（一般会計）に基づくデータや統計資料に基づくデータについては、平成 26 年度（2014 年度）のデータを使用しています。

## Ⅱ 町勢概要

### 1. 町の概況・沿革

#### (1) 概況

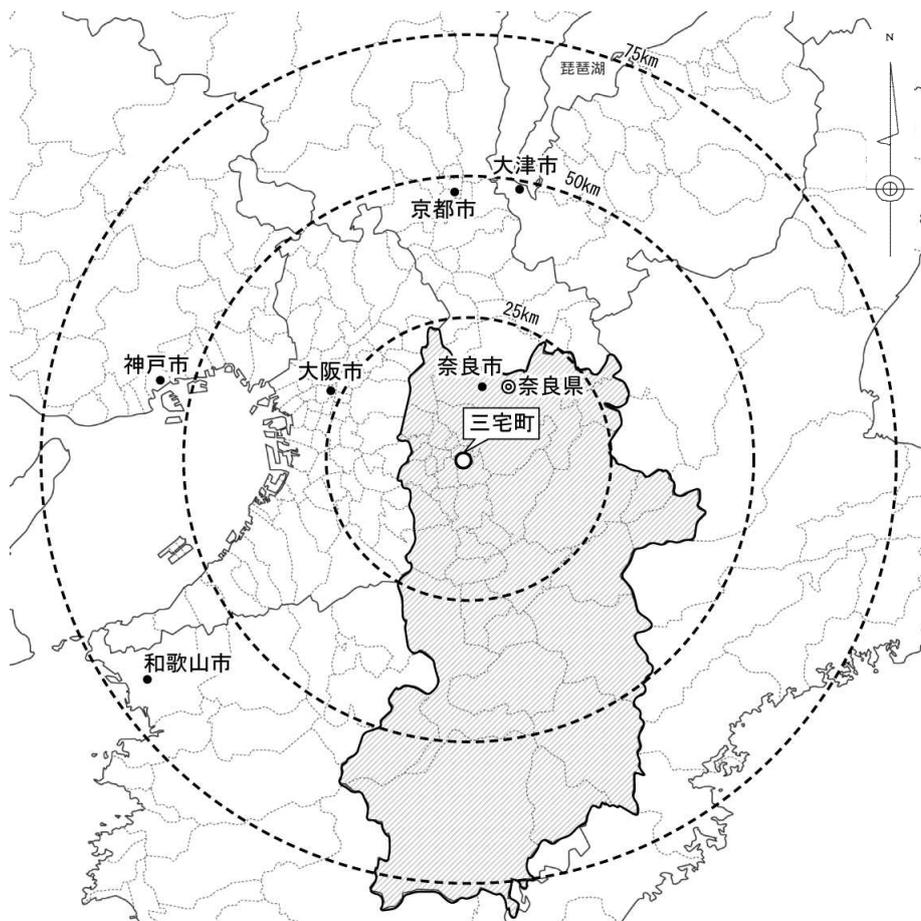
三宅町は県北西部に位置し、西に生駒山地、東は大和高原に挟まれた奈良盆地のほぼ中央、西の曽我川、東の寺川に挟まれた総面積 4.06 km<sup>2</sup>の県下で最も小さい町です。

本町の東側と南側は磯城郡田原本町、北は天理市と磯城郡川西町、西は北葛城郡河合町と同郡広陵町に接しています。

地形は標高 40～45m で、寺川沿いの石見付近が標高 45m と最も高くなっています。本町は東から寺川・飛鳥川・曽我川が北流し、北隣の川西町で合流し大和川となり、河川沿いには自然堤防よりなる微高地が存在し、この微高地沿いに集落が立地しています。

交通アクセスにおいては、県の中心地である奈良市には約 13km、大阪の都心部へは約 25km の距離にあり、鉄道によって近鉄奈良駅へ約 30分、JR 天王寺駅へ約 45分の位置となっています。また、自動車では、三宅 IC を利用して京奈和自動車道から郡山下ツ道 JCT を経由し、さらに西名阪自動車道から松原 JCT まで約 25 分の位置にあります。

図表 位置図



## 2. 市街地と地区区分

### (1) 市街地

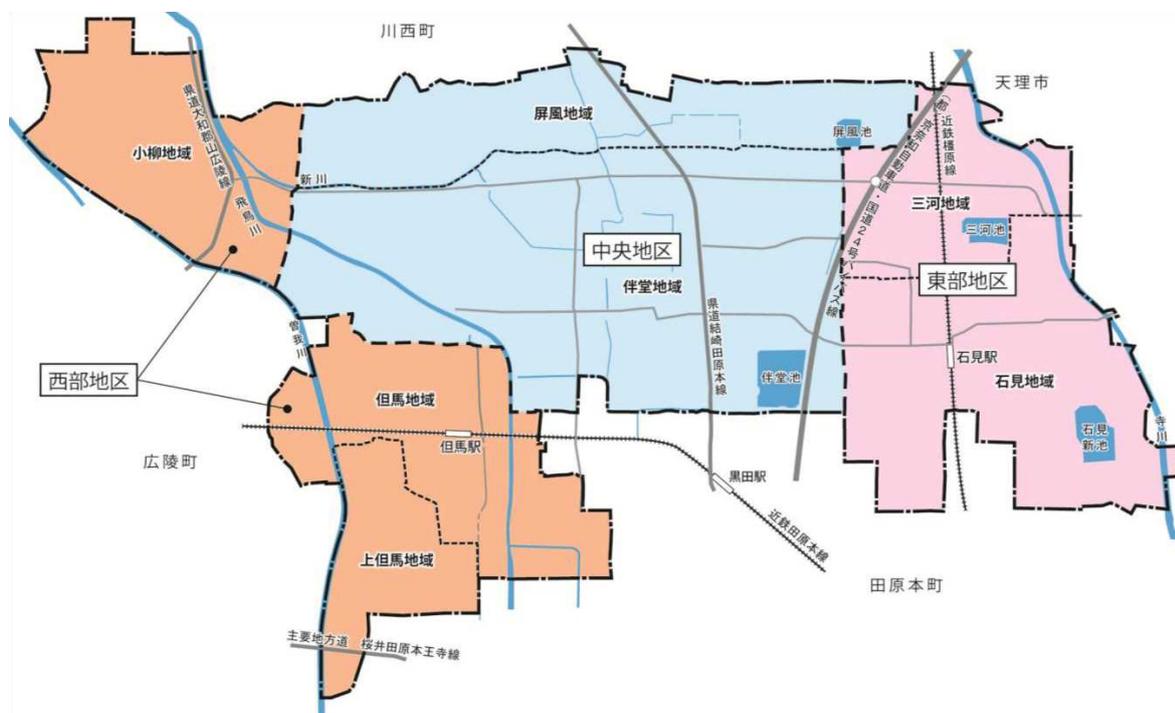
都市計画マスタープランでは、町域を「東部地区」「中央地区」「西部地区」の3つの地域に区分しています。

東部地区は近鉄橿原線を中心とした沿線の市街地で、東は寺川が流れ、西は概ね京奈和自動車道までの近鉄石見駅周辺を中心とする地区です。

中央地区は小中学校、役場、公民館、文化ホール、福祉施設、体育館、中央公園等住民生活に密着した公共施設が集積する地区です。また、地区の北東部は京奈和自動車道三宅ICの整備とあわせて、(都)大和郡山川西三宅線の整備が行われており、今後まちの構造が大きく変わっていくことが予想される地区で、東は概ね京奈和自動車道から、西は概ね飛鳥川までの地区です。

西部地区は、東は概ね飛鳥川から西は概ね曾我川までの地区で、地区南部の近鉄田原本線但馬駅は、地区の公共交通の中心となっています。

図表 地区区分図



出典：三宅町都市計画マスタープラン（平成24年5月）

### (2) 地区区分

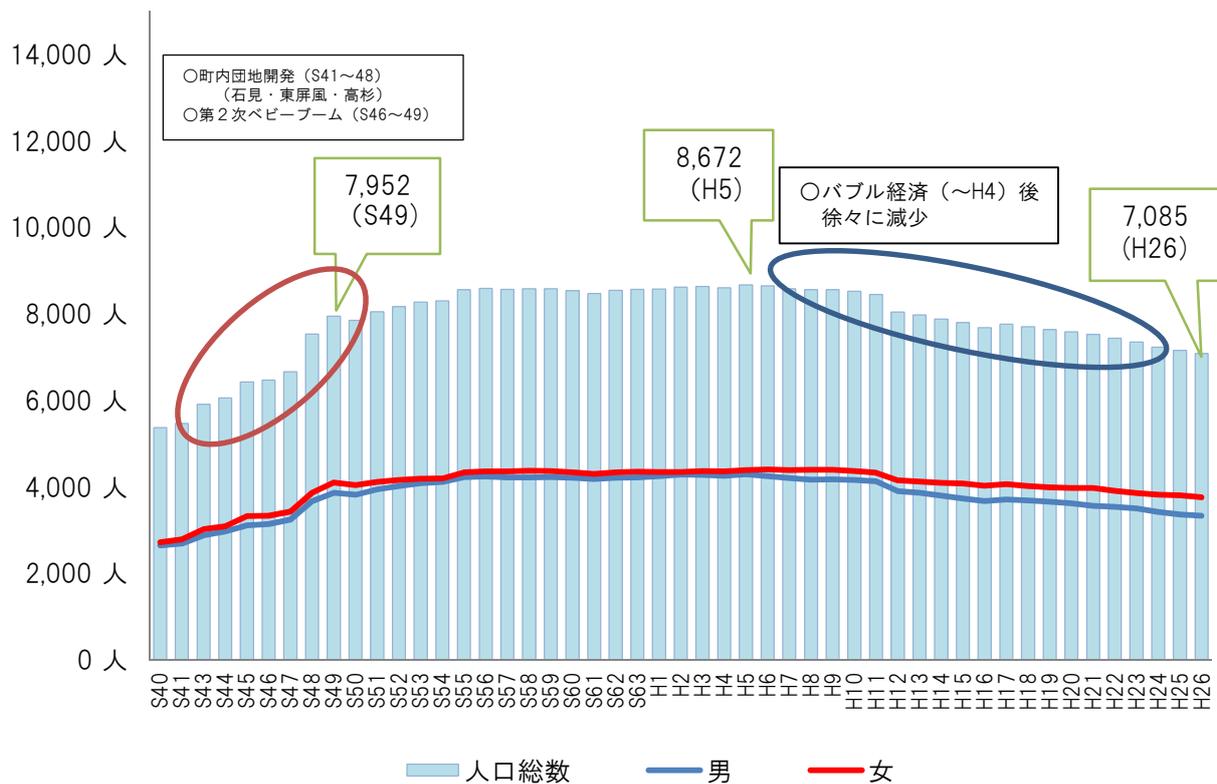
公共施設は各地区にそれぞれ設置されている訳ではありませんので、本計画では特に地区別の整理は行いません。

### 3. 人口と世帯

#### (1) 総人口・世帯数

平成 26 年の町内人口は 7,085 人と減少傾向で推移しています。また、世帯数についても 2,921 世帯で一世帯当たりの人数は 2.45 人となっており、減少傾向で推移しています。

図表 人口・世帯の推移



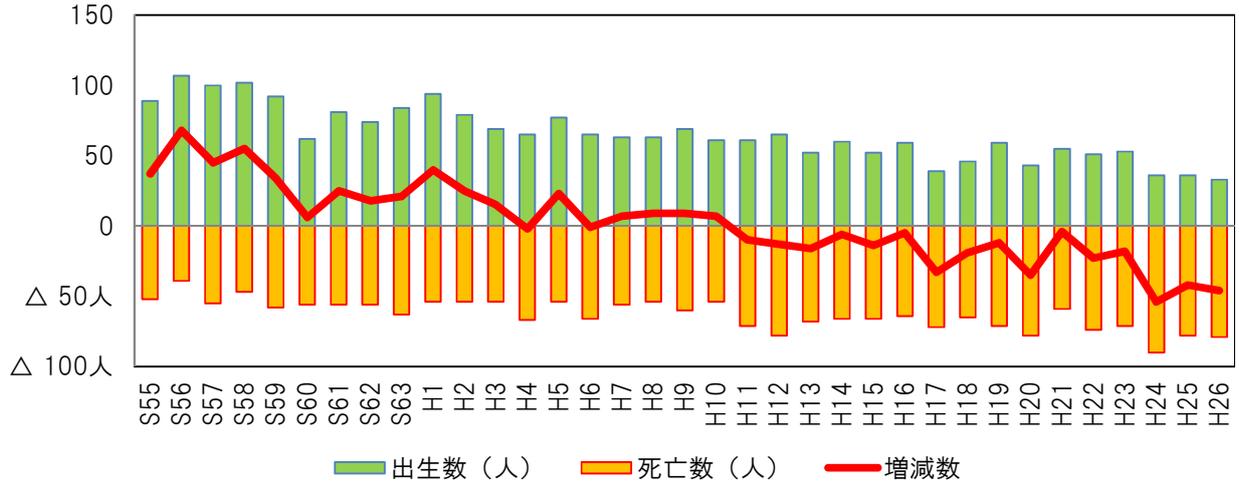
出典：国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」（県統計課「奈良県推計人口調査」）

#### (2) 人口動態

平成 11 年以降は、出生数が死亡数を下回る自然減状態となっています。

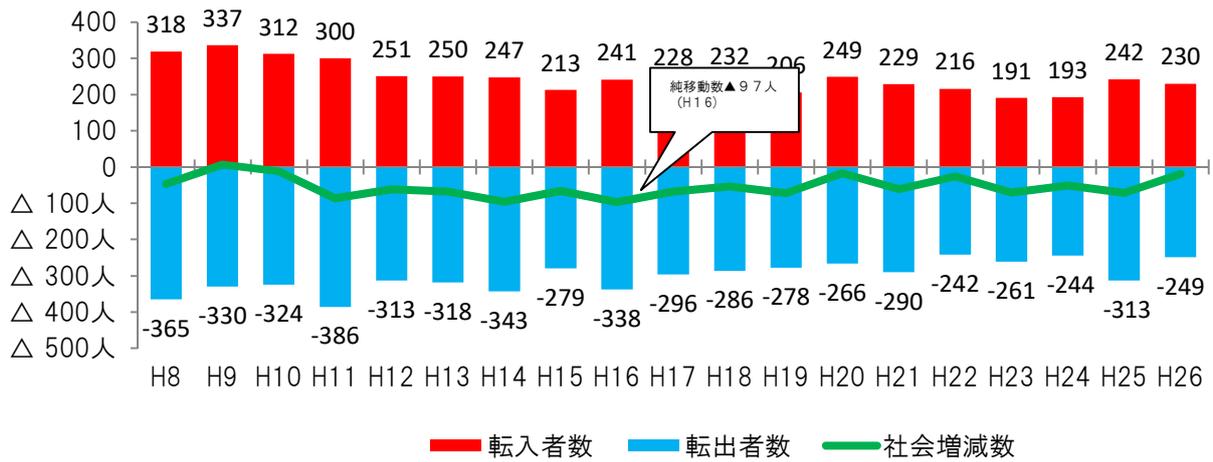
また、町内への転入者と町外への転出者の人数に起因する社会的増減についても、近年は転出者数の方が多くなっており、自然的要因、社会的要因の両方が人口減少の原因となっています。

図表 出生数と死亡数の推移



出典：人口動態調査

図表 転入者数・転出者数の推移



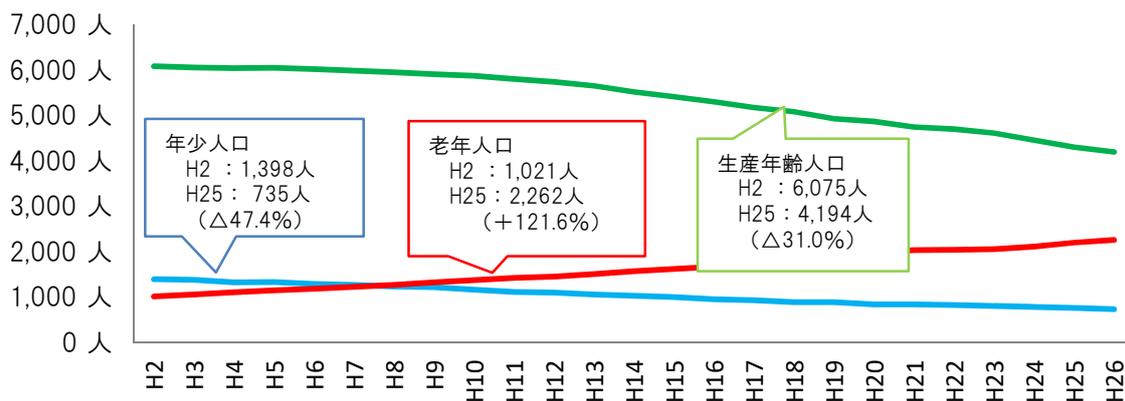
出典：住民基本台帳人口移動報告

### (3) 年齢別人口

本町の年齢別構成人口の推移は、高齢化率が増加傾向である一方、生産年齢人口率及び年少人口率が減少傾向にあり、平成8年には老年人口が年少人口を上回りました。

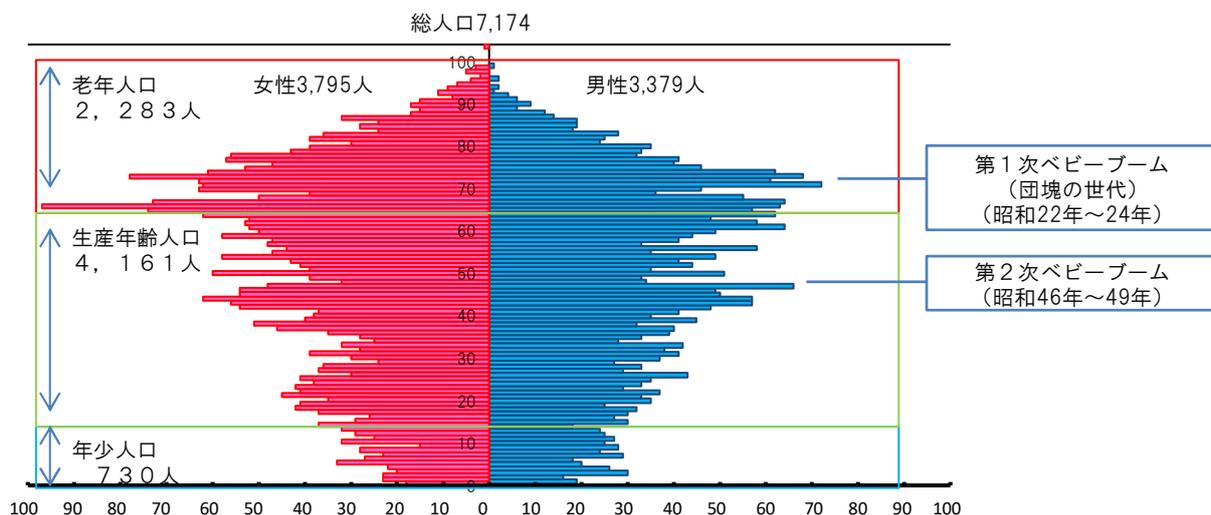
平成26年度の年齢別人口構成をみると、年少人口は735人、生産年齢人口は4,194人、老年人口は2,262人で、団塊の世代といわれる60～70歳代が最も多く、年齢層が低くなるにつれて人口が少なくなっています。

図表 年齢3区分別人口構成比



出展：「住民基本台帳に基づく奈良県年齢別人口」

図表 人口ピラミッド



(注1) 生産年齢人口とは、15歳から64歳までの就業人口の中心とされる世代の人口をいう。

(注2) 年少人口とは、0歳から14歳までの人口をいう。

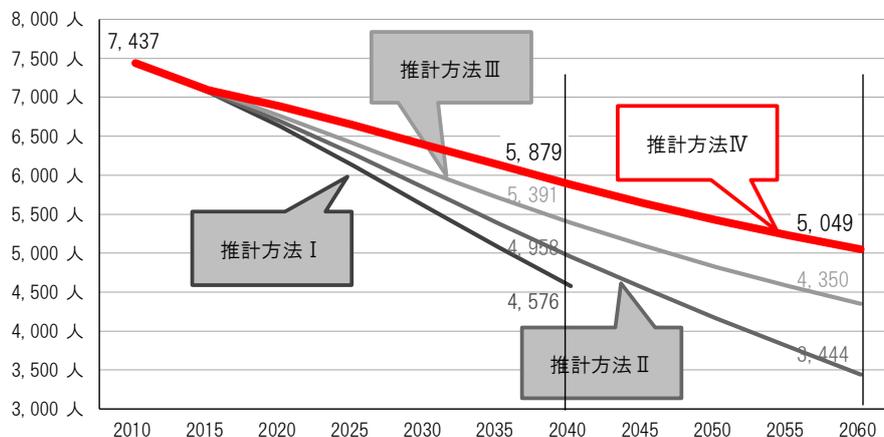
(注3) 老年人口とは、65歳以上の人口をいう。

出典：住民基本台帳システム（平成27年1月1日現在）

#### (4) 将来人口の見込み

三宅町人口ビジョンによる将来人口の見込みでは、人口はこのまま減少傾向で推移し、平成 72 年 (2060 年) の将来人口は 5,049 人まで減少すると予測されています。

図表 三宅町の将来人口

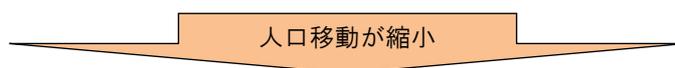


推計方法	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
I	7,437	7,066	6,627	6,126	5,600	5,080	4,576	—	—	—	—
II	7,437	7,066	6,694	6,275	5,830	5,386	4,958	4,552	4,168	3,800	3,444
III	7,437	7,094	6,760	6,411	6,055	5,714	5,391	5,095	4,826	4,579	4,350
IV	7,437	7,094	6,881	6,645	6,390	6,135	5,879	5,641	5,423	5,228	5,049

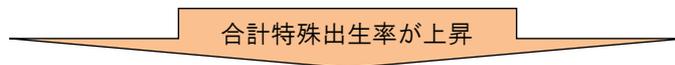
※ 推計方法Ⅲ・Ⅳの2015年人口については、平成27年12月末の住民基本台帳による。

《推計方式》 《出生・死亡に関する仮定》 《移動に関する仮定》

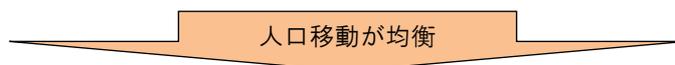
I (創生会議準拠)	2005年～2010年の人口動向を勘案し、将来人口を推計	全国の移動総数が縮小せずに2035年～2040年まで概ね同水準で推移すると仮定
---------------	------------------------------	---



II (社人研準拠)	同上	2005年～2010年の純移動率が2015年～2020年までに定率で0.5倍縮小し、その後はその値で推移すると仮定
---------------	----	---



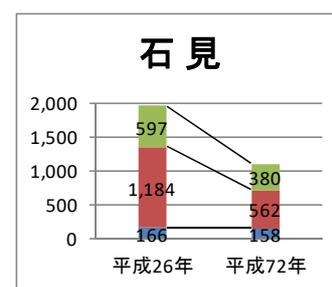
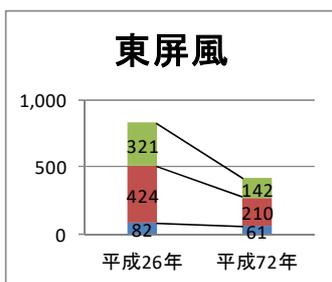
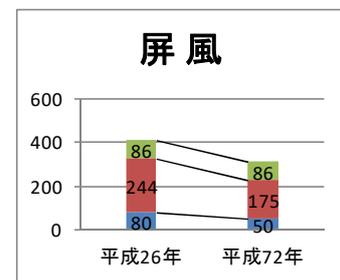
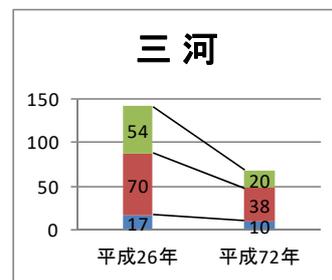
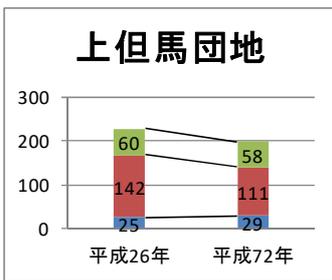
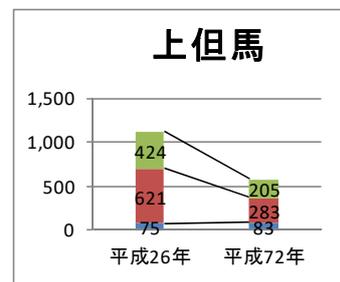
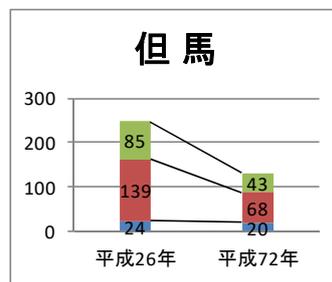
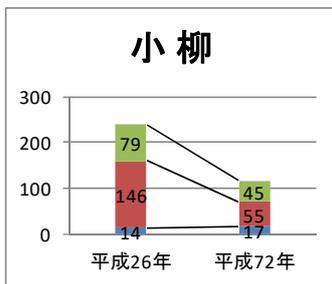
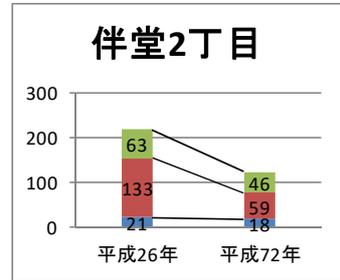
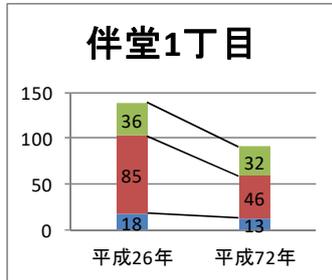
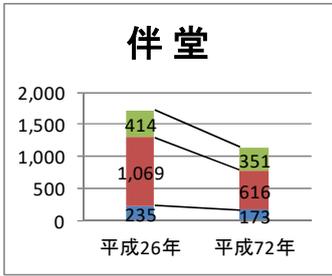
III (独自推計)	合計特殊出生率が2035年までに人口置換水準(2.07)まで上昇すると仮定	同上
---------------	---------------------------------------	----



IV (独自推計)	同上	純移動率がゼロ(均衡)で推移すると仮定
--------------	----	---------------------

(5) 大字別人口見込み

図表 大字別の将来人口



※青色…年少人口(0歳~14歳)、赤色…生産年齢人口(15歳~64歳)、緑色…高齢人口(65歳以上)

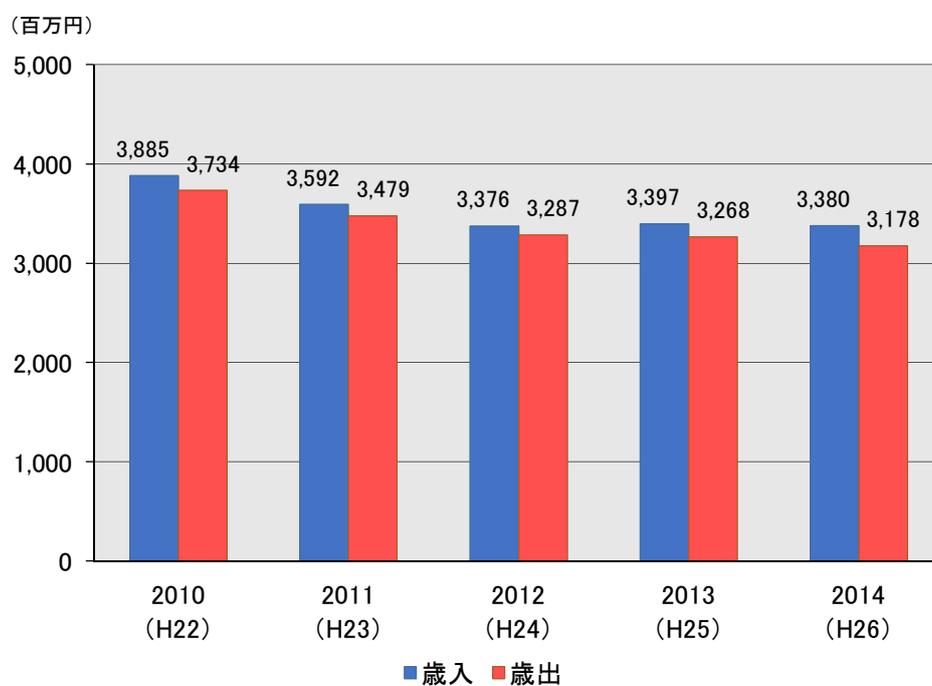
## 4. 財政・行政運営

### (1) 歳入・歳出

平成 26 年度（2014 年度）の一般会計決算における歳入と歳出の状況では、歳入が 3,380 百万円、歳出が 3,178 百万円となっており、歳入も歳出も平成 22 年度（2010 年度）以降は減少傾向にあります。

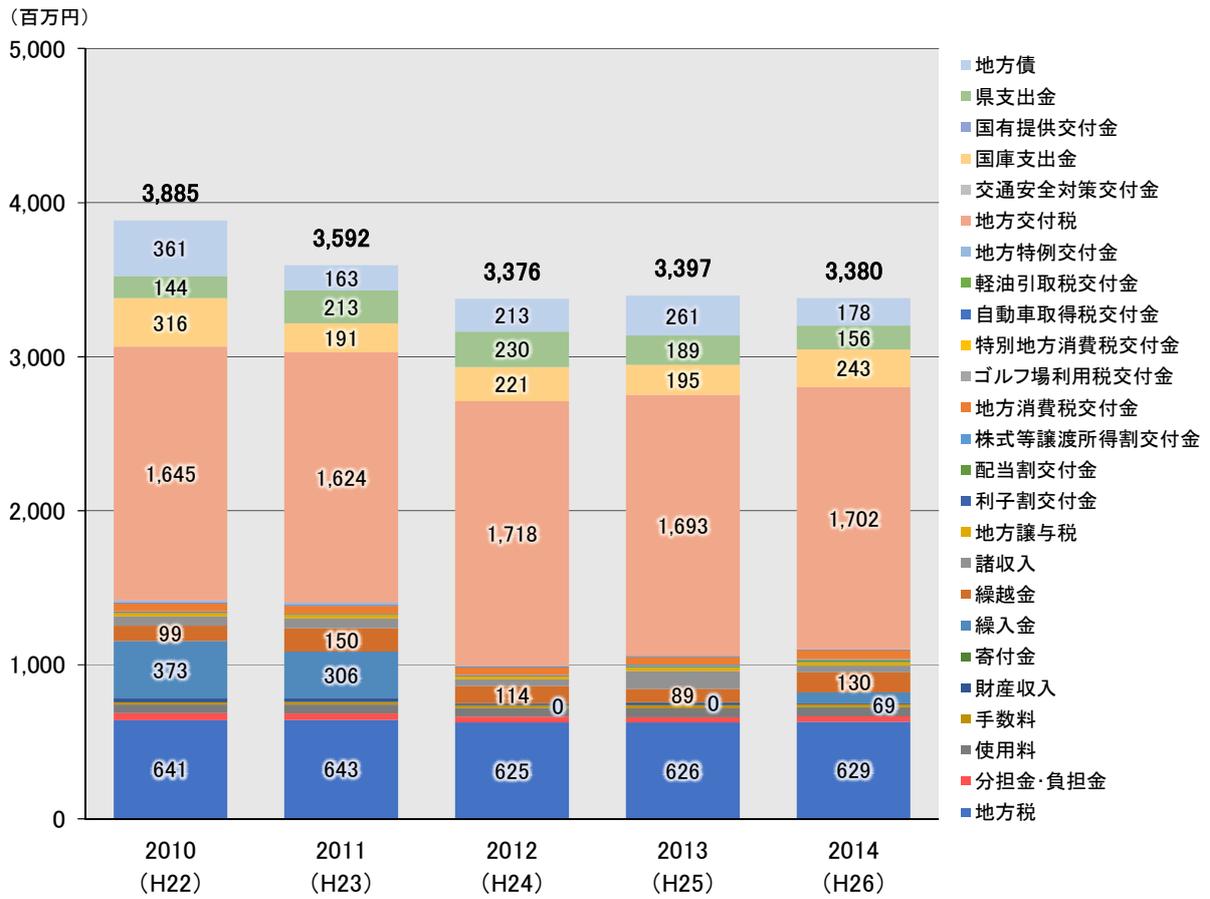
平成 26 年度（2014 年度）の歳入の内訳は地方交付税が 50.3%と最も多く、以下地方税が 18.6%、国庫支出金が 7.2%、地方債が 5.3%、県支出金が 4.6%となっています。これを自主財源（地方税、繰越金、繰入金、諸収入等）と依存財源（地方交付税、国庫支出金、県支出金、地方債、地方消費税交付金等）に分類すると、自主財源が 29.4%、依存財源が 70.6%と約 7 割を依存財源に頼っています。地方交付税の縮減・見直しなどもあるため、自主財源の確保をさらに推し進める必要があります。

図表 一般会計決算状況（歳入、歳出の推移）



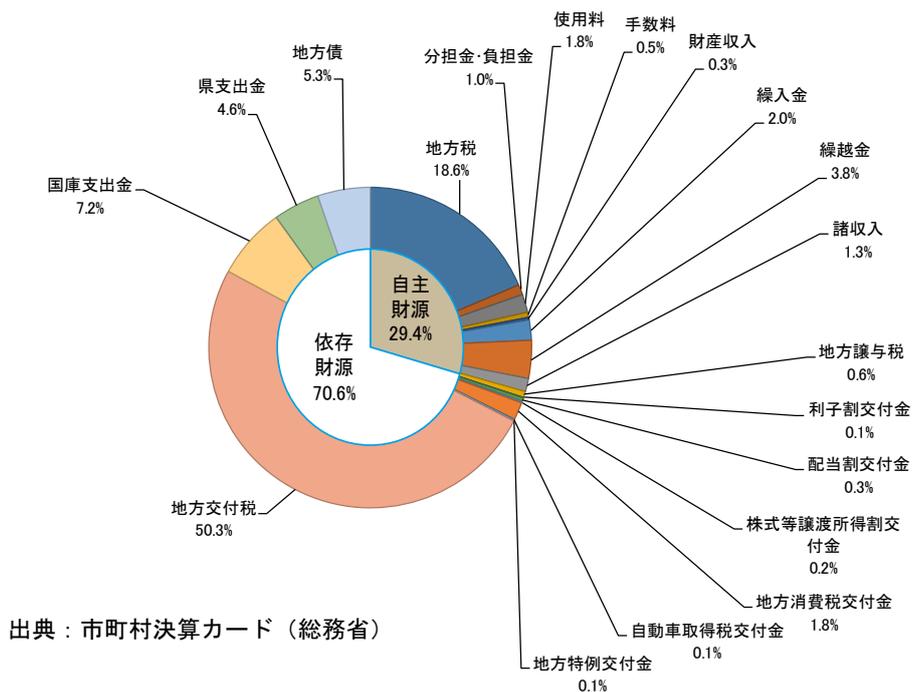
出典：市町村決算カード（総務省）

図表 一般会計歳入の内訳



出典：市町村決算カード（総務省）

図表 歳入の内訳（自主財源と依存財源の構成比、平成26年度）

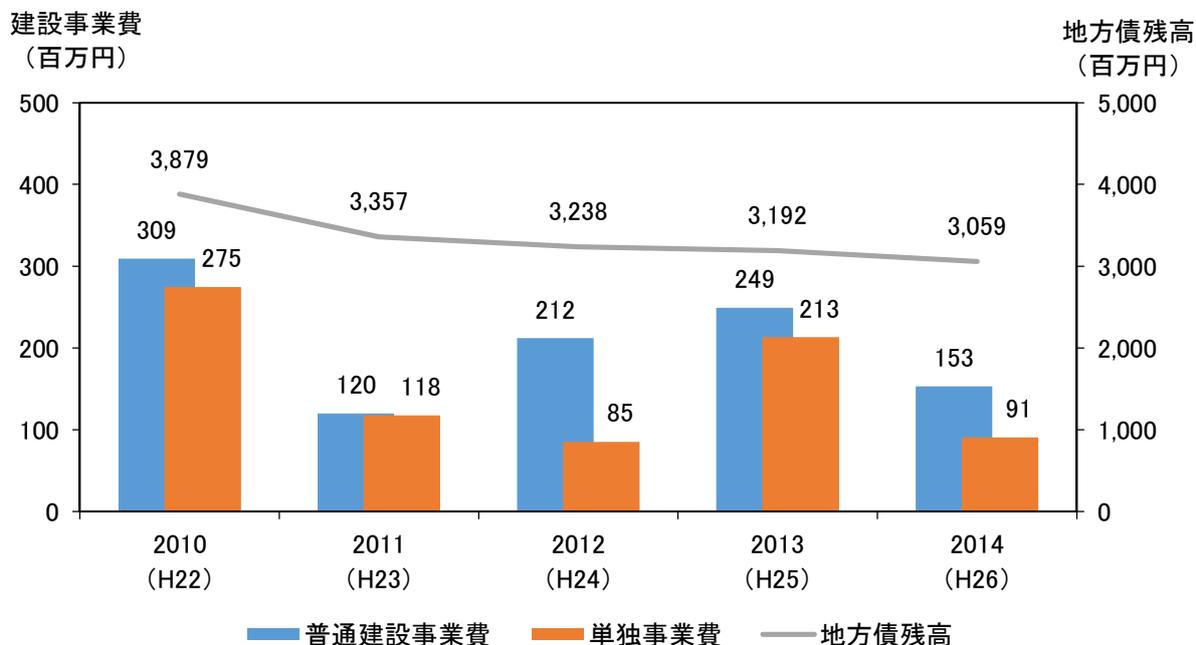


出典：市町村決算カード（総務省）

## (2) 普通建設事業費と町債残高状況

一般会計における普通建設事業費は、平成 26 年度（2014 年度）が 153 百万円で、ここ数年は 120 百万～309 百万円で推移し、平成 24 年度を除くと単独事業費の占める割合が高くなっています。

図表 普通建設事業費・町債残高の推移



出典：市町村決算カード（総務省）

## (3) 財政力

財政力指数は、平成 26 年度（2014 年度）で 0.29 となっており、この数年は低下傾向で推移しています。

類似団体の平均値 0.42 より低いですが、人口 1 万人未満の町村の平均値 0.26 よりは高くなっています。

図表 財政力指数の推移（類似団体との比較）



**【財政力指数】 = 「基準財政収入額」 ÷ 「基準財政需要額」**

※値が高いほど財政力が強い（税収が相対的に多い）。

〈財政比較分析表における類似団体について〉

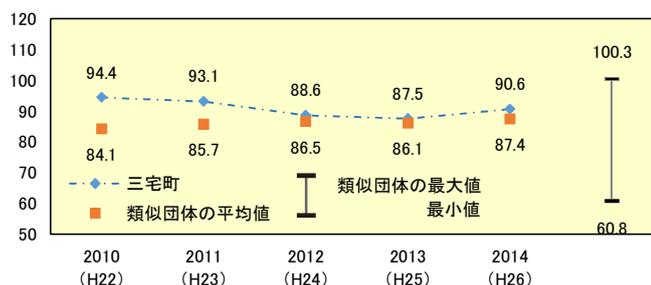
人口及び産業構造等により全国の市町村を 35 のグループに分類し、三宅町と同じグループに属する団体を類似団体と言います。奈良県内では、安堵町、川西町、高取町、明日香村、吉野町、下市町が同じグループに属する類似団体になります。（平成 26 年度）

#### (4) 財政構造の弾力性

経常収支比率は、平成 26 年度 (2014 年度) で 90.6%、平成 25 年度(2013 年度)は 87.5%となっており、3 ポイント程度悪化しています。

市町村の全国平均 91.3%よりは下回りますが、類似団体の平均値 87.4%や警告ラインといわれる 80%を超えており、財政が硬直化し、施設等の更新に充てる余裕が少ない厳しい財政状況であるといえます。

図表 経常収支比率の推移 (類似団体との比較)



**【経常収支比率】 = 「人件費、扶助費、公債費等の経常経費」 ÷ 「経常的な一般財源 (地方税等の用途に制限がない経常的な収入)」 × 100**

※財政構造の弾力性を示す。数値が低いほど臨時の財政需要に対して余裕を持つことになり、財政構造に弾力性があるといえる。

#### (5) 人件費・物件費等の状況

人口 1 人当たりの人件費・物件費等の決算額は、平成 26 年度 (2014 年度) で約 200 千円、平成 25 年度(2013 年度)で約 187 千円とこの数年は増加傾向で推移しています。

類似団体の平均値約 229 千円に比べると低いものの、町内人口が少ないこともあって全国平均値 119 千円に比べると高く、町民への負担が大きいと言えます。

図表 人口 1 人当たりの人件費・物件費等の決算額の推移 (類似団体との比較)



**【人件費】 = 職員の給料、手当等のために支出した額**

**【物件費】 = 人件費、扶助費、維持補修費などを除く消費的な費用の総称**

## (6) 将来負担の状況

将来負担比率は、平成 26 年度（2014 年度）で 31.8%となり、平成 25 年度(2013 年度)の 23.8%に比べ 8 ポイント上昇していますが、ここ最近の傾向としては低下傾向で推移しています。

図表 将来負担比率の推移（類似団体との比較）



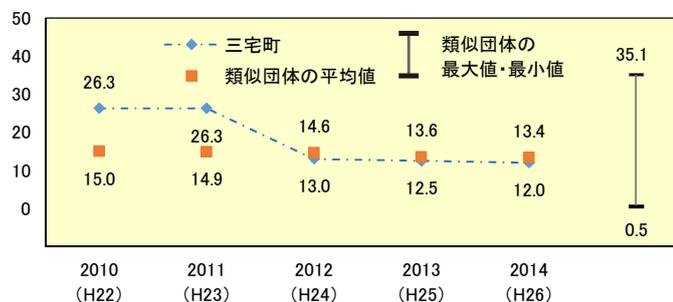
**【将来負担比率】** = 「地方債残高や公営企業債に対する将来に渡る負担見込額などの実質的な負債」 ÷ 「標準財政規模－交付税に算入された公債費等」 × 100

※数値が高いほど将来財政を圧迫する可能性が高いことを示しており、都道府県・政令市においては 400%以上、市町村においては 350%以上の団体は財政健全化計画を策定し、自主的な財政の健全化を図る必要がある。

## (7) 公債費負担の状況

実質公債費比率は、平成 26 年度（2014 年度）で 12.0%、平成 25 年度(2013 年度)は 12.5%となっています。

図表 実質公債費比率の推移（類似団体との比較）



**【実質公債費比率】** = 「公債費に公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費」 ÷ 「標準財政規模－交付税に算入された公債費等」 × 100

※数値が高いほど財政運営が硬直化していることを示しており、地方財政法上 18%以上の団体は地方債の発行に際し許可が必要となり、公債費負担適正化計画を策定する必要がある。また、財政健全化法上 25%以上の団体は財政健全化計画を策定し自主的な財政の健全化を図る必要があり、35%以上の団体は財政再生計画を策定し、国等の関与のもと確実な再生を図らなければならない。

出典：平成 25 年度財政状況資料集 総務省

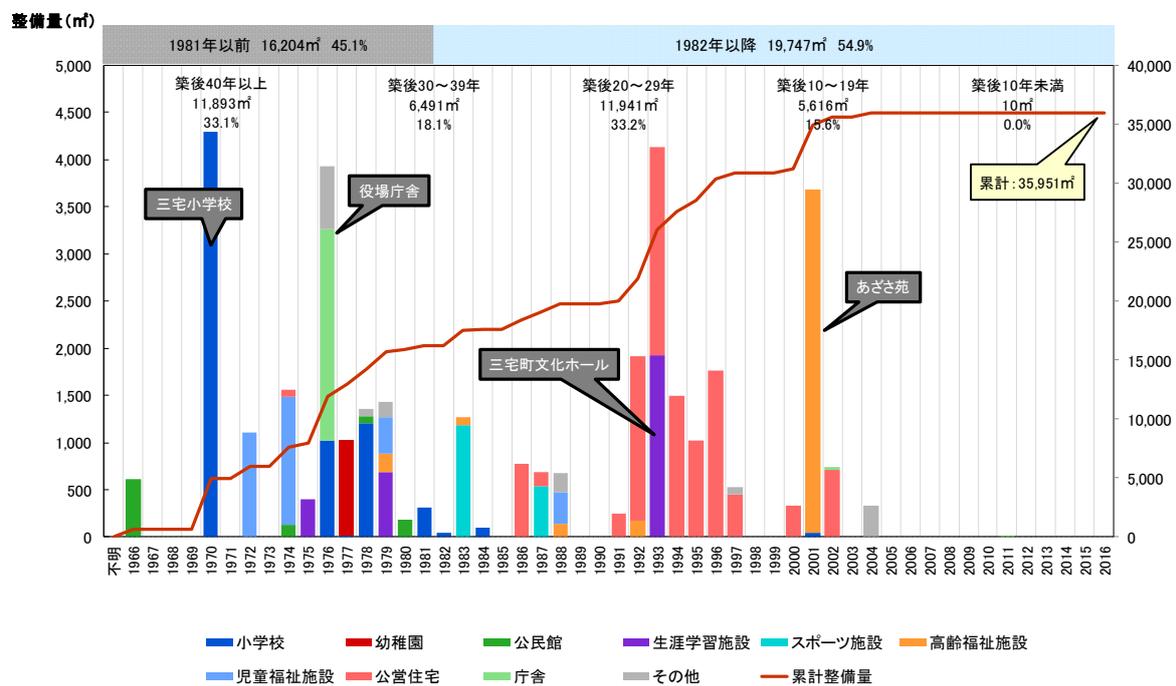
### Ⅲ 公共施設の現状と分析・評価

#### 1. 建築物

##### (1) 過去の整備量

本町の建築物（いわゆるハコモノ施設）の総面積は約 35,951 m<sup>2</sup>で、規模の大きな施設の整備は昭和 45 年（1970 年）の三宅小学校と昭和 51 年（1976 年）の役場庁舎、平成 5 年（1993 年）の三宅町文化ホール、平成 13 年（2001 年）のあざさ苑で、あざさ苑以降は大きな施設の整備は行われていません。

図表 建築物の年度別整備量（延床面積、m<sup>2</sup>）



※新耐震基準は、昭和 56 年（1981 年）から施行されています。よって、これ以降に建てられた建物は原則新耐震基準を満たしていることとなります。

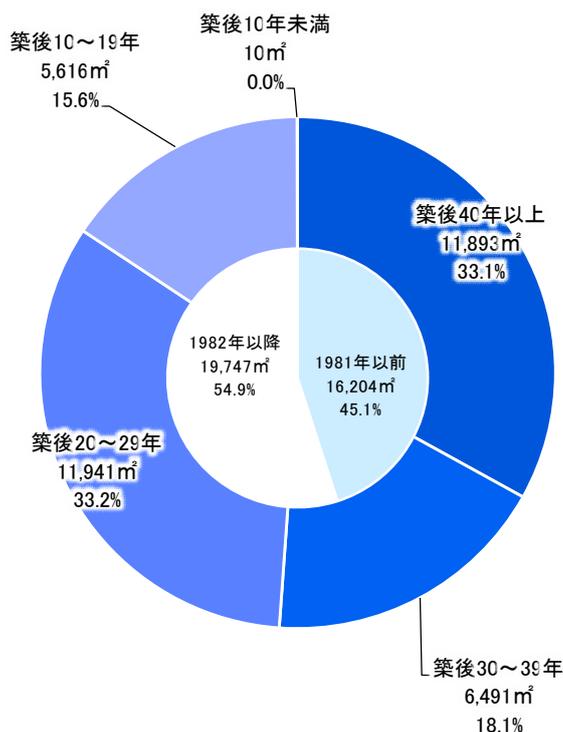
また、新耐震基準以前（昭和56年（1981年）以前に建築）の施設割合は45.1%と多く、生涯学習施設や公営住宅、高齢者福祉施設、公営住宅を除くと大半が新耐震基準以前の建築物となっています。

図表 用途別の築年数の状況

施設分類	単位	築後10年未満	築後10～19年	築後20～29年	築後30～39年	築後40年以上 (不明含む)	合計
小学校	m <sup>2</sup>		37		1,668	5,310	7,016
	%		0.5		23.8	75.7	100.0
幼稚園	m <sup>2</sup>				1,012		1,012
	%				100.0		100.0
公民館	m <sup>2</sup>				261	747	1,007
	%				26	74.1	100.0
生涯学習施設	m <sup>2</sup>			1,922	692	397	3,011
	%			63.8	23.0	13.2	100.0
スポーツ施設	m <sup>2</sup>			537	1,187		1,725
	%			31	69		100
高齢福祉施設	m <sup>2</sup>		3,638	316	269		4,223
	%		86.1	7.5	6.4		100.0
児童福祉施設	m <sup>2</sup>			331	390	2,459	3,179
	%			10.4	12.3	77.3	100.0
公営住宅	m <sup>2</sup>		1,490	8,631	779	78	10,979
	%		13.6	78.6	7.1	0.7	100.0
庁舎	m <sup>2</sup>	10	39			2,239	2,287
	%	0.4	1.7			97.9	100.0
その他	m <sup>2</sup>		412	204	233	663	1,512
	%		27.2	13.5	15.4	43.8	100.0
合計	m <sup>2</sup>	10	5,616	11,941	6,491	11,893	35,951
	%	0.0	15.6	33.2	18.1	33.1	100.0

※端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない

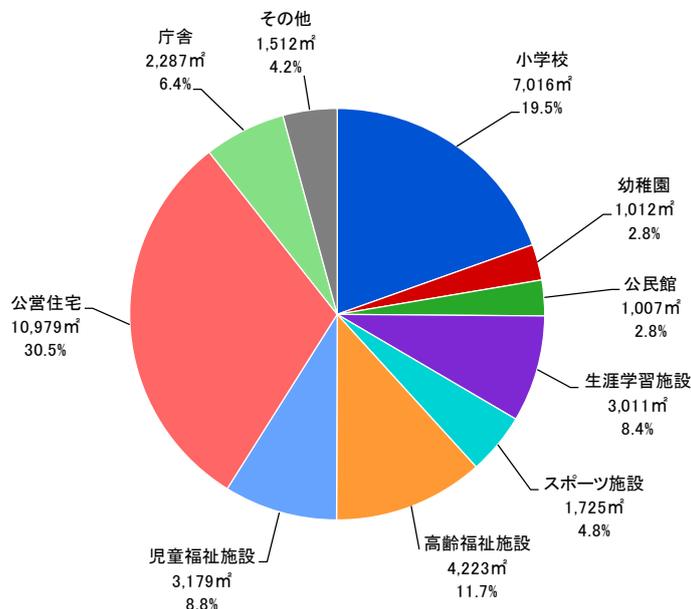
図表 建築物の築年数の状況



## (2) 施設用途別の割合

本町の建築物は、公営住宅が最も延床面積が大きく全体の 30.5%で、次いで小学校が 19.5%、高齢者福祉施設が 11.7%となっています。

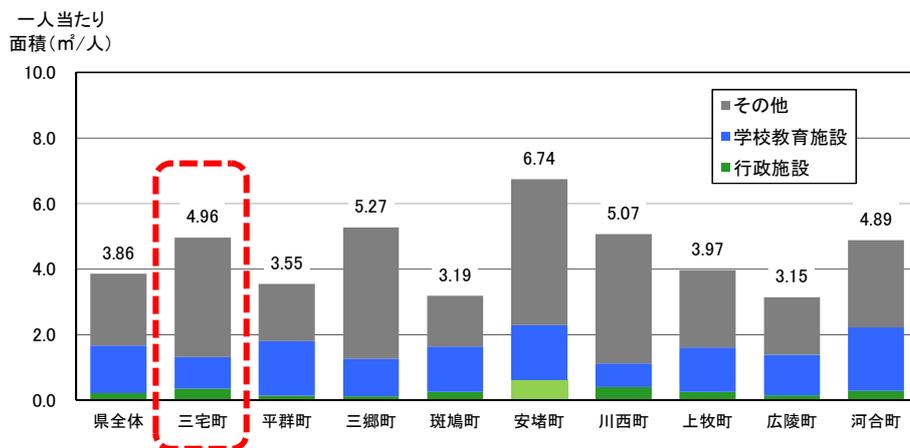
図表 建築物の用途別面積割合



## (3) 町民 1 人当たり公共施設（建築物）の近隣自治体比較

平成 25 年度（2013 年度）の総務省の公共施設状況調のデータに基づいて、県全体及び近隣自治体と町民 1 人当たり公共施設（建築物）を比較すると以下のようになります。本町は、県全体と比べると 1 人当たり公共施設面積はやや多いですが近隣自治体とは概ね同程度で、公営住宅等のその他の公共施設が多くを占めています。

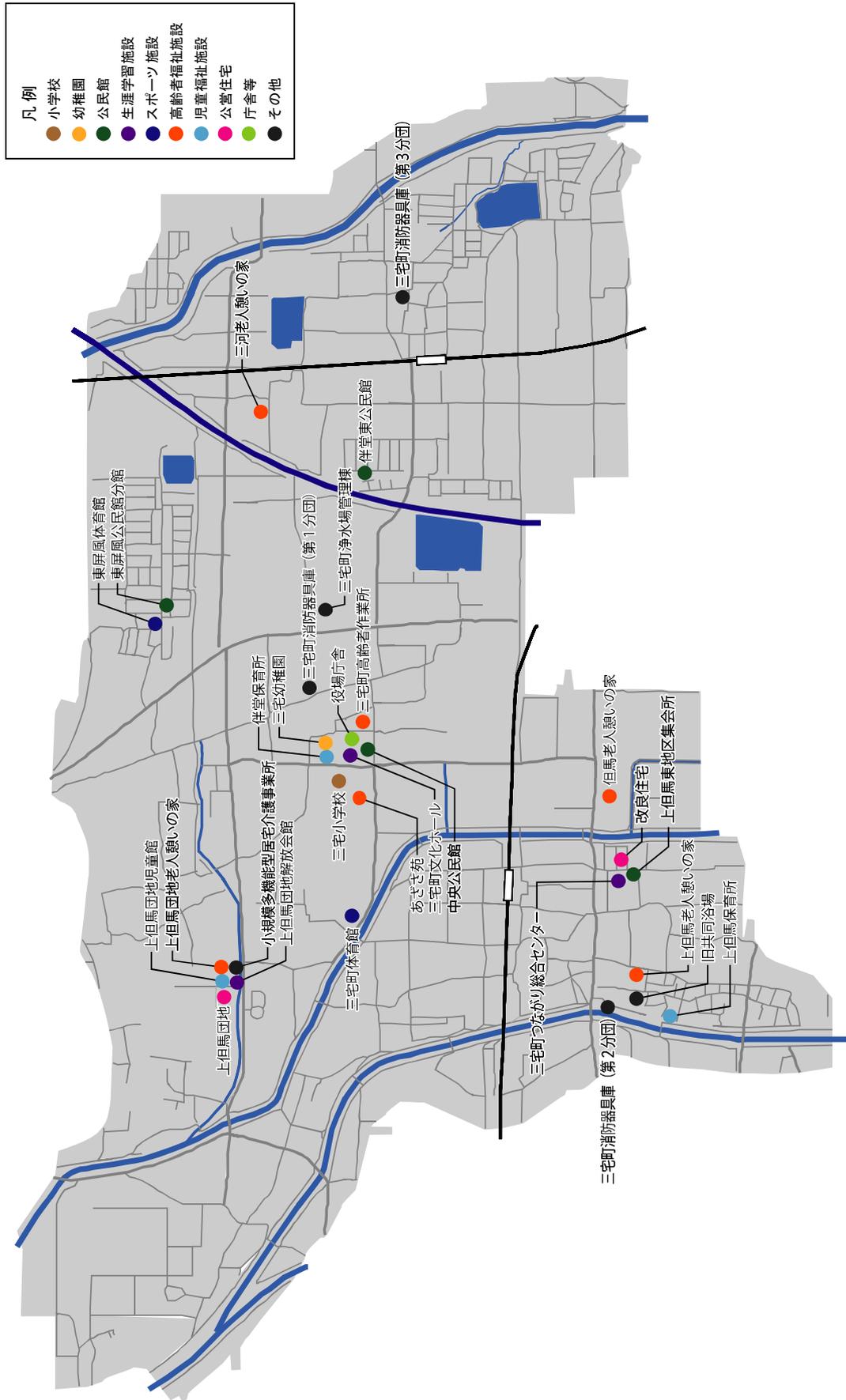
図表 町民 1 人当たり公共施設（建築物）面積の比較



出典：公共施設状況調より作成

※出典データが異なるため他で示した人口や延床面積による計算結果とは異なります。

図表 公共施設の配置

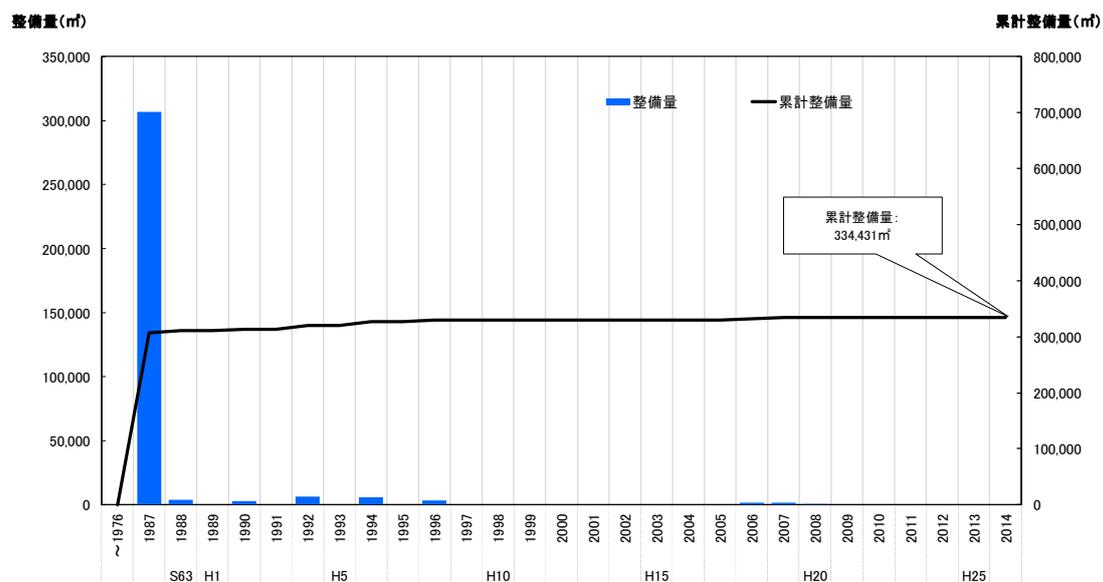


## 2. 道路

道路整備状況に関して、固定資産台帳から過去の整備量を整理すると下図のとおりになります。

総整備面積は約 33 万㎡となっています。整備年度については、昭和 62 年（1987 年）以前の道路の整備年度が不明のため、道路台帳の整備を行った昭和 62 年（1987 年）に計上しています。

図表 道路の年度別整備量



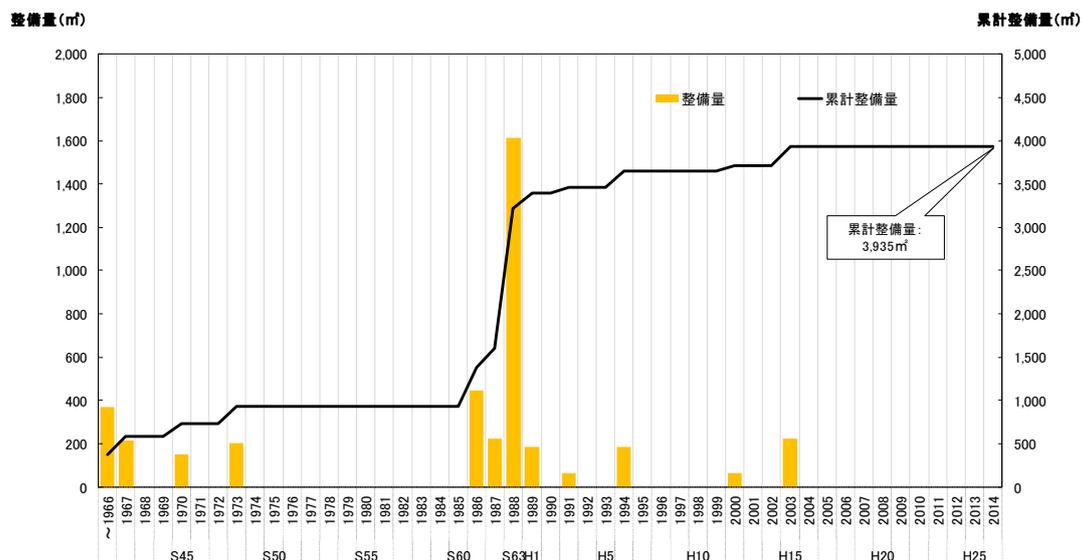
出典：固定資産台帳

### 3. 橋梁

橋梁整備状況に関して、固定資産台帳から過去の整備量を整理すると下図のようになります。

総整備面積は約 3,935㎡、70 橋となっています。整備年度については、昭和 62 年度（1987 年度）以前の整備年度不明分については台帳整備を行った昭和 63 年（1988 年）に計上しています。

図表 橋梁の年度別整備量



出典：固定資産台帳

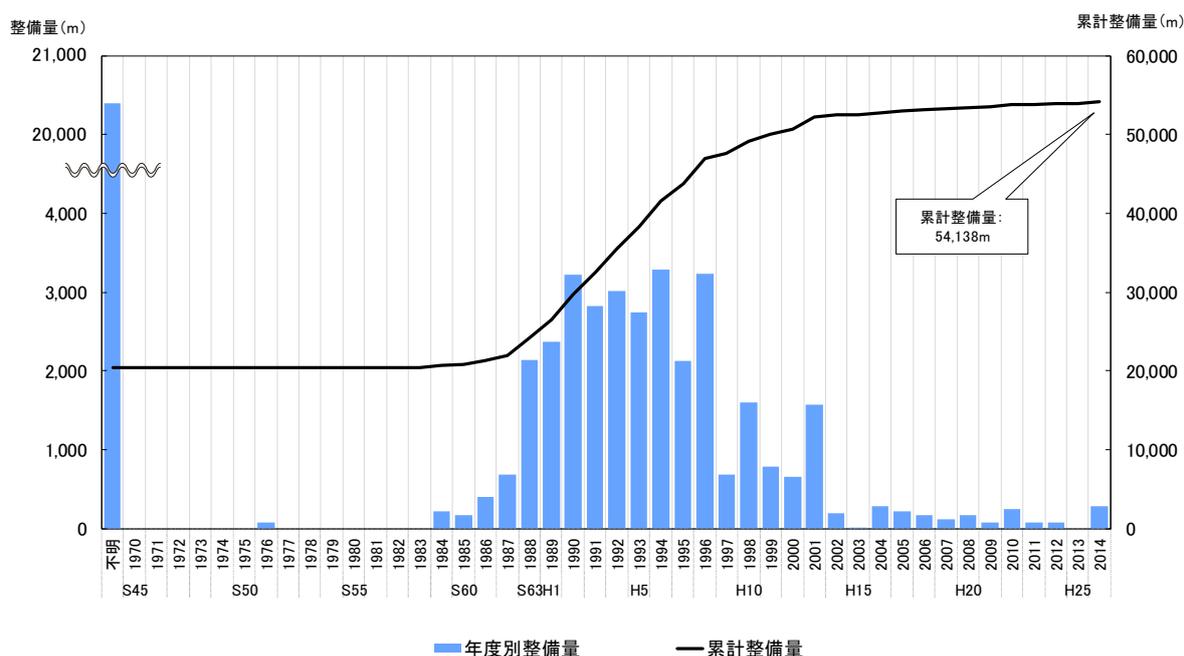
## 4. 上水道

上水道の総整備延長は約 54km となっています。

管路の大半は整備年度が不明となっていますが、本町の水道事業は昭和 37（1962）年 3 月に創設事業の認可を受けて、昭和 38（1963）年 4 月より給水を開始していることから（三宅町水道ビジョンより）、整備年度不明の管路の殆どはこの時期に整備されたものと考えられます。

水道管の耐用年数は 40 年とされていますので、この時期に整備された管路は既に耐用年数を超過しているため、漏水事故防止のためにも交換が急がれます。

図表 上水道の年度別整備量



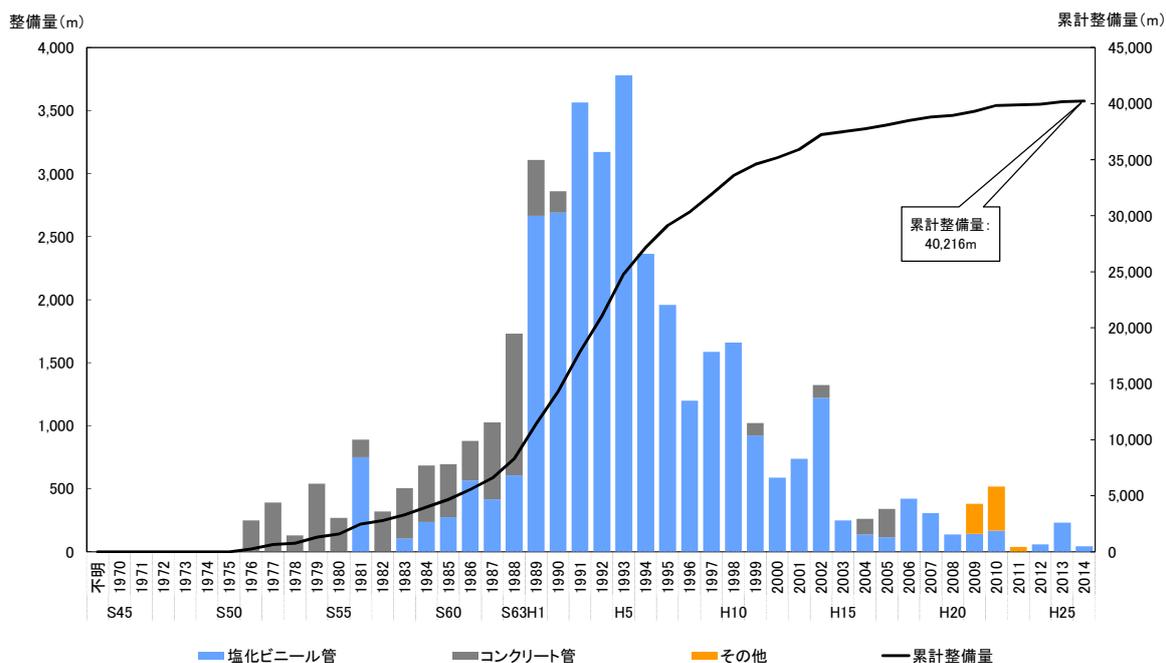
出典：固定資産台帳

## 5. 下水道

下水道の総整備延長は約 40km となっています。昭和 51 年から整備が開始され、整備のピークは昭和 60 年代から平成にかけての約 5 年間となっています。

下水道の耐用年数は 50 年とされていますので、今後 10 年後あたりから随時下水管の交換が必要となってきます。

図表 下水道の年度別整備量

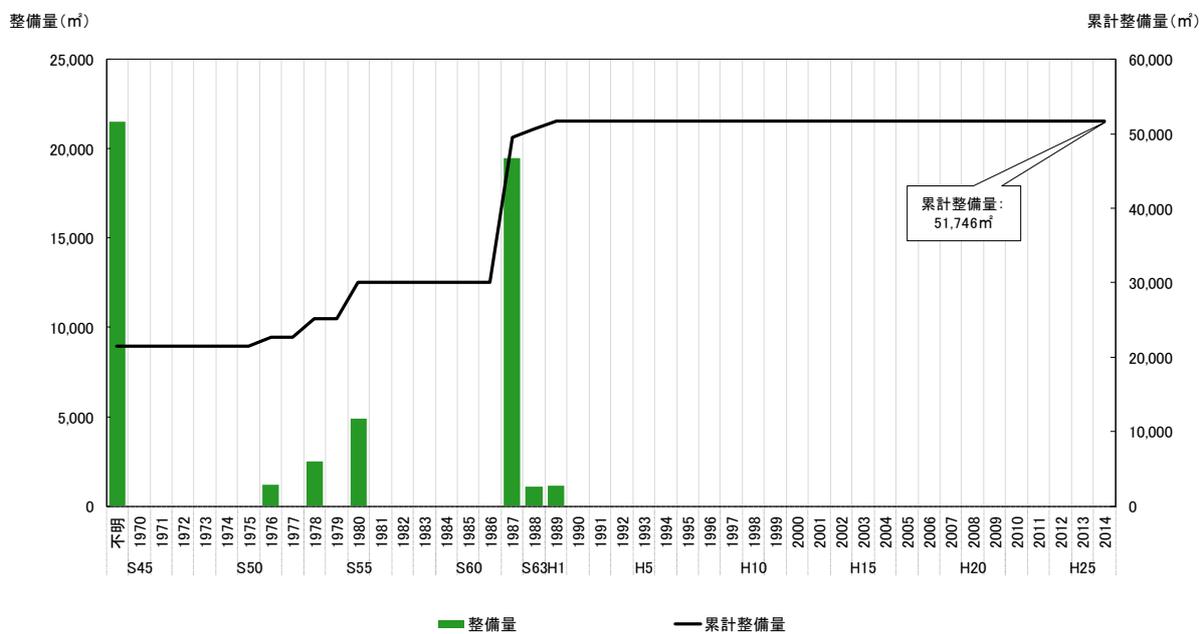


出典：固定資産台帳

## 6. 公園

公園の総整備面積は約 52,000 m<sup>2</sup>となっています。昭和 62 年度（1987 年度）が整備のピークとなりますが、これは三宅中央公園の整備によるものとなっています。

図表 公園の年度別整備量（面積、m<sup>2</sup>）



出典：公園台帳

## IV 公共施設全体に対する町民意向

町民に対して、公共施設の利用状況や施設の満足度等について行ったアンケート調査のうち、公共施設全体に関連する結果の一部を抜粋したものです。また、町実施の定住自立圏に基づく公共施設に関する意識調査からも関連する結果を一部抜粋しています。

なお、各施設に対する町民意向は、次章「V 用途別の現状と分析」においても記載しています。

町民アンケート	
調査目的	公共施設等総合管理計画策定に当り、広く町民の意見をうかがい、方針に反映していくことを目的として実施
調査対象	無作為に抽出した 20 歳以上の町民 1,200 人
調査方法	郵便による発送・回収
調査時期	平成 28 年 8 月 18 日発送、9 月 2 日締切
回収状況	回収数 494 通（回収率 41.1%）
備考	
アンケート結果の見方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラフに表示されている N 値は有効回答数です。</li> <li>・集計結果の%表示は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。</li> <li>・複数回答が可能な設問の場合、内訳の合計が 100%にならない場合があります。</li> </ul>
アンケートの精度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集計結果の比率は必ず誤差を含みますが、統計学上、その誤差は 3～5%以内であれば良いとされています。</li> <li>・本調査の回収数 494 通は、母集団（町内の 15 歳以上の全人口 6,421 人（住民基本台帳、H27.3.31 現在））に対し、信頼度 95%、標準誤差 5%とした場合の統計学上必要なサンプル数 363 件を上回り、本調査から得られた分析結果は、三宅町全体としての意見を推定するために、十分な精度を得ています。</li> </ul>

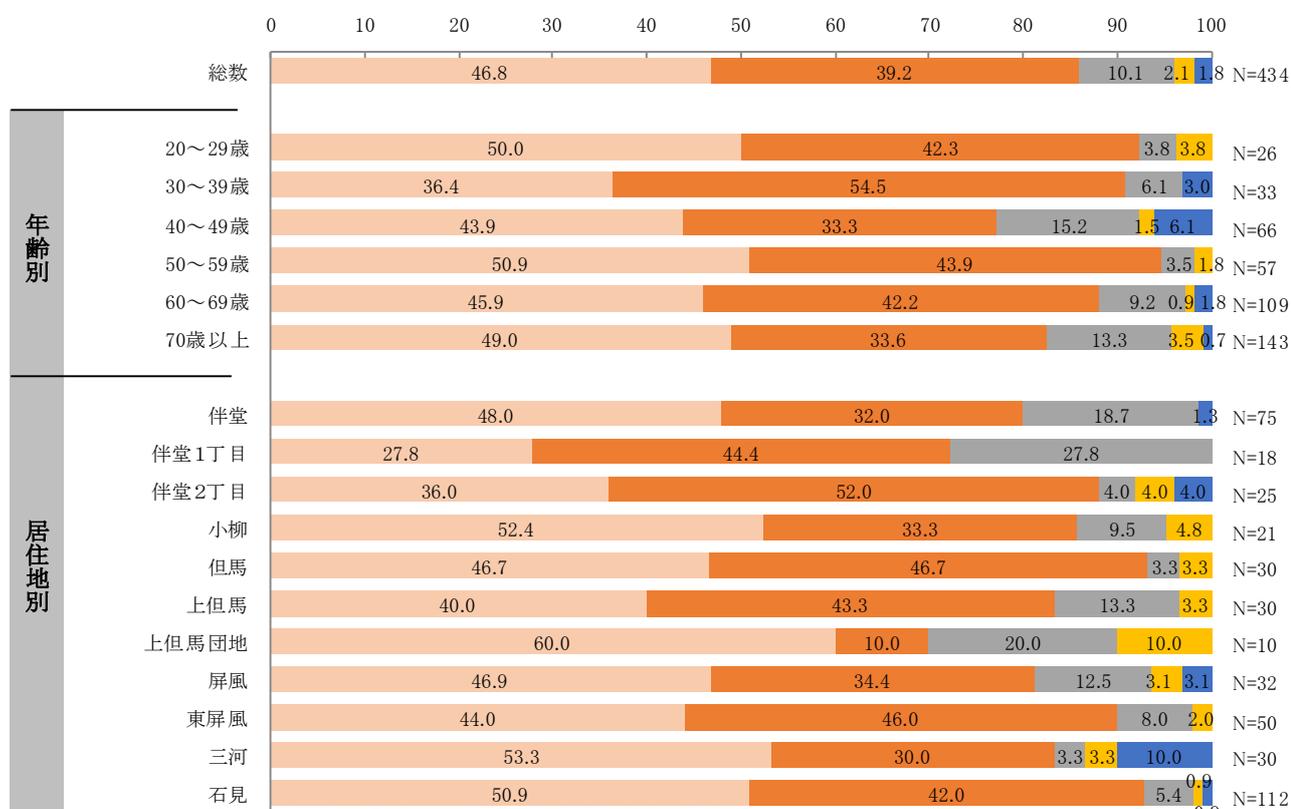
定住自立圏に基づく公共施設に関する意識調査	
調査目的	『定住自立圏』という新たな広域行政圏を形成したことにより、天理市や圏域町村の公共施設に対する住民意識の違いを知ることを目的として実施
調査対象	無作為の 1,400 部発送（三宅町内）
調査方法	郵便局のタウンプラスによる発送・回収
調査時期	平成 27 年 11 月頃発送、12 月 18 日締切
回収状況	回収数 346 通（回収率 25%）
備考	—
アンケート結果の見方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラフに表示されている N 値は有効回答数です。</li> <li>・集計結果の%表示は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100%にならない場合があります。</li> <li>・複数回答が可能な設問の場合、内訳の合計が 100%にならない場合があります。</li> </ul>

# 1. 今後の公共施設（建物）のあり方について

## 1-1. 公共施設整備のあり方について

「必要な施設機能（住民サービス）を町内の施設で賄えるだけの施設は維持し、重複する機能の施設を減らすことで、公共施設にかかる費用を削減する」が最も多く46.8%、次いで、「他市町の公共施設利用（広域利用）を前提に三宅町の公共施設の必要性を見直し、不要な施設を減らすことで、公共施設にかかる費用を削減する」が39.2%となっています。年齢別では、「40歳～49歳」および「70歳以上」において、上記「他市町の公共施設利用を前提～」の割合がやや低くなっています。

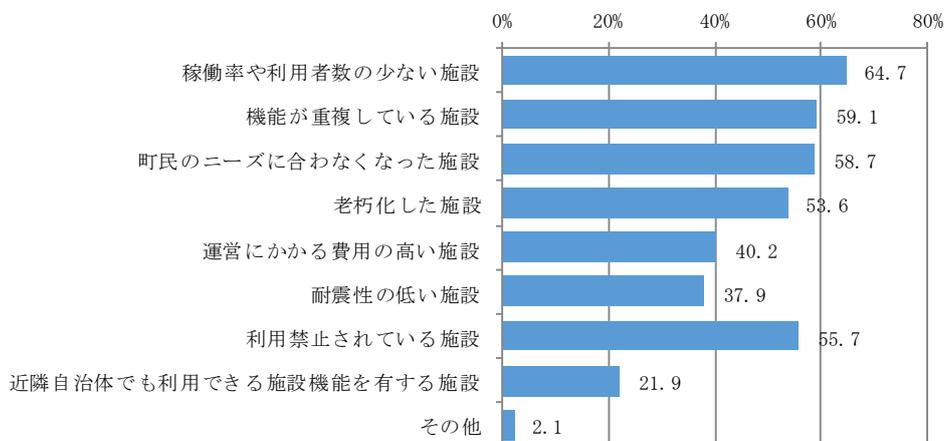
居住地別では、「上但馬団地」の6割が、「必要な施設機能（住民サービス）を町内の施設で賄えるだけの施設は維持し、重複する機能の施設を減らすことで、公共施設にかかる費用を削減する。」と回答しています。



- 必要な施設機能（住民サービス）を町内の施設で賄えるだけの施設は維持し、重複する機能の施設を減らすことで、公共施設にかかる費用を削減する
- 他市町の公共施設利用（広域利用）を前提に三宅町の公共施設の必要性を見直し、不要な施設を減らすことで、公共施設にかかる費用を削減する
- 現在の公共施設量を維持する。そのためには利用料金が値上がりすることになっても仕方ない
- 現在の公共施設量を維持する。不足分は税金を投入する。そのためには、他の行政サービスの廃止や、質の低下も仕方がない
- その他

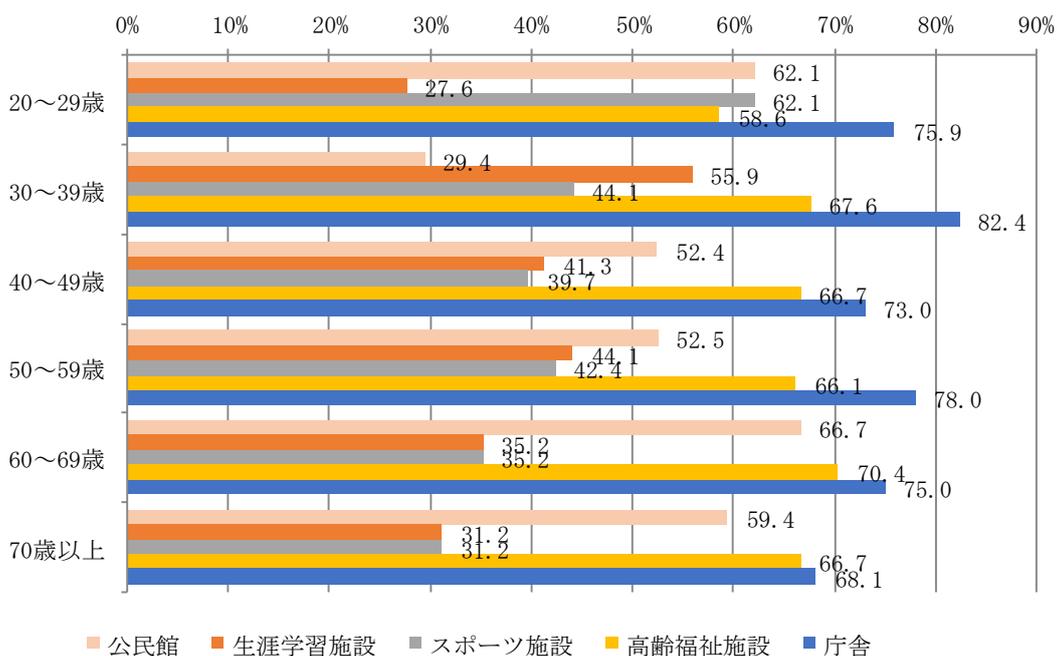
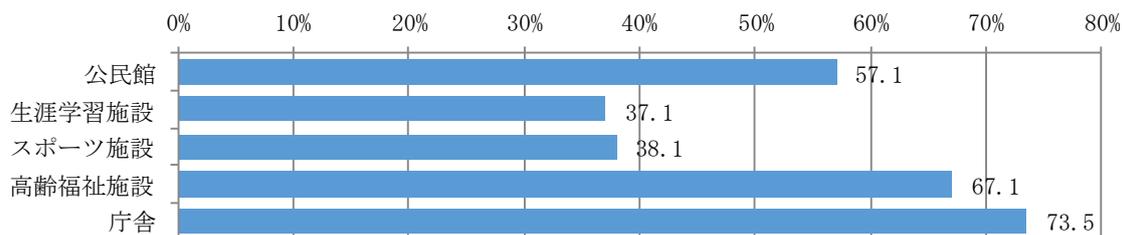
### 1-2. 減らしてもよいと考える施設について

「稼働率や利用者数の少ない施設」が64.7%で最も多く、次いで、「機能が重複している施設」が59.1%、「町民のニーズに合わなくなった施設」が58.7%、「利用禁止されている施設」が55.7%となりました。



### 1-3. 残すべき施設について

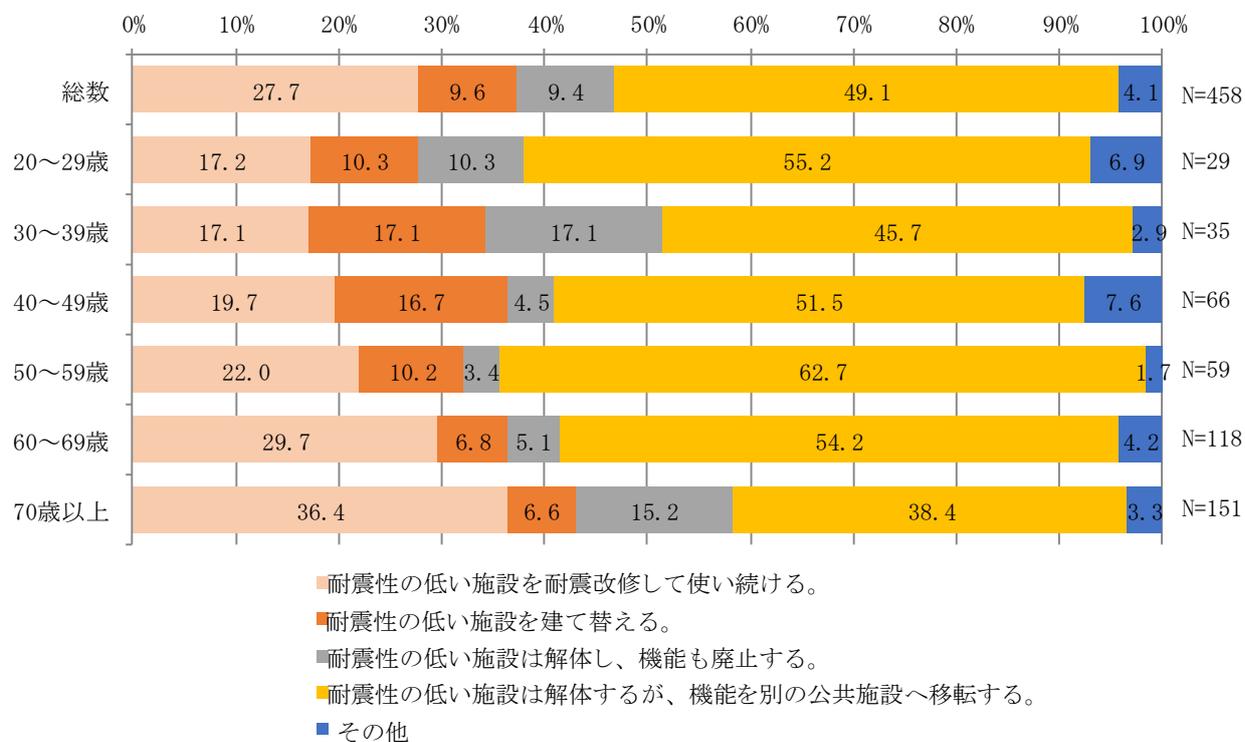
「庁舎」が73.5%で最も多く、「高齢福祉施設」が67.1%、「公民館」が57.1%となります。年齢別では、「30歳から39歳」の55.9%が「生涯学習施設」を選択しています。



### 1 - 4. 耐震性の低い施設について

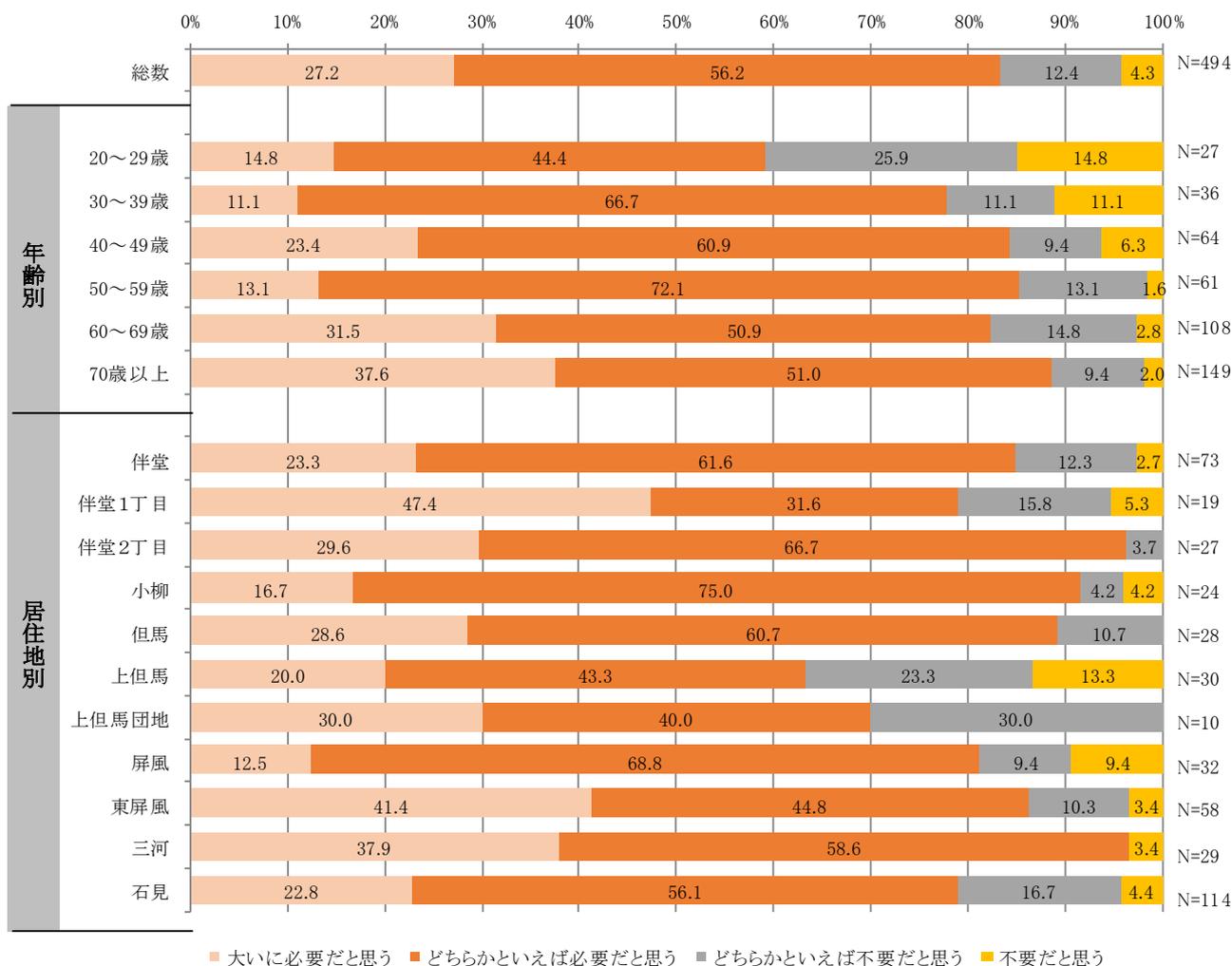
「耐震性の低い施設は解体するが、機能を別の公共施設に移転する」が 49.1%と最も多く、次いで「耐震性の低い施設を耐震改修して使い続ける」で 27.7%となっています。

ただし、70 歳以上においては、「耐震性の低い施設を耐震改修して使い続ける」の割合が 36.4%と、最も高くなっています。



### 1 - 5. 地域活動拠点となる施設のあり方について

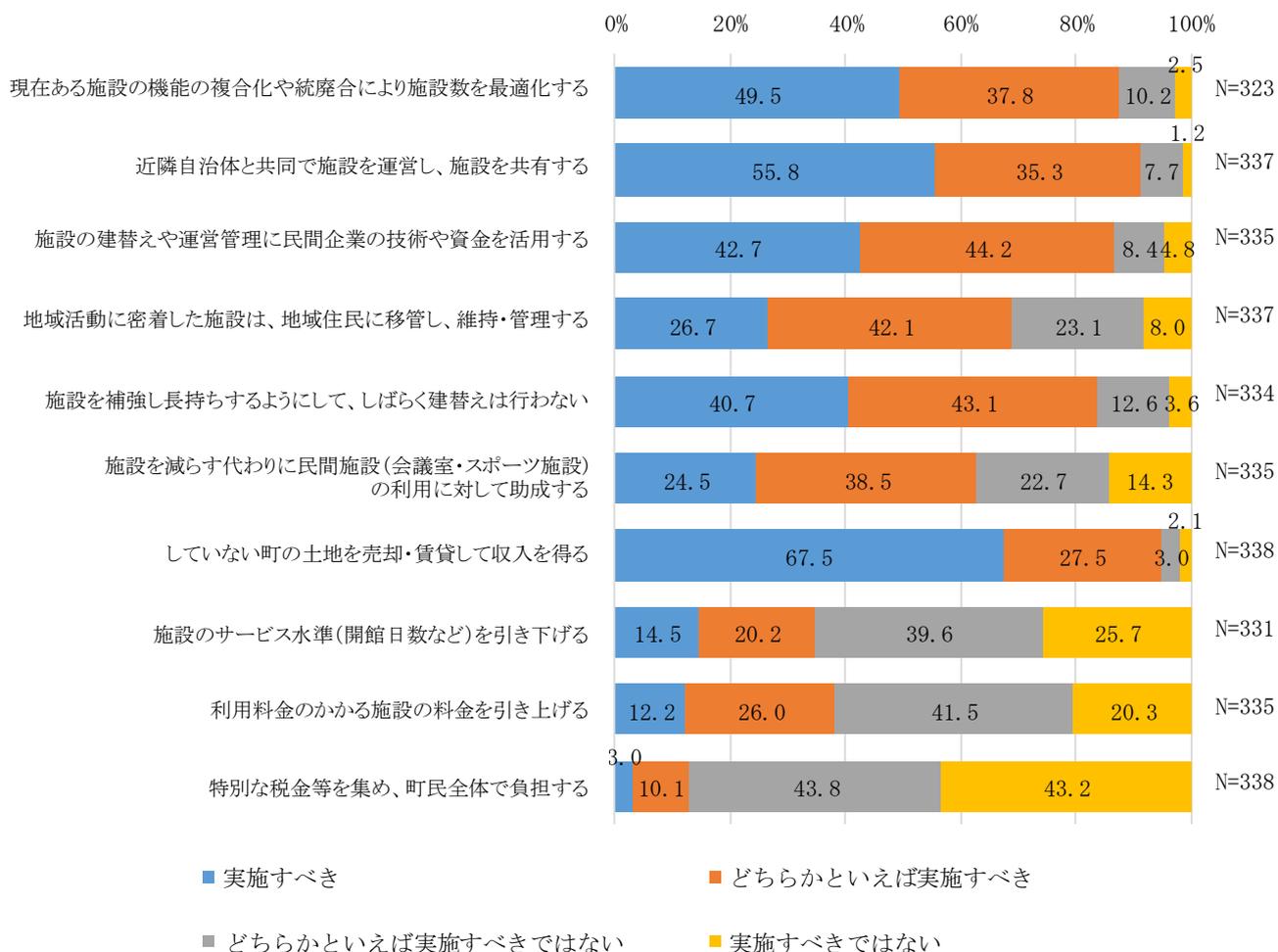
全体の7割以上が「必要だと思う」と回答しています。年齢別にみると、「70歳以上」においては、「大いに必要だと思う」の割合が37.6%と増加し、地区別にみると、「伴堂1丁目」が47.4%、東屏風が41.4%と、高い割合を示しています。



### 1 - 6. 今後の公共施設の取り組みについて【定住自立圏アンケート】

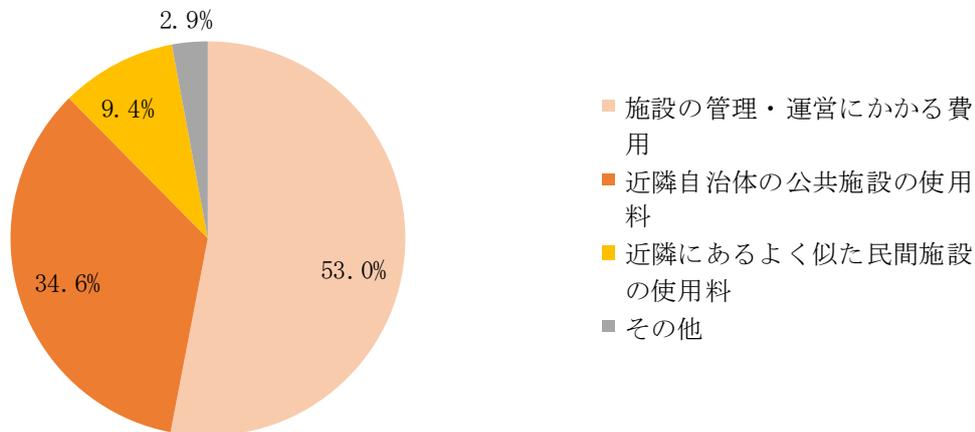
今後、公共施設を維持していく上での必要な取り組みについて、「利用していない町の土地を売却・賃貸して収入を得る」を実施すべきとする回答が 67.5%と最も多く、次いで、「近隣自治体と共同で施設を運営し、施設を共有する」を実施すべきが 55.8%となっています。

一方、「施設のサービス水準（開館日数など）を引き下げる」や「利用料金のかかる施設の料金を引き上げる」、「特別な税金等を集め、町民全体で負担する」といった利用者の負担に直接的に影響する設問については、実施すべきでないとする回答が多くなっています。



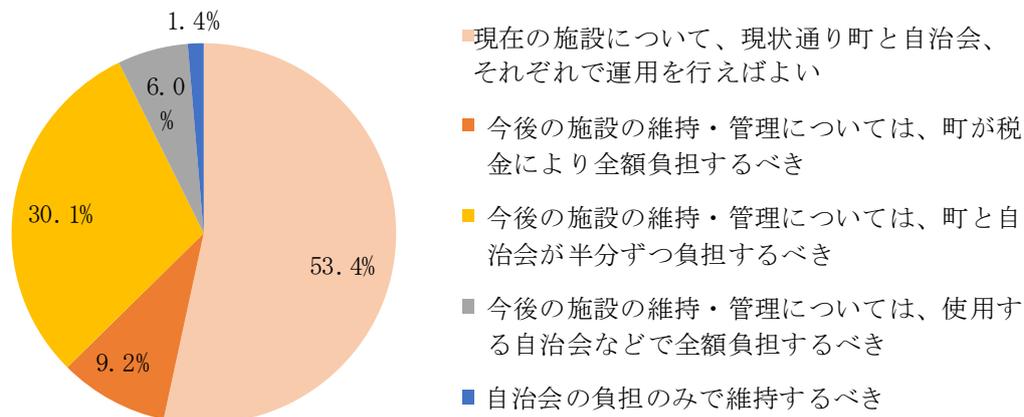
## 2. 使用料の基準について

「施設の管理・運営にかかる費用」が53.0%と最も多く、次いで「近隣自治体の公共施設の使用料」で34.6%となっています。



## 3. 施設の維持管理の費用負担について

「現在の施設について、現状通り町と自治会、それぞれで運用を行えばよい」が最も多く、53.4%となります。次いで「今後の施設の維持管理については、町と自治会が半分ずつ負担すべき」が30.1%となります。



## 4. 公共施設の広域利用について

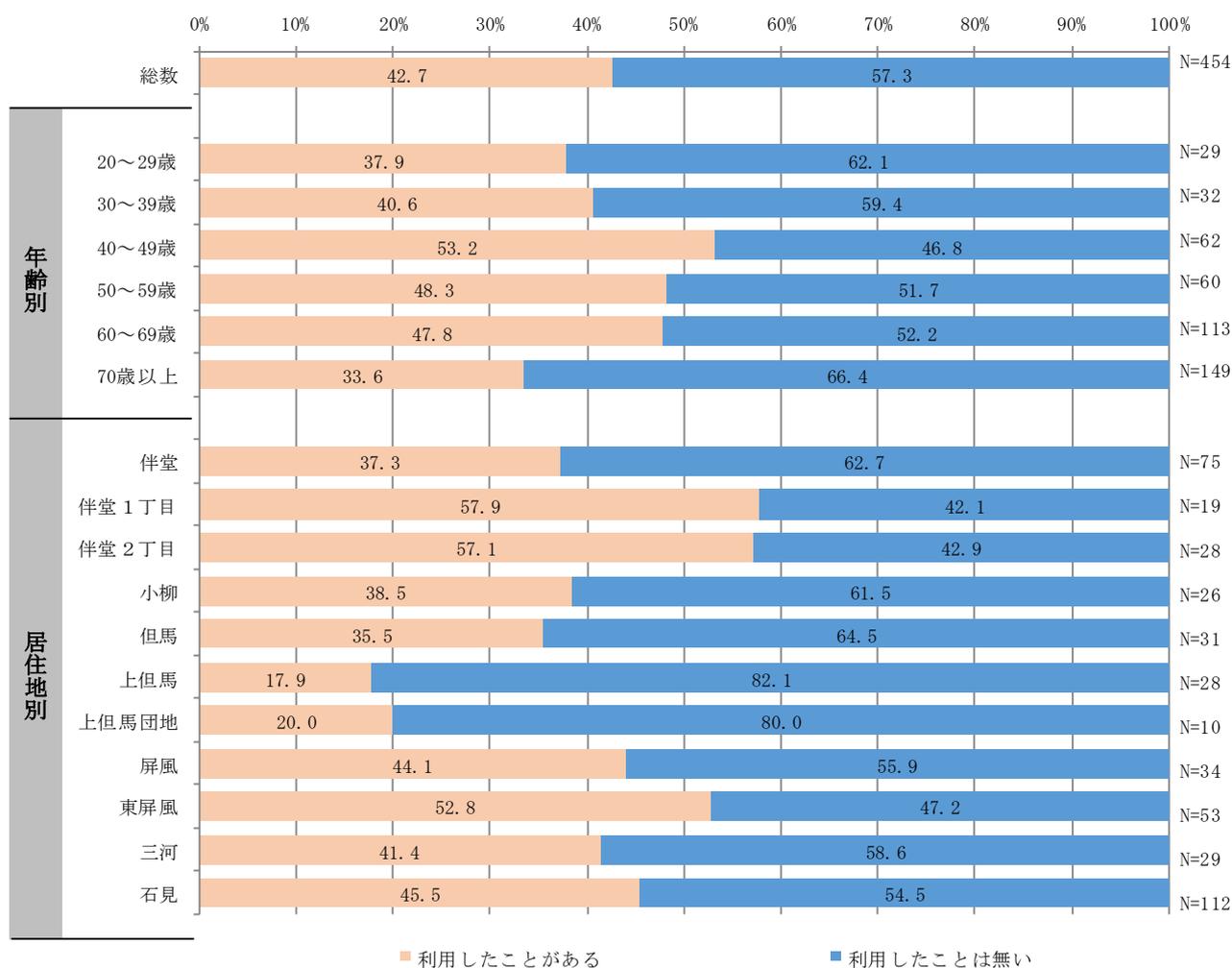
### 4-1. 他市町の公共施設の利用状況

全体の42.7%が、他市町の公共施設を「利用したことがある」と答えています。年齢別では、「40歳～49歳」、「50～59歳」、「60～69歳」の約5割が、「利用したことがある」と回答しています。

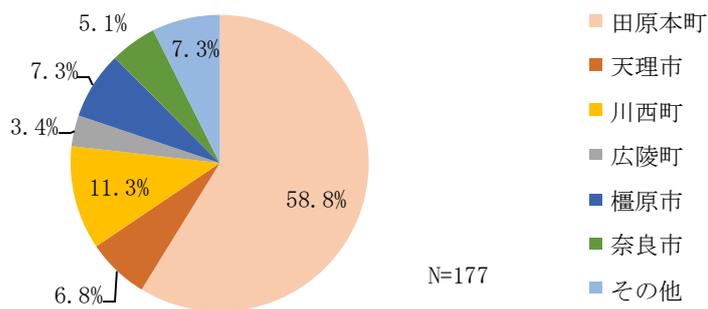
地域別では、「伴堂1丁目」が57.9%と、高い割合になっています。一方、「上但馬」および「上但馬団地」においては、他地区に比べて、「利用したことがない」の割合が高くなります。

所在地については、「田原本町」が、頻度は「年に数回」が最も多く、「図書館」、「青垣生涯学習センター」に多く訪れています。

#### ◆三宅町以外の公共施設の利用状況



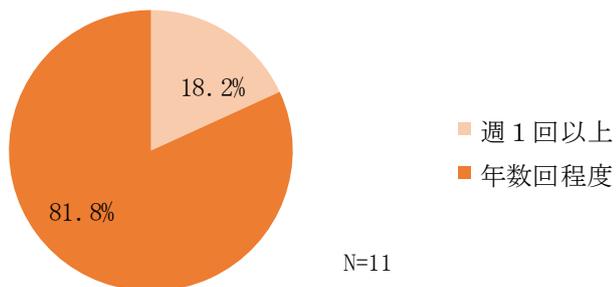
◆自治体名



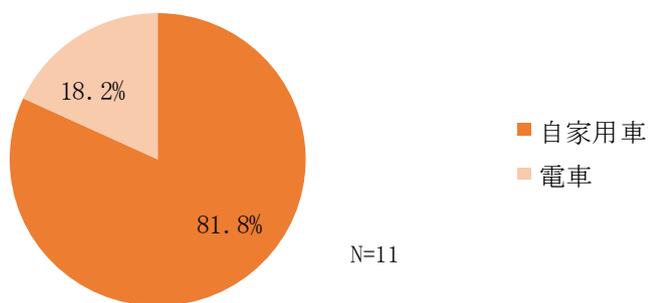
◆利用した施設名

・図書館が 90 件（うち田原本町が 74 件）、青垣生涯学習センターが 40 件挙げられます。

◆利用状況

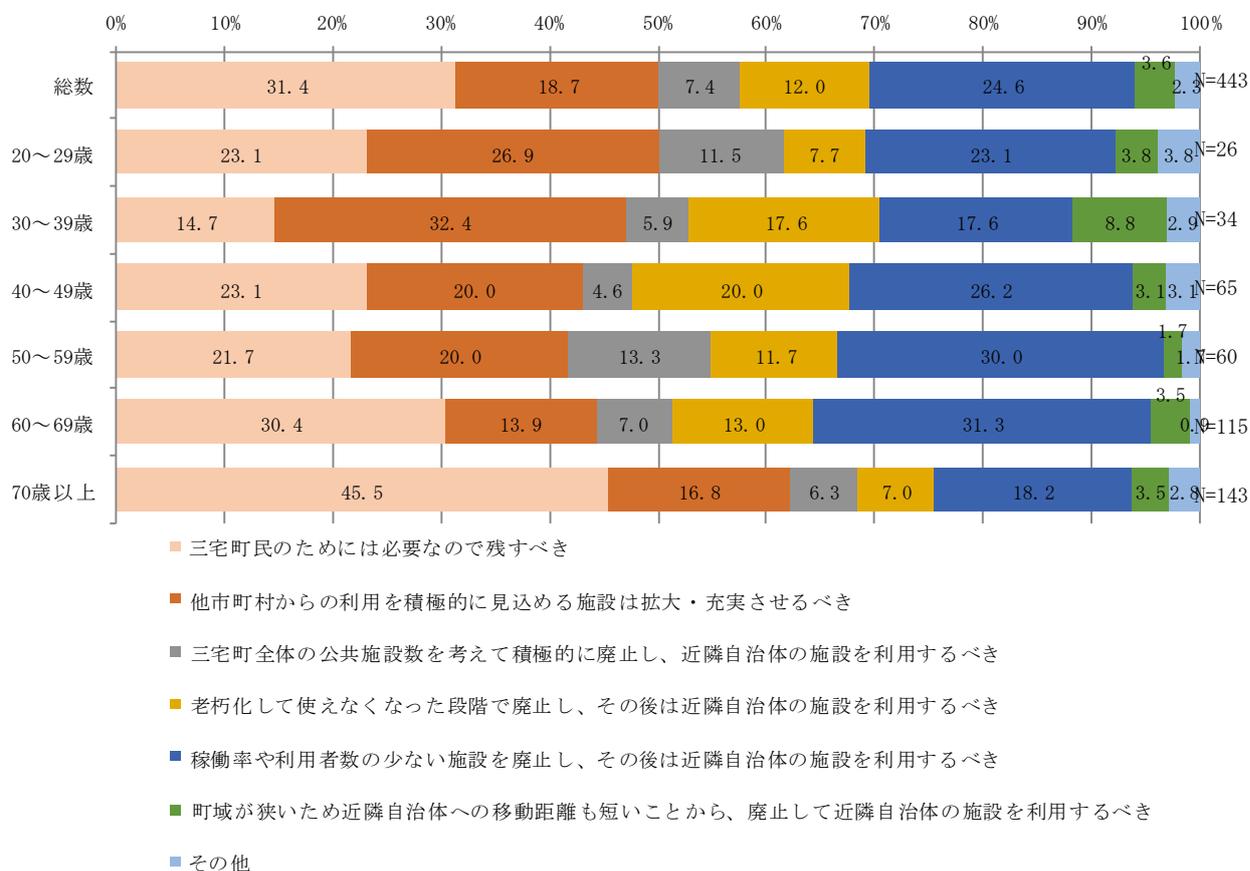


◆移動手段



#### 4-2. 近隣自治体と同じ用途を持つ三宅町の公共施設について

「三宅町民のためには必要なので残すべき」が、31.4%と最も多く、次いで、「稼働率や利用者数の少ない施設を廃止し、その後は近隣自治体の施設を利用するべき」が24.6%となります。また、「70歳以上」の45.5%は、「必要なので残すべき」を支持しています。



## V 用途別の現状と分析

### 1. 学校教育施設

学校教育施設は「1-1.小学校」「1-2.幼稚園」の2項目について分析を行います。学校教育施設は全施設面積の22.3%で公営住宅に次いで大きい面積を占めています。

#### 1-1. 小学校

##### (1) 施設概要

###### ①施設一覧

町内の小学校は、三宅小学校の1校となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
三宅小学校	伴堂 766	昭和 45 年 3 月	18,361	7,016	単独

###### ②設置目的等

三宅小学校の設置目的は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
三宅小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

###### ③施設運営の状況

小学校は直営で運営され、土日祝日を除く7時から17時までの運営となっています。

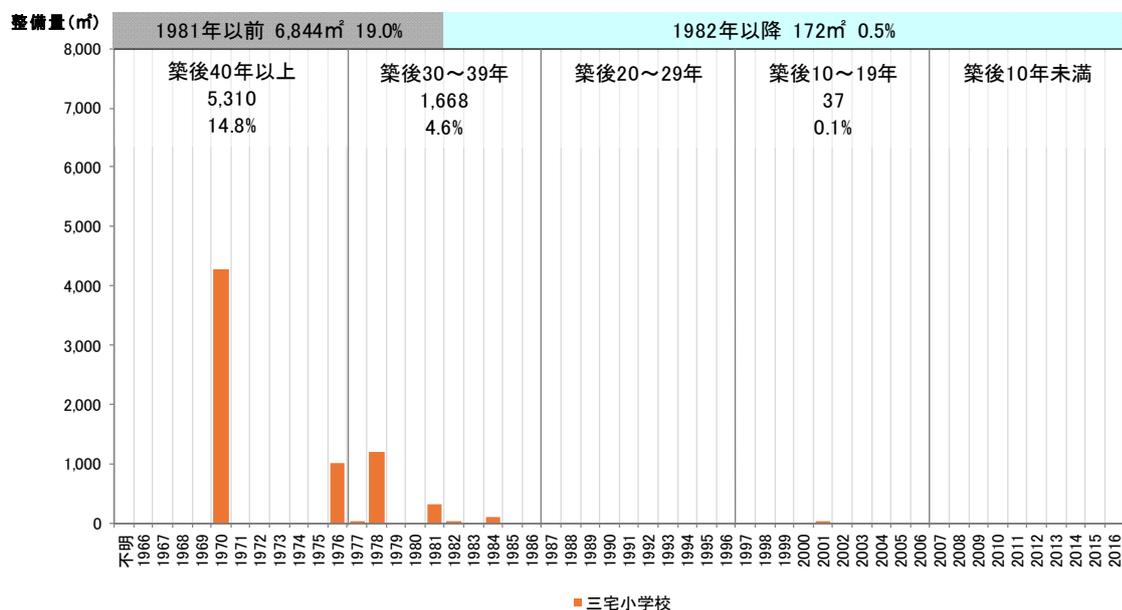
施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
三宅小学校	7:00~17:00	土日祝	直営	200



三宅小学校

#### ④ 築年別整備状況

小学校校舎等の多くは昭和 56 年（1981 年）以前の建築物となっています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

#### ⑤ 建物状況

小学校校舎は 11 棟の建築物で構成されており、全て耐震化対策実施済みとなっています。また、バリアフリー等についても対策されています。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
三宅小学校	11	11			○	○	○	○	○			○	2	

※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

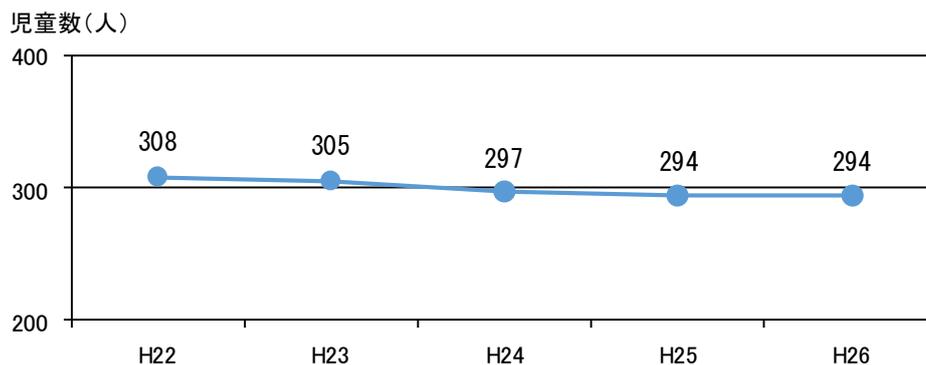
## (2) 利用の実態

### ①児童数の状況

平成 26 年度の児童数は 294 人で、過去 5 年間は減少傾向で推移しています。

施設名称	校舎面積 (㎡)	児童数 (人)					校舎面積 100 ㎡当た りの生徒数
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
三宅小学校	5,604	308	305	297	294	294	5.25

※校舎面積 100 ㎡当たりの生徒数は、平成 26 年度値

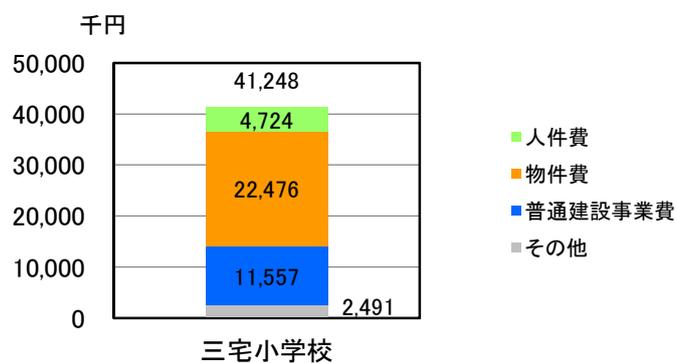


### (3) 施設コストの実態

「三宅小学校」は、年間約 41,248 千円のコストがかかっており、約半分は物件費（主に維持管理費）になっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
三宅小学校	41,248	4,724	22,476	11,557	2,491



## 2-1. 幼稚園

### (1) 施設概要

#### ①施設一覧

町内の幼稚園は、三宅幼稚園の1園となっています。なお、平成28年度より伴堂保育所と統合し、三宅幼児園（認定こども園）として運営しています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
三宅幼稚園	伴堂703-1	昭和52年3月	3,013	1,012	単独

#### ②設置目的等

三宅幼稚園の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
三宅幼稚園	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

#### ③施設運営の状況

三宅幼稚園の運営状況は以下に示すとおりです。

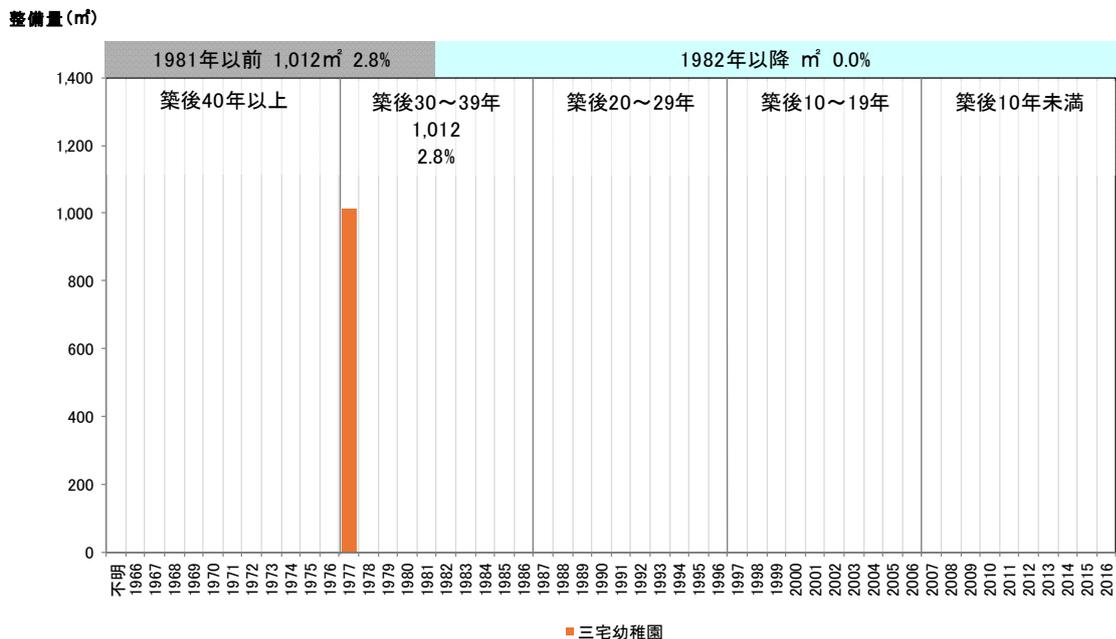
施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
三宅幼稚園	8:30~14:00	土日祝	直営	240



三宅幼児園

④ 築年別整備状況

幼稚園の建物は昭和 52 年（1977 年）に整備されています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

⑤ 建物状況

幼稚園は 1 棟から構成され、耐震化診断未実施の施設もありますが、平成 24 年度には、耐震補強及び大規模改修工事を実施しており、耐震化対策は全て実施済みです。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
三宅幼稚園	1	1			○	○			○	○	○	○	1	○

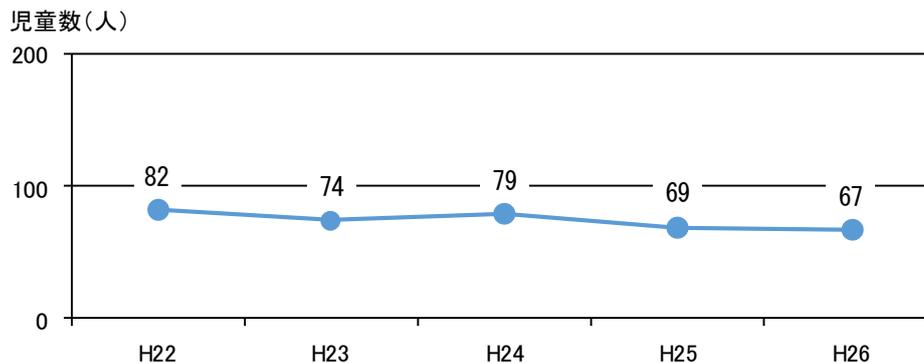
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

## (2) 利用の実態

### ①児童数の状況

平成 26 年度の児童数は 67 名で、減少傾向で推移しています。

施設名称	児童数 (人)				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
三宅幼稚園	82	74	79	69	67

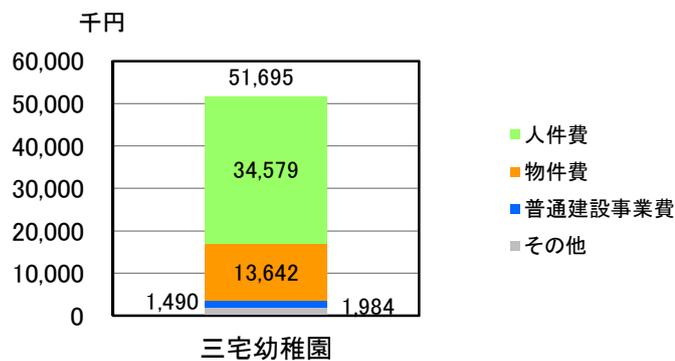


## (3) 施設コストの実態

「三宅幼稚園」は、年間約 51,695 千円のコストがかかっており、7 割近くが人件費になっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
三宅幼稚園	51,695	34,579	13,642	1,490	1,984



## 2. 生涯学習等施設

生涯学習施設については、「2-1.公民館」「2-2.生涯学習施設」「2-3.スポーツ施設」の3項目について分析を行います。生涯学習施設は、全施設面積の16.0%を占めています。

### 2-1. 公民館

#### (1) 施設概要

##### ①施設一覧

町内の公民館は、中央公民館、伴堂東公民館分館、東屏風公民館分館の3施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
中央公民館	伴堂 689	昭和 41 年 9 月	-	803	単独
伴堂東公民館分館	伴堂 136-10	昭和 53 年 3 月	136	73	単独
東屏風公民館分館	屏風 430-38	昭和 49 年 4 月	219	131	単独

##### ②設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
中央公民館	三宅町の住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
伴堂東公民館分館	各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。
東屏風公民館分館	各種の事業を行い、住民の教養の向上健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### ③施設運営の状況

中央公民館は直営による運営となっており、平日昼間のみ運営となっています。

施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
中央公民館	8:30~17:00	土日祝	直営	240
伴堂東公民館分館	-	-	その他	-
東屏風公民館分館	-	-	その他	-



中央公民館



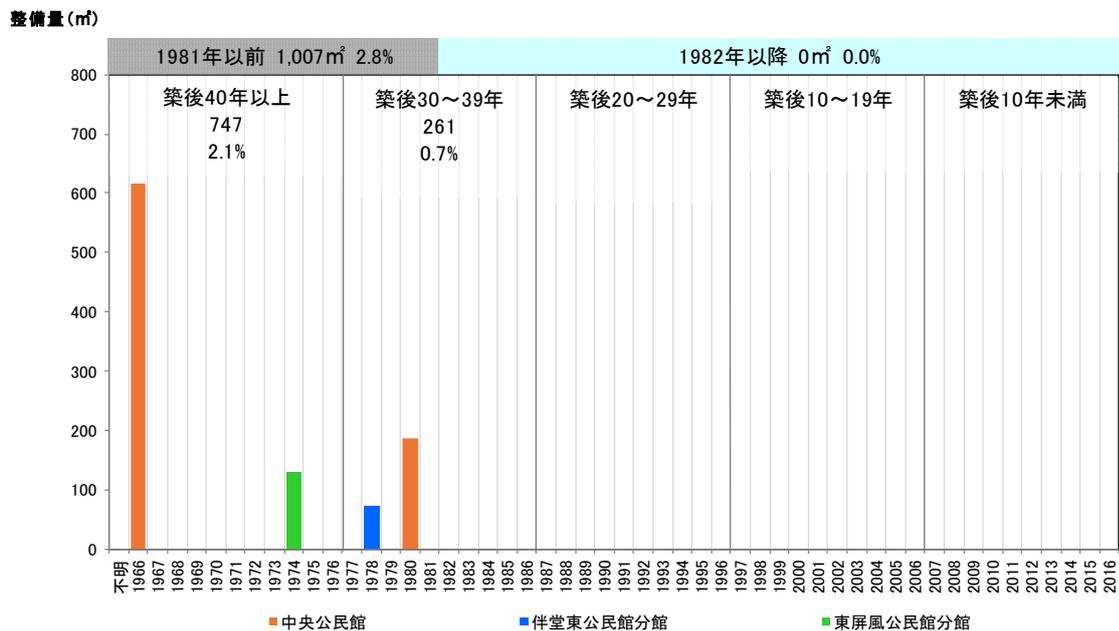
伴堂東公民館分館



東屏風公民館分館

#### ④ 築年別整備状況

各施設とも昭和 50 年代（1985 年）以前に整備されています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

#### ⑤ 建物状況

各施設とも昭和 56 年以前に整備されていますが、耐震化診断が未実施です。  
 また、バリアフリー等については対策されていません。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
中央公民館	1			1								○	2	
伴堂東公民館分館	1			1										
東屏風公民館分館	1			1										

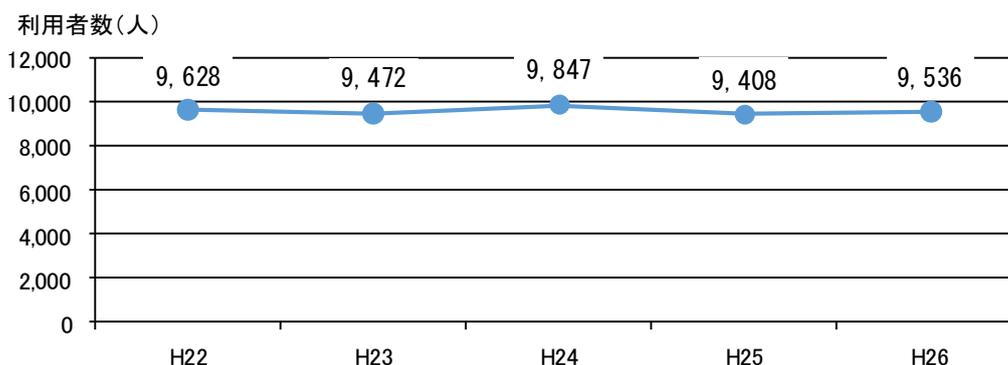
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

## (2) 利用の実態

### ①利用者数の状況

中央公民館の利用者数は平成24年度をピークに減少傾向にあります。その他の施設については利用状況の記録をとっていない事もあり不明です。

施設名称	利用者数（人）				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
中央公民館	9,628	9,472	9,847	9,408	9,536
伴堂東公民館分館	—	—	—	—	—
東屏風公民館分館	—	—	—	—	—

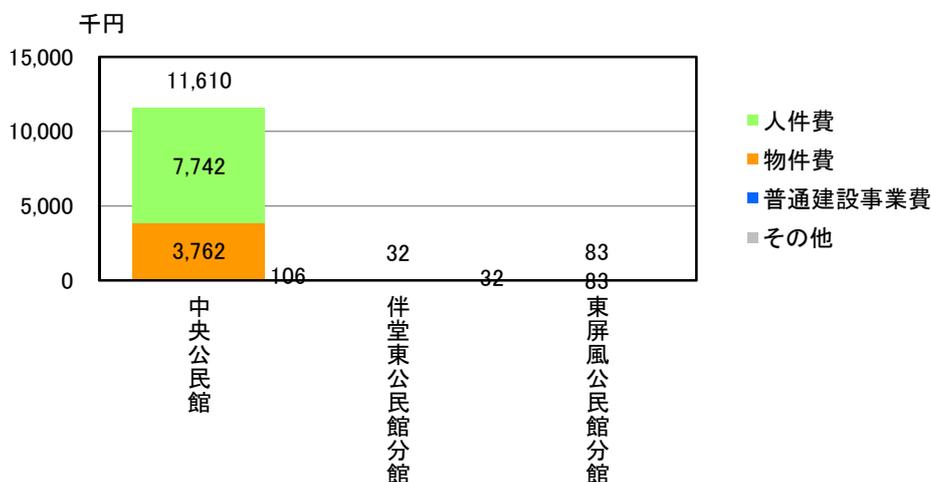


### (3) 施設コストの実態

「中央公民館」は年間約11,610千円、「伴堂東公民館分館」は約32千円、「東屏風公民館分館」は約83千円のコストがかかっており、うち、中央公民館は8割近くが人件費に、伴堂東公民館分館と東屏風公民館分館は負担金補助及び交付金等のその他経費となっています。

(千円)

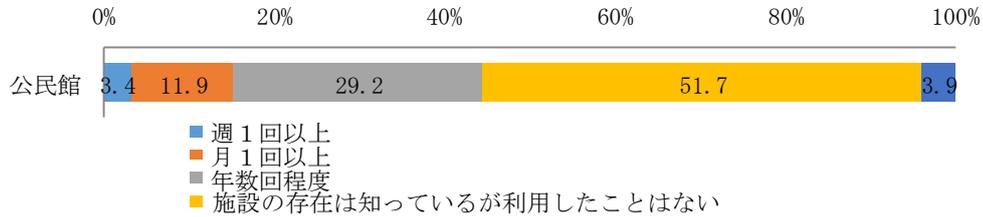
施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
中央公民館	11,610	7,742	3,762	0	106
伴堂東公民館分館	32	0	0	0	32
東屏風公民館分館	83	0	0	0	83



#### (4) 町民意向

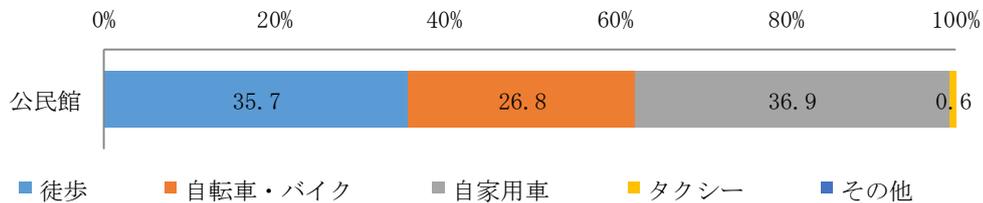
##### ①利用頻度

「施設の存在は知っているが利用したことはない」が51.7%と最も多く、次いで「年数回程度」が29.2%となっています。



##### ②移動手段

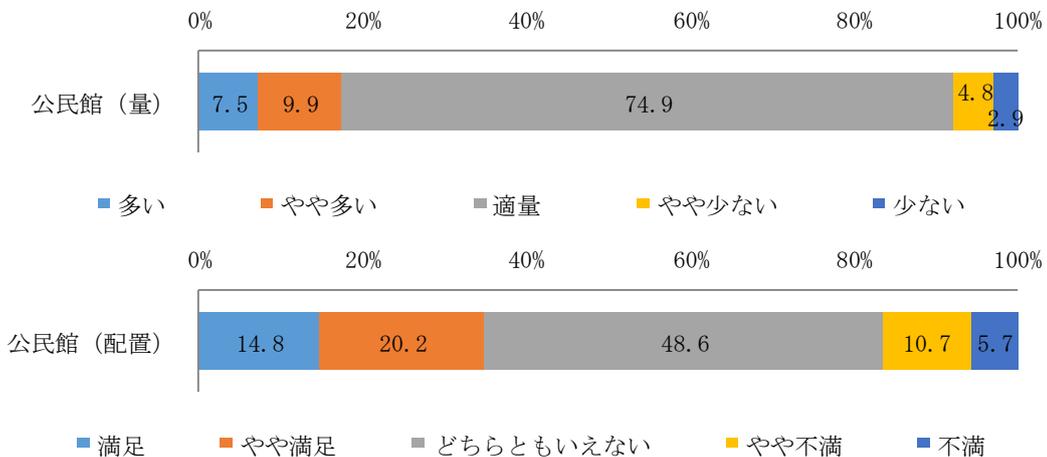
移動手段については、最も多いのが「自家用車」で36.9%、次いで「徒歩」が35.7%となっています。



##### ③量・配置

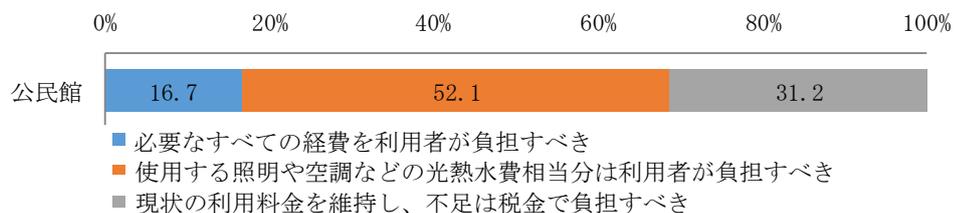
量について、「適量」が74.9%と最も多く、次いで「やや多い」が9.9%となっています。

配置について、「どちらともいえない」が48.6%と最も多く、次いで「やや満足」が20.2%となっています。



##### ④利用者負担

「使用する照明や空調などの光熱水費相当分は利用者が負担すべき」が52.1%と最も多く、次いで「現状の利用料金を維持し、不足は税金で負担すべき」が31.2%となっています。



## 2-2. 生涯学習施設

### (1) 施設概要

#### ① 施設一覧

町内の生涯学習施設は、三宅町文化ホール、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）、上但馬団地解放会館の3施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
三宅町文化ホール	伴堂 689	平成 5 年 3 月	-	1,922	単独
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	但馬 360-3	昭和 54 年 3 月	2,358	692	複合
上但馬団地解放会館	屏風 250-21	昭和 50 年 3 月	542	397	単独

#### ② 設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
三宅町文化ホール	町民の文化・芸能・教養の向上とふれあい豊かな地域社会づくりを図るとともに産業振興に寄与することを目的とする。
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	住民の社会的・経済的・文化的生活の向上と社会福祉の増進をはかり基本的人権の確立を図ることを目的とする。
上但馬団地解放会館	住民の社会福祉の増進をはかり、基本的人権の確立を図ることを目的とする。

#### ③ 施設運営の状況

各施設とも運営は直営で、三宅町文化ホールは月曜日が休館日、上但馬団地解放会館は平日のみ運営となっています。

施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
三宅町文化ホール	9:00~17:00	毎週月曜	直営	290
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)※	-	-	-	-
上但馬団地解放会館	8:30~17:15	土日祝	直営	240

※現在閉鎖中



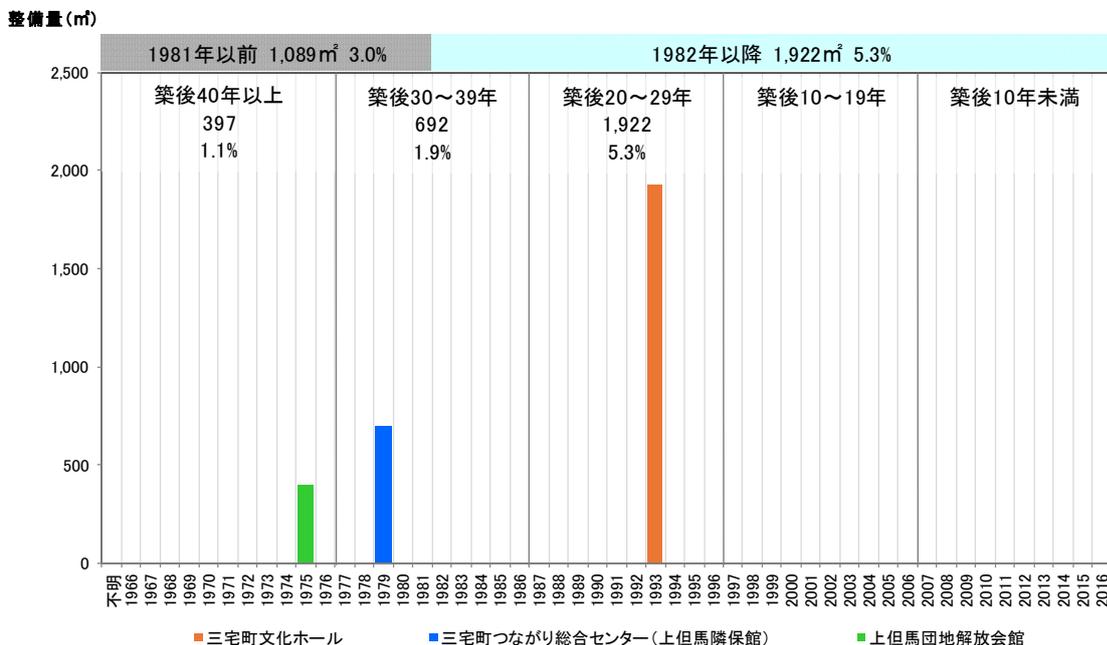
三宅町文化ホール



上但馬団地解放会館

④ 築年別整備状況

三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）と上但馬団地解放会館は昭和 56 年（1981 年）以前の建築で、三宅町文化ホールは平成 5 年（1993 年）の建築となっています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

⑤ 建物状況

三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）は耐震化診断の結果基準不適合、上但馬団地解放会館は新耐震基準以前の建築ですが耐震化診断未実施となっています。

また、バリアフリーについては、三宅町文化ホール、上但馬団地解放会館は車いす用トイレ等については対策されていますが、それ以外の施設や項目については対策されていません。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビースhirt	有無	台数	
三宅町文化ホール	1	1				○			○					
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	1		1			○			○			○	2	
上但馬団地解放会館	1			1					○					

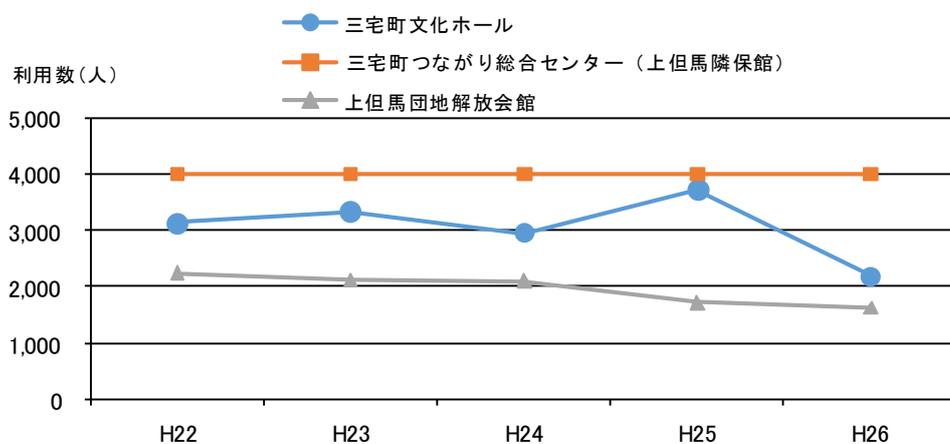
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

## (2) 利用の実態

### ① 利用者数の状況

各施設の利用状況は以下に示すとおりです。三宅町文化ホールと上但馬団地解放会館は減少傾向にあります。

施設名称	利用者数（人）				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
三宅町文化ホール	3,139	3,331	2,948	3,713	2,183
三宅町つながり総合センター （上但馬隣保館）	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
上但馬団地解放会館	2,235	2,120	2,095	1,725	1,623

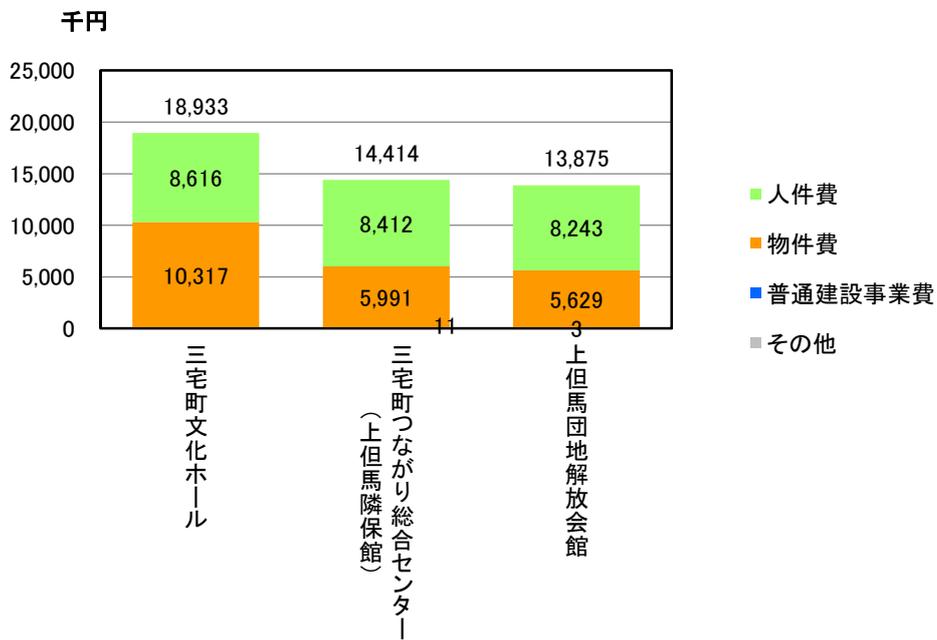


(3) 施設コストの実態

三宅町文化ホールは年間約 18,933 千円、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）は約 14,414 千円、上但馬団地解放会館は約 13,875 千円のコストがかかっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
三宅町文化ホール	18,933	8,616	10,317	0	0
三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)	14,414	8,412	5,991	0	11
上但馬団地解放会館	13,875	8,243	5,629	0	3



#### (4) 町民意向

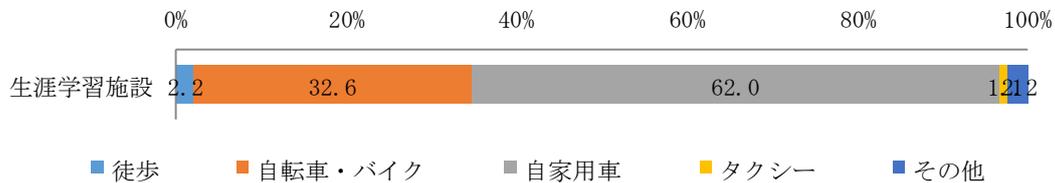
##### ①利用頻度

「施設の利用は知っているが利用したことはない」が57.8%と最も多く、次いで「年数回程度」が26.8%となっています。



##### ②移動手段

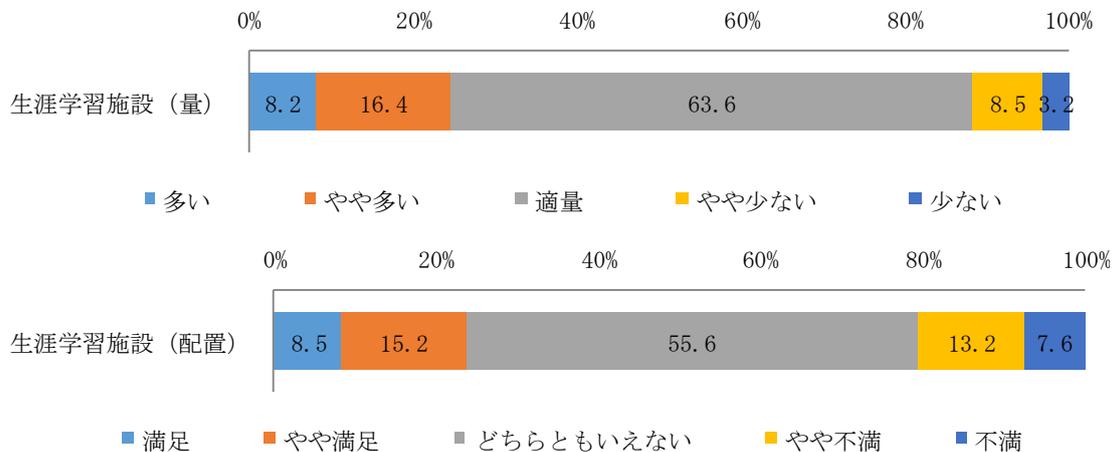
移動手段について、最も多いのが「自家用車」で62.0%、次いで「自転車・バイク」が32.6%となっています。



##### ③量・配置

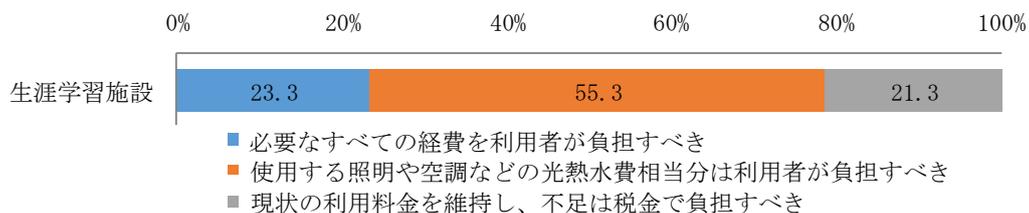
量について、「適量」が63.6%と最も多く、次いで「やや多い」が16.4%となっています。

配置について、「どちらともいえない」が55.6%で最も多く、次いで「やや満足」が15.2%となっています。



##### ④利用者負担

「使用する照明や空調などの光熱水費相当分は利用者が負担すべき」が55.3%と最も多く、次いで「必要なすべての経費を利用者が負担すべき」が23.3%となります。



## 2-3. スポーツ施設

### (1) 施設概要

#### ①施設一覧

町内のスポーツ施設は、東屏風体育館、三宅町体育館の2施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
東屏風体育館	屏風44番地の29	昭和62年3月	-	537	単独
三宅町体育館	伴堂1046番地1	昭和58年9月	-	1,187	単独

#### ②設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
東屏風体育館	地域住民の体位向上と、社会体育の振興を図ることを目的とする。
三宅町体育館	三宅町住民のスポーツの普及を図るとともに、健康で文化的な各種事業及び集会の用に供することを目的とする。

#### ③施設運営の状況

各施設とも指定管理者による運営を行っています。

施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
東屏風体育館	9:00~17:00	月	指定管理	290
三宅町体育館	9:00~21:00	水	指定管理	290



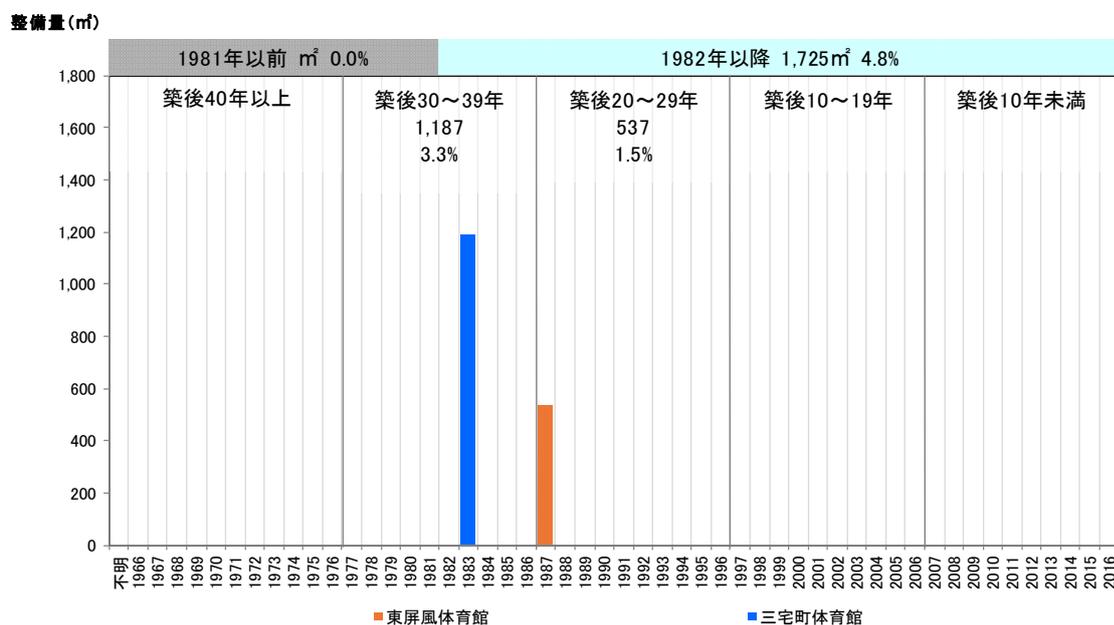
東屏風体育館



三宅町体育館

#### ④ 築年別整備状況

三宅町体育館は昭和 58 年（1983 年）、東屏風体育館は昭和 62 年（1987 年）に整備されています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

#### ⑤ 建物状況

各施設とも昭和 56 年（1981 年）以降の建築で、耐震化基準に適合しています。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化 実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
東屏風体育館	1	1				○						○	2	
三宅町体育館	1	1				○			○			○		

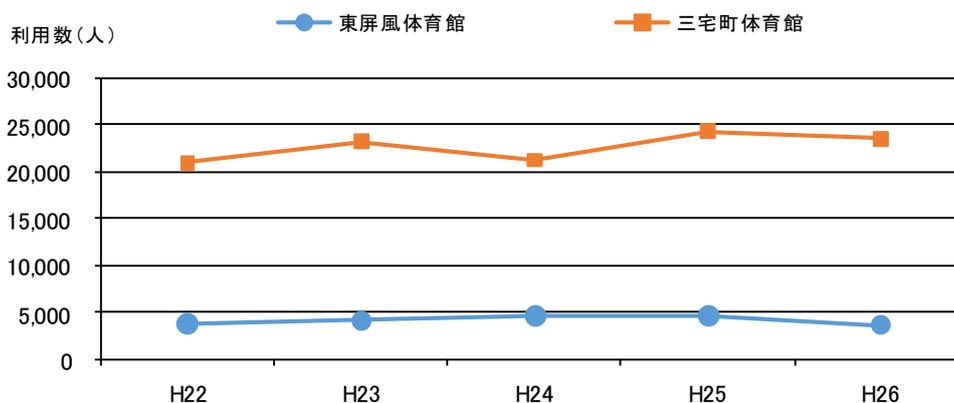
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

## (2) 利用の実態

### ①利用者数の状況

各施設の利用状況は以下に示すとおりです。東屏風体育館は減少傾向にある一方、三宅町体育館は微増傾向にあります。

施設名称	利用者数（人）				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
東屏風体育館	3,831	4,138	4,672	4,631	3,645
三宅町体育館	20,916	23,191	21,210	24,244	23,485

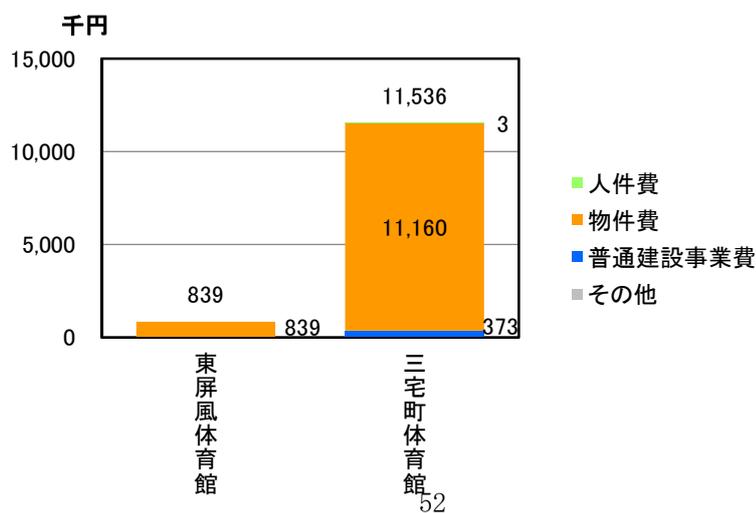


### (3) 施設コストの実態

東屏風体育館は年間約 839 千円、三宅町体育館は約 11,536 千円のコストがかかっており、ほとんどは物件費（主に指定管理者への委託費）になっています。

(千円)

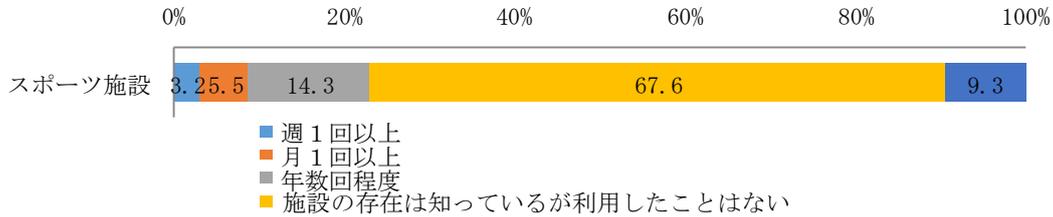
施設名称	支出計	支出の内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
東屏風体育館	839	0	839	0	0
三宅町体育館	11,536	3	11,160	373	



#### (4) 町民意向

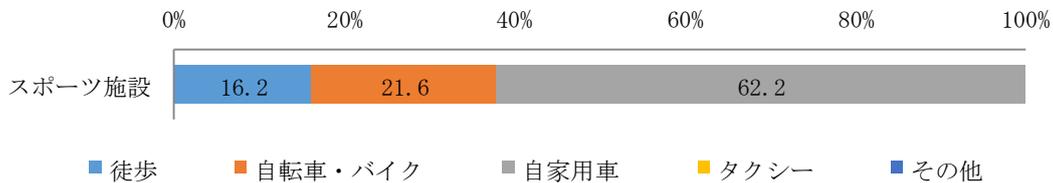
##### ①利用頻度

「施設の存在は知っているが利用したことはない」が67.6%と最も多く、次いで「年数回程度」が14.3%となっています。



##### ②移動手段

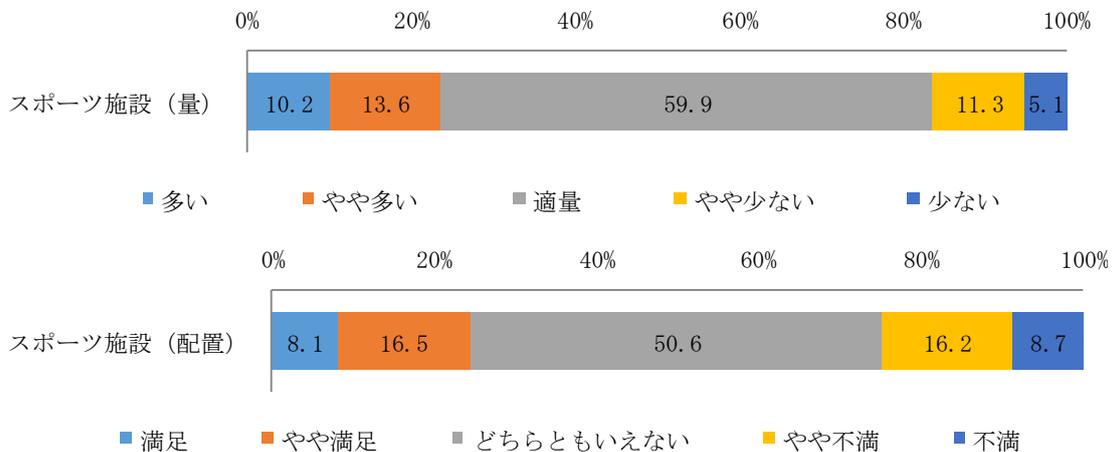
移動手段について、最も多いのが「自家用車」で62.2%、次いで「自転車・バイク」が21.6%となっています。



##### ③量・配置

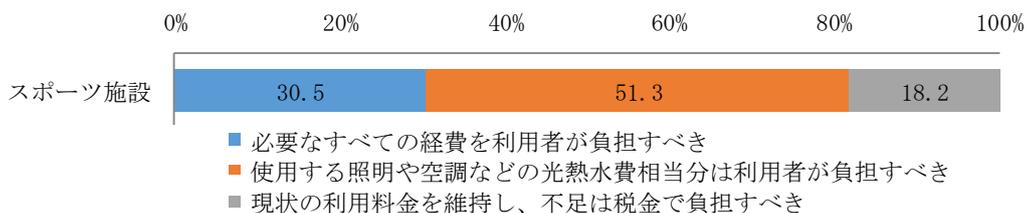
量について、「適量」が59.9%と最も多く、次いで「やや多い」が13.6%となっています。

配置について、最も多いのが「どちらともいえない」で50.6%、次いで「やや満足」が16.5%となっています。



##### ④利用者負担

「使用する照明や空調などの光熱水費相当分は利用者が負担すべき」が51.3%と最も多く、次いで「必要なすべての経費を利用者が負担すべき」が30.5%となります。



### 3. 保健福祉施設

保健福祉施設は、「3-1.高齢者福祉施設」「3-2.児童福祉施設」の2項目について分析を行います。保健福祉施設は、全施設面積の20.6%を占めています。

#### 3-1. 高齢福祉施設

##### (1) 施設概要

##### ① 施設一覧

町内の高齢福祉施設は、あざさ苑、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家、三河老人憩いの家、但馬老人憩いの家、三宅町高齢者作業所の6施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独複合
あざさ苑	伴堂 848-1	平成 13 年 3 月	4,605	3,638	単独
上但馬団地老人憩いの家	屏風 250-20 の一部	昭和 63 年 2 月	327	99	単独
上但馬老人憩いの家	上但馬 175-2	平成 4 年 3 月	324	174	単独
三河老人憩いの家	三河 600	昭和 63 年 3 月	-	42	単独
但馬老人憩いの家	但馬 73-4	昭和 58 年 11 月	-	78	単独
三宅町高齢者作業所	伴堂 687-1	昭和 54 年 3 月	995	192	単独

##### ② 設置目的等

各施設の設置目的等は以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
あざさ苑	町民の福祉および健康の増進を図り、社会福祉の推進に寄与することを目的とする。
上但馬団地老人憩いの家	地域に居住する高齢者（原則 60 歳以上）を対象に、教養の向上、レクリエーションを供することで心身の健康増進を図ることを目的とする。
上但馬老人憩いの家	
三河老人憩いの家	
但馬老人憩いの家	
三宅町高齢者作業所	高齢者の経験と知識を生かし、自ら物をつくる喜びを得ることにより生きがいを高め、もって高齢福祉の向上を図ることを目的とする。



あざさ苑



上但馬団地老人憩いの家



上但馬老人憩いの家



三河老人憩いの家



但馬老人憩いの家



三宅町高齢者作業所

### ③ 施設運営の状況

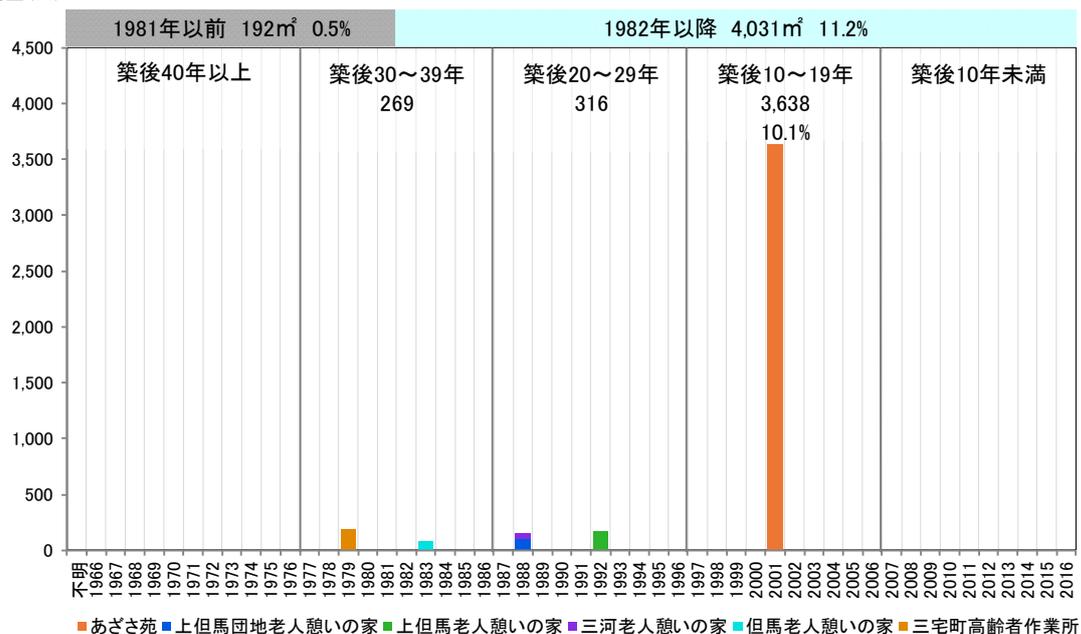
各施設の運営状況は以下に示すとおりです。

施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
あざさ苑	9:00~21:00	国民の祝日に関する法律の規定により休日となる月曜日	指定管理	351
上但馬団地老人憩いの家	9:00~17:00	日、 12月28日から翌年1月3日、祝日	指定管理	292
上但馬老人憩いの家	9:00~17:00	日、 12月28日から翌年1月3日、祝日	指定管理	292
三河老人憩いの家	9:00~17:00	事業日以外	その他	36
但馬老人憩いの家	9:00~17:00	事業日以外	その他	36
三宅町高齢者作業所	9:00~17:00	土日祝、 12月28日から翌年1月3日	直営	240

### ④ 築年別整備状況

あざさ苑は平成13年(2001年)建築で新しい建物ですが、高齢者作業所は築40年近く経過しています。

整備量(m<sup>2</sup>)



※ %値は町全体の公共施設(建物)の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

⑤ 建物状況

三宅町高齢者作業所は耐震化診断未実施となっています。

バリアフリー等について、あざさ苑はほとんどの項目で対応が来ています。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
あざさ苑	1	1				○	○	○	○	○	○	○	2	
上但馬団地老人憩いの家	1	1				○								
上但馬老人憩いの家	1	1							○					
三河老人憩いの家	1	1												
但馬老人憩いの家	1	1												
三宅町高齢者作業所	1			1		○								

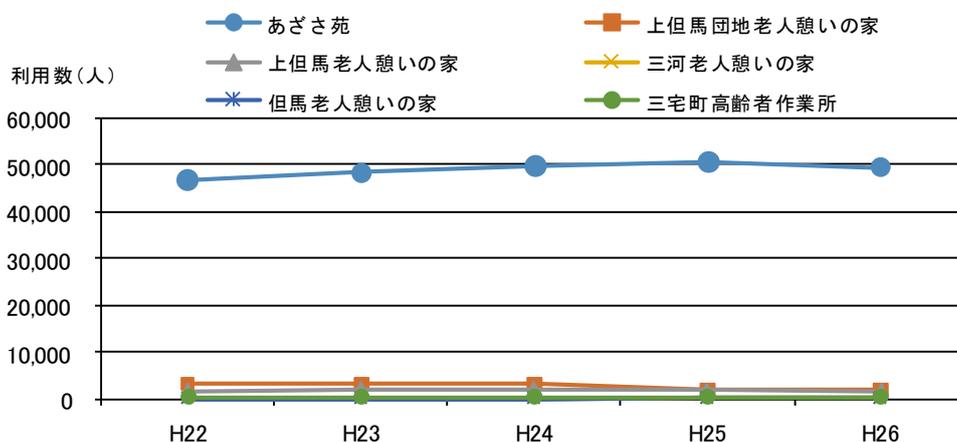
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

(2) 利用の実態

① 利用者数の状況

あざさ苑は年間 47～50 千人程度が利用しております。上但馬団地老人憩いの家及び上但馬老人憩いの家は減少傾向にある一方、三河老人憩いの家及び但馬老人憩いの家は増加傾向にあります。また、三宅町高齢者作業所については 550 人で推移しています。

施設名称	利用者数 (人)				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
あざさ苑	46,711	48,186	49,663	50,486	49,417
上但馬団地老人憩いの家	3,400	3,400	3,442	2,162	2,161
上但馬老人憩いの家	1,749	2,285	2,251	2,054	1,856
三河老人憩いの家	120	120	120	240	240
但馬老人憩いの家	120	120	120	240	240
三宅町高齢者作業所	550	550	550	550	550

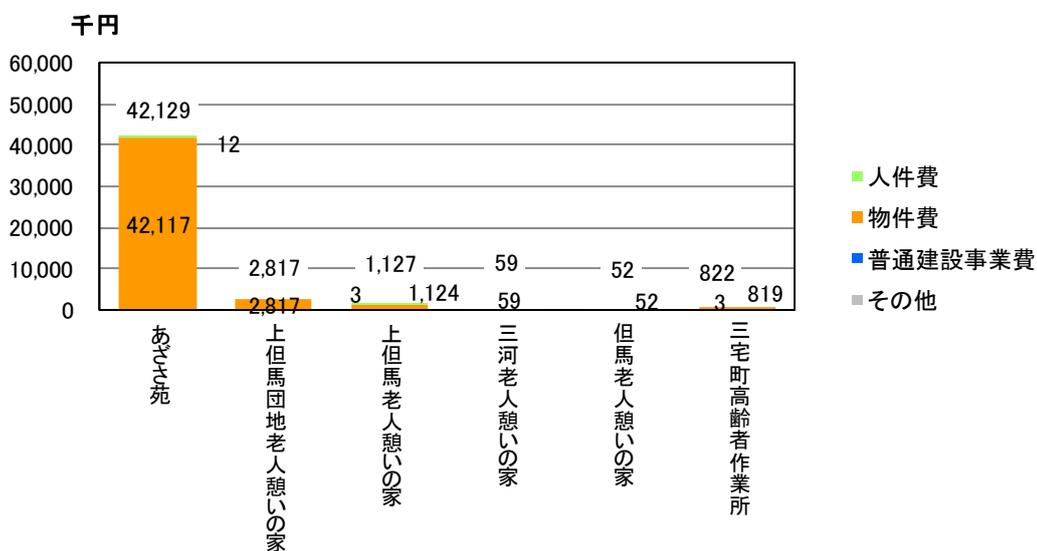


### (3) 施設コストの実態

「あざさ苑」は年間約 42,129 千円、上但馬団地老人憩いの家は約 2,817 千円、上但馬老人憩いの家は約 1,127 千円のコストがかかっており、各施設ともほとんどは物件費（主に指定管理者への委託費、高齢者作業所は主に使用料及び賃借料）になっています。

(千円)

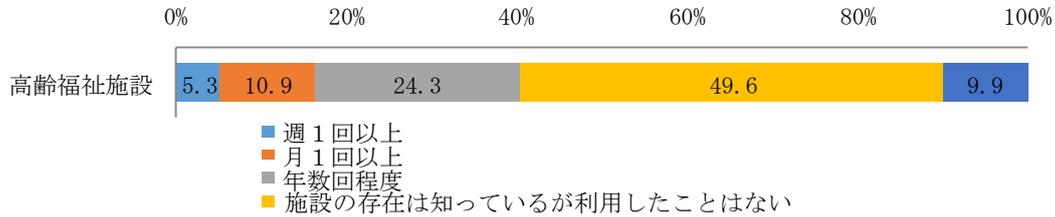
施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
あざさ苑	42,129	12	42,117	0	0
上但馬団地老人憩いの家	2,817	0	2,817	0	0
上但馬老人憩いの家	1,127	3	1,124	0	0
三河老人憩いの家	59	0	59	0	0
但馬老人憩いの家	52	0	52	0	0
三宅町高齢者作業所	822	0	819	0	3



#### (4) 町民意向

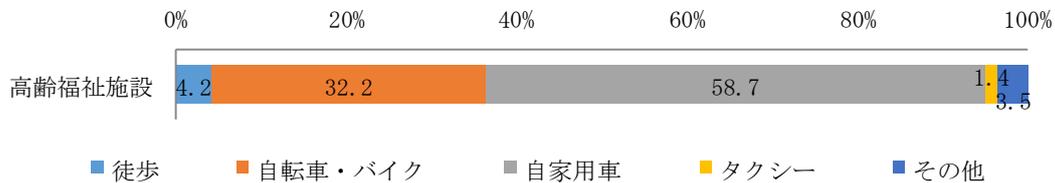
##### ①利用頻度

「施設の利用は知っているが利用したことはない」が49.6%と最も多く、次いで「年数回程度」が24.3%となっています。



##### ②移動手段

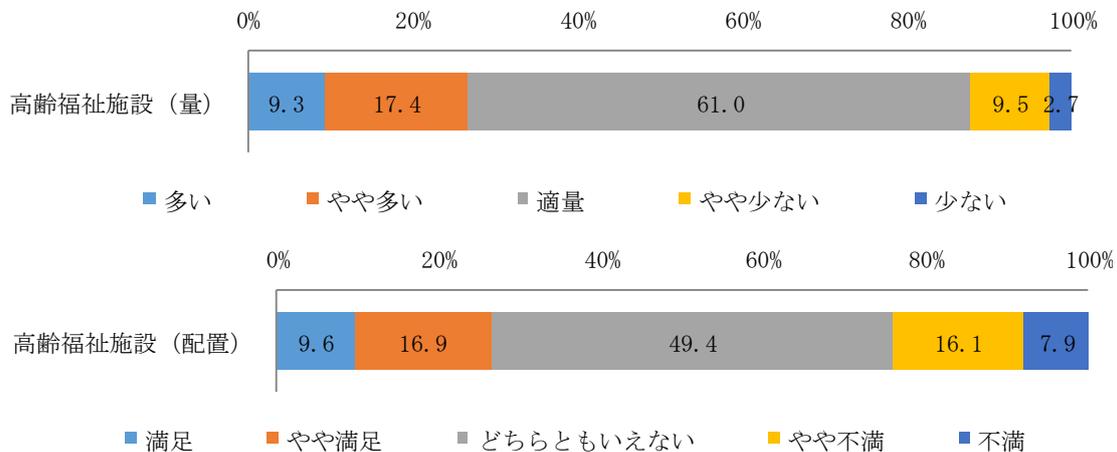
移動手段について、最も多いのが「自家用車」で58.7%、次いで「自転車・バイク」が32.2%となっています。



##### ③量・配置

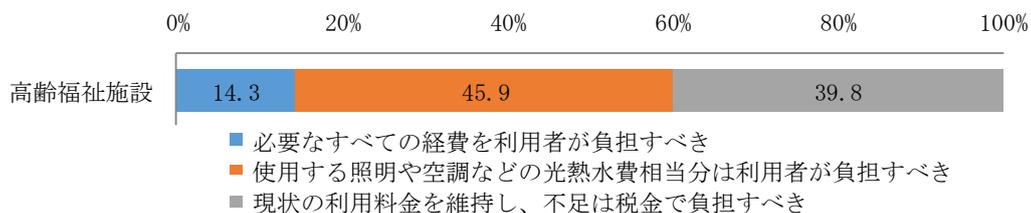
量について、「適量」が61.0%と最も多く、次いで「やや多い」が17.4%となっています。

配置について、最も多いのが「どちらともいえない」で49.4%、次いで「やや満足」が16.9%となっています。



##### ④利用者負担

「使用する照明や空調などの光熱水費相当分は利用者が負担」が45.9%と最も多く、次いで「現状の利用料金を維持し、不足は税金で負担」が39.8%となります。



### 3-2. 児童福祉施設

#### (1) 施設概要

##### ① 施設一覧

町内の児童福祉施設は、旧上但馬保育所、伴堂保育所、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の4施設となっています。なお、旧上但馬保育所及び三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は現在閉鎖されており、伴堂保育所については平成28年度より三宅幼稚園と統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
旧上但馬保育所	上但馬 668-6	昭和47年12月	2,113	1,104	単独
伴堂保育所	伴堂 707-1	昭和49年10月	3,767	1,355	単独
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)	但馬 360-3	昭和54年3月	-	390	複合
上但馬団地児童館	屏風 250-20	昭和63年3月	646	331	単独

##### ② 設置目的等

旧上但馬保育所、伴堂保育所、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の設置目的等は以下のとおりです。

施設名称	設置目的
旧上但馬保育所	現在は普通財産となっている。
伴堂保育所	日々保護者の委託を受けて、保育を必要とするその乳児又は幼児を保育することを目的とする。
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)	児童の社会的、文化的生活の向上を図り、児童の健全育成を行うことを目的とする。
上但馬団地児童館	児童の社会的、文化的生活の向上を図り、児童の健全育成を行うことを目的とする。



旧上但馬保育所



上但馬団地児童館

### ③ 施設運営の状況

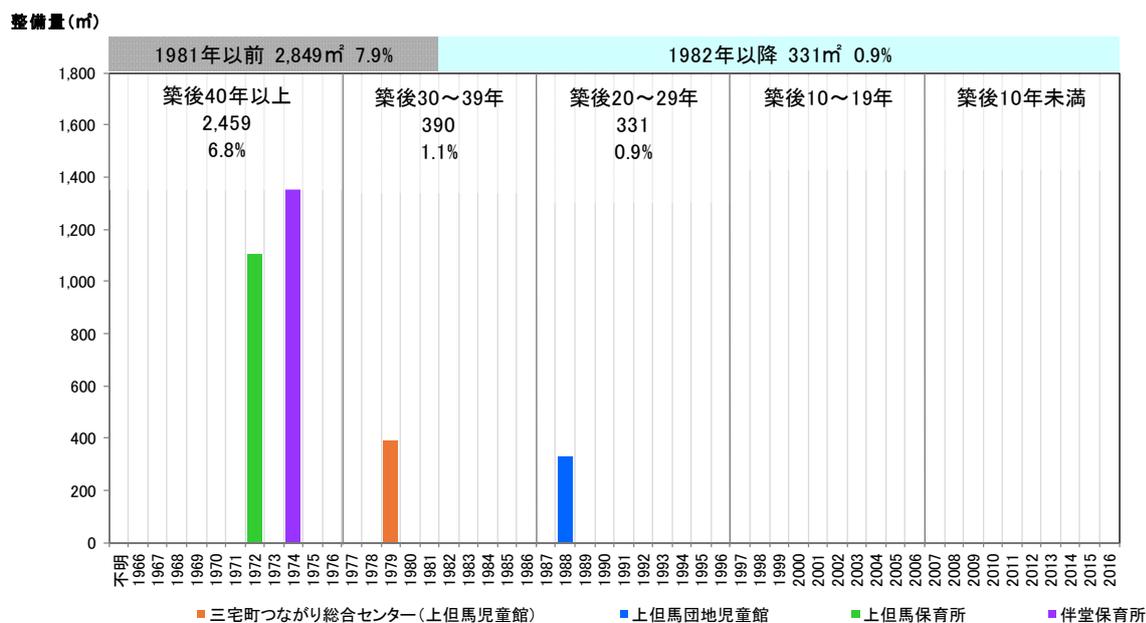
旧上但馬保育所、伴堂保育所、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の運営状況は以下のとおりです。

施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
旧上但馬保育所※	—	—	—	—
伴堂保育所	7:15～19:00	日祝	直営	290
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)※	—	—	—	—
上但馬団地児童館	8:30～17:15	土日祝	直営	240

※現在閉鎖中

### ④ 築年別整備状況

旧上但馬保育所、伴堂保育所ともに昭和40年代に建築され、築40年以上が経過しています。三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は昭和54年（1979年）、上但馬団地児童館は昭和63年（1988年）に整備されています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

## ⑤ 建物状況

旧上但馬保育所は耐震化診断未実施、伴堂保育所は耐震化診断の結果、基準適合となっています。また、伴堂保育所については、平成 25 年度に大規模改修工事を実施しています。

三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化 実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
旧上但馬保育所	1			1										
伴堂保育所	1	1				○						○	1	○
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)	1		1			○			○			○	2	○
上但馬団地児童館	1	1							○					

※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

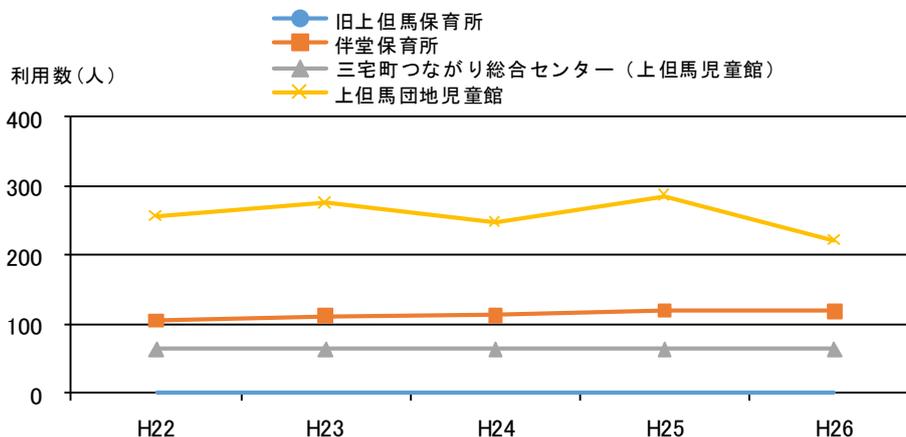
## (2) 利用の実態

### ① 利用者数の状況

伴堂保育所の利用者数（園児数）は、119 人（平成 26 年度）で、ここ 5 カ年でみれば増加傾向で推移しています。三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は 64 人で維持しており、上但馬団地児童館は減少傾向にあります。

施設名称	園児数 (人)				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
旧上但馬保育所	—	—	—	—	—
伴堂保育所	105	112	113	120	119
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)	64	64	64	64	64
上但馬団地児童館	256	275	247	286	221

※伴堂保育所は園児数、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は日平均利用者数、上但馬団地児童館は年間利用者数

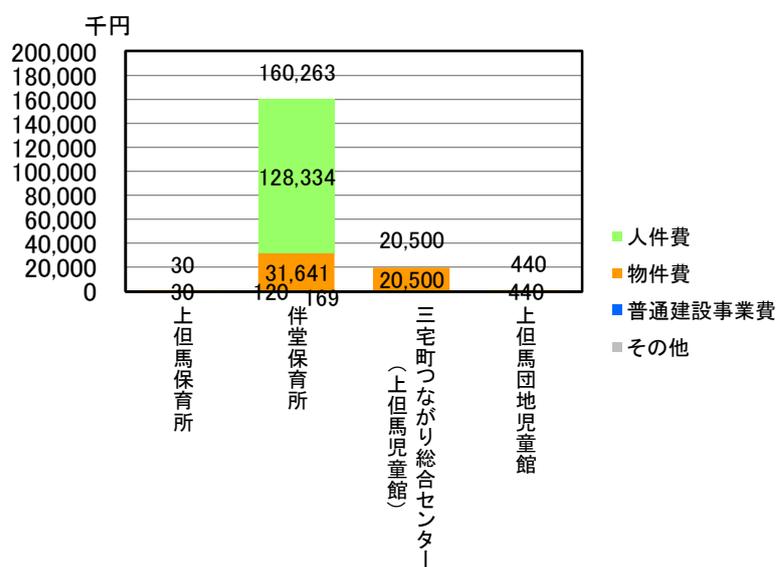


### (3) 施設コストの実態

旧上但馬保育所は年間約 30 千円、伴堂保育所は約 160,263 千円、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は約 20,500 千円、上但馬団地児童館は 440 千円のコストがかかっており、伴堂保育所はほとんどが人件費となっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
旧上但馬保育所	30		30		
伴堂保育所	160,263	128,334	31,641	120	169
三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)	20,500	0	20,500	0	0
上但馬団地児童館	440	0	440	0	0



## 4. 公営住宅

公営住宅は、全施設面積の 30.5%と最も大きい面積を占めています。

### 4-1. 公営住宅

#### (1) 施設概要

##### ① 施設一覧

町内の公営住宅は、改良住宅、上但馬団地の 2 施設となっています。

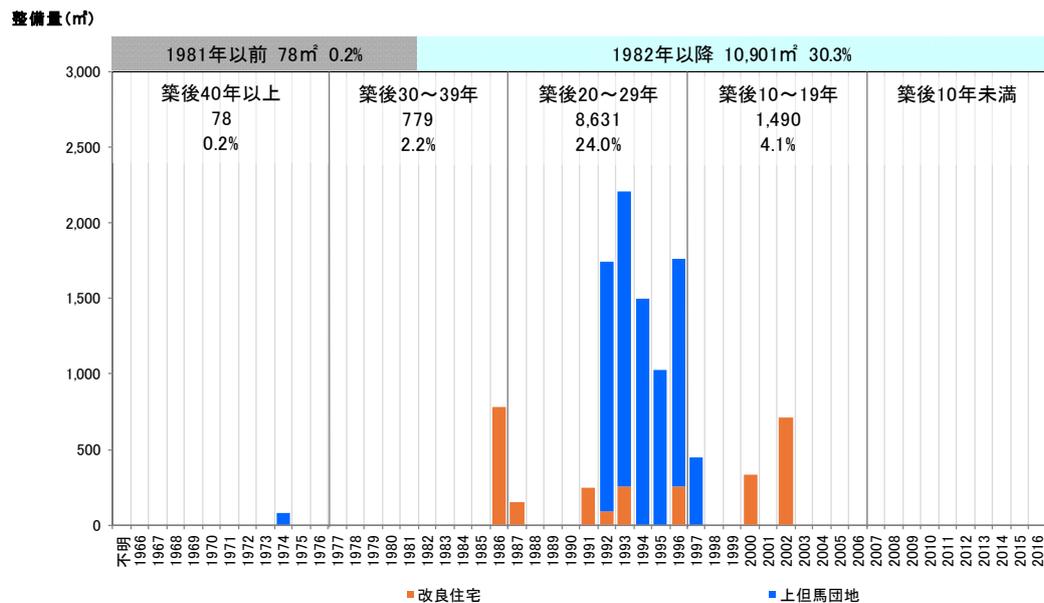
施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独複合
改良住宅	但馬 126-4 他	昭和 60 年 4 月	6,555	2,835	単独
上但馬団地	屏風 250	平成 3 年 4 月	25,636	8,144	単独

##### ② 設置目的等

施設名称	設置目的
改良住宅	不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図ることを目的とする。
上但馬団地	健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸することで国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

##### ③ 築年別整備状況

改良住宅は昭和 61 年（1986 年）から平成 14 年（2002 年）までの間で建築されています。上但馬団地は昭和 49 年（1974 年）から平成 9 年（1997 年）にかけて建築されています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

#### ④ 建物状況

改良住宅は19棟、上但馬団地は55棟の建物があり、上但馬団地の1棟を除き、全て新耐震基準以降の建築物のため、耐震基準適合となっています。

また、バリアフリーについては特に対策されていません。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
改良住宅	19	19												
上但馬団地	55	54		1										

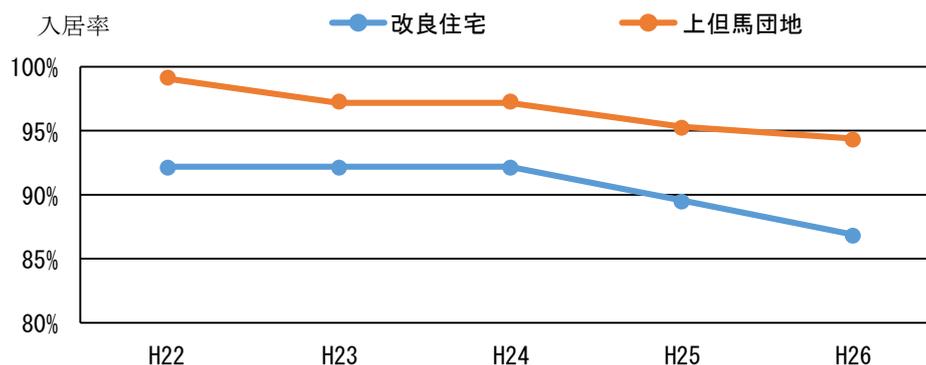
※昭和56年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

#### (2) 利用の実態

##### ① 利用者数の状況

改良住宅の入居率は約92%から約86%に、上但馬団地は約99%から約94%に低下傾向で推移しています。

施設名称	入居率 (%)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
改良住宅	92.11%	92.11%	92.11%	89.47%	86.84%
上但馬団地	99.06%	97.17%	97.17%	95.28%	94.34%

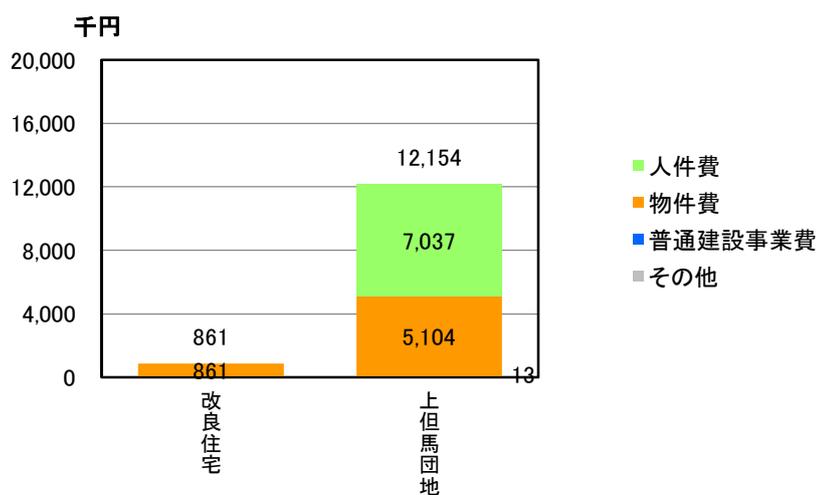


(3) 施設コストの実態

改良住宅は年間約 861 千円、上但馬団地は 12,154 千円のコストがかかっており、改良住宅は物件費（主に維持管理費と委託料）、上但馬団地は約 6 割が人件費になっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
改良住宅	861	0	861	0	0
上但馬団地	12,154	7,037	5,104	0	13



## 5. 庁舎等

庁舎等は全施設面積の6.4%を占めています。

### 5-1. 庁舎等

#### (1) 施設概要

##### ① 施設一覧

町内の庁舎等は、役場庁舎の1施設となっています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
役場庁舎	伴堂 689	昭和 51 年 5 月	7,601	2,287	単独

##### ② 設置目的等

役場庁舎の設置目的は、以下のとおりです。

施設名称	設置目的
役場庁舎	住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施することを目的とする。

##### ③ 施設運営の状況

役場庁舎の運営状況（稼働時間等）は、以下のとおりです。

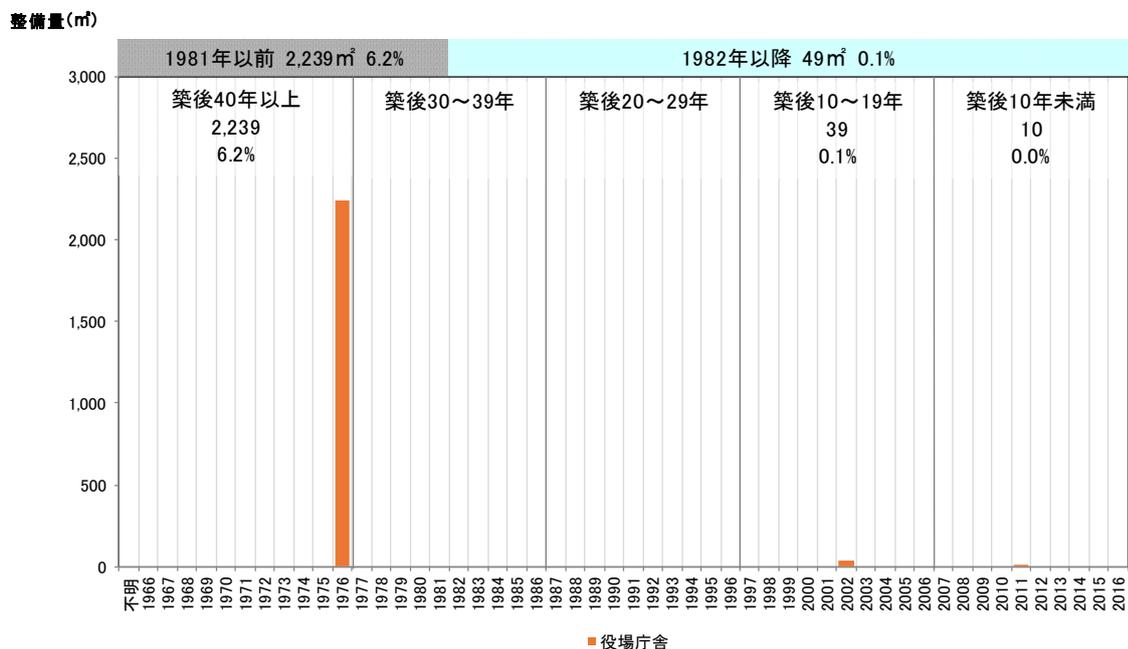
施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
役場庁舎	8:30~17:15	土日祝	直営	240



役場庁舎

④ 築年別整備状況

役場庁舎は昭和 51 年（1976 年）建築で築 40 年が経過し、平成 14 年（2002 年）と平成 23 年（2011 年）に一部増築しています。



※ %値は町全体の公共施設（建物）の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

⑤ 建物状況

庁舎等の建築物は 3 棟で、うち 1 棟は耐震化診断の結果耐震基準不適合となっていますが、平成 29 年度に耐震化改修を予定しています。

また、バリアフリー等についてはエレベーターと車いす用トイレについては対策済みです。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断 (棟)			耐震化実施	バリアフリー経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビースイット	有無	台数	
役場庁舎	3	2	1			○		○	○			○	2	

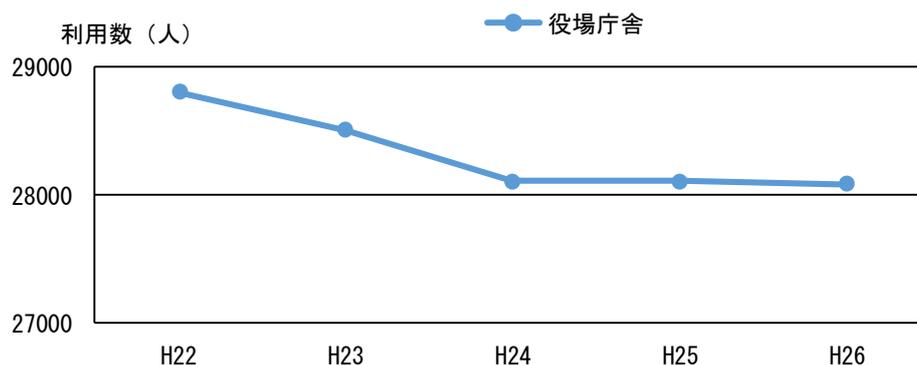
※昭和 56 年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断 (棟)」は「適合」とする。

(2) 利用の実態

① 利用者数の状況

役場庁舎は年間約 2 万 8 千人が利用しています。

施設名称	利用者数 (人)				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
役場庁舎	28,800	28,500	28,100	28,100	28,080

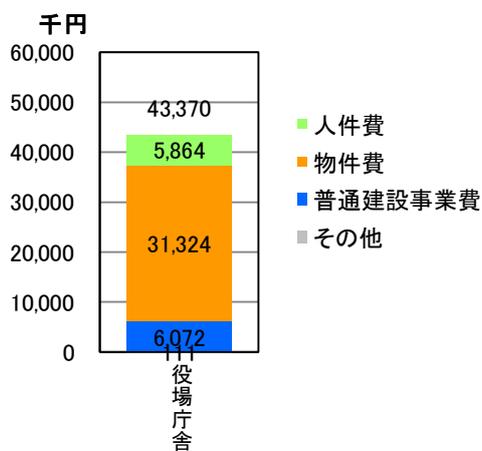


(3) 施設コストの実態

役場庁舎は、年間約 43,370 千円のコストがかかっており、7 割以上は物件費（主に維持管理費）になっています。

(千円)

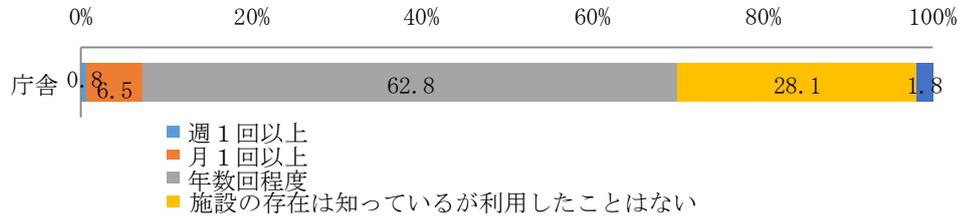
施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
役場庁舎	43,370	5,864	31,324	6,072	111



#### (4) 町民意向

##### ①利用頻度

「年数回程度」が62.8%と最も多く、次いで「施設の存在は知っているが利用したことはない」が28.1%となっています。



##### ②移動手段

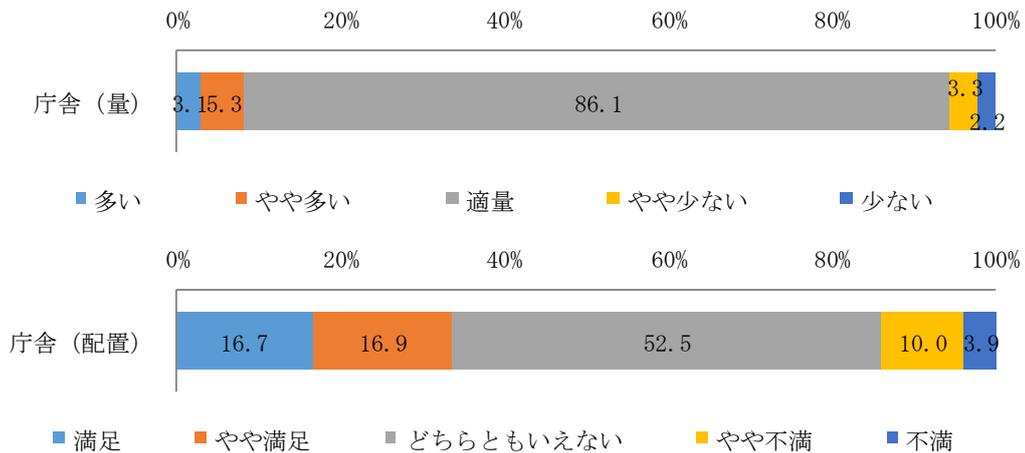
移動手段について、最も多いのが「自家用車」で72.4%、次いで「自転車・バイク」が20.5%となっています。



##### ③量・配置

量について、「適量」が86.1%と最も多く、次いで「やや多い」が5.3%となっています。

配置については、最も多いのが「どちらともいえない」で52.5%、次いで「やや満足」で16.9%となっています。



## 6. その他

### (1) 施設概要

その他の施設として、旧共同浴場や浄水場管理棟、消防器具庫など7施設保有しています。

施設名称	所在地	築年月	敷地面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	単独 複合
旧共同浴場	上但馬 176-1	昭和 63 年 3 月	355	204	単独
三宅町浄水場管理棟	伴堂 181-1	昭和 51 年 5 月	4,214	663	単独
三宅町消防器具庫 (第1分団)	伴堂 500-3	昭和 53 年 1 月	121	78	単独
三宅町消防器具庫 (第2分団)	但馬 187-2、187-3	平成 16 年 12 月	180	102	単独
三宅町消防器具庫 (第3分団)	石見 650	平成 9 年 11 月	-	78	単独
小規模多機能型居宅介護事業所	屏風 250-20 の一部	平成 16 年 12 月	443	232	単独
上但馬東地区集会所	但馬 360-3	昭和 54 年 3 月	420	155	複合

### ② 設置目的等

各施設の設置目的等は、以下に示すとおりです。

施設名称	設置目的
旧共同浴場	現在は普通財産となっている。
三宅町浄水場管理棟	生活用水その他の浄水を町民に供給し、公共の福祉の増進を図ることを目的とする。
三宅町消防器具庫 (第1分団)	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
三宅町消防器具庫 (第2分団)	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
三宅町消防器具庫 (第3分団)	災害時に必要な機材などを格納することを目的とする。
小規模多機能型居宅介護事業所	現在は普通財産となっている。
上但馬東地区集会所	地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上と社会教育活動の振興を図ることを目的とする。



旧共同浴場



三宅町消防器具庫(第1分団) 三宅町消防器具庫(第2分団)



三宅町消防器具庫 (第3分団)



小規模多機能型居宅介護事業所

### ③ 施設運営の状況

その他施設に関する施設運営の状況は以下のとおりです。

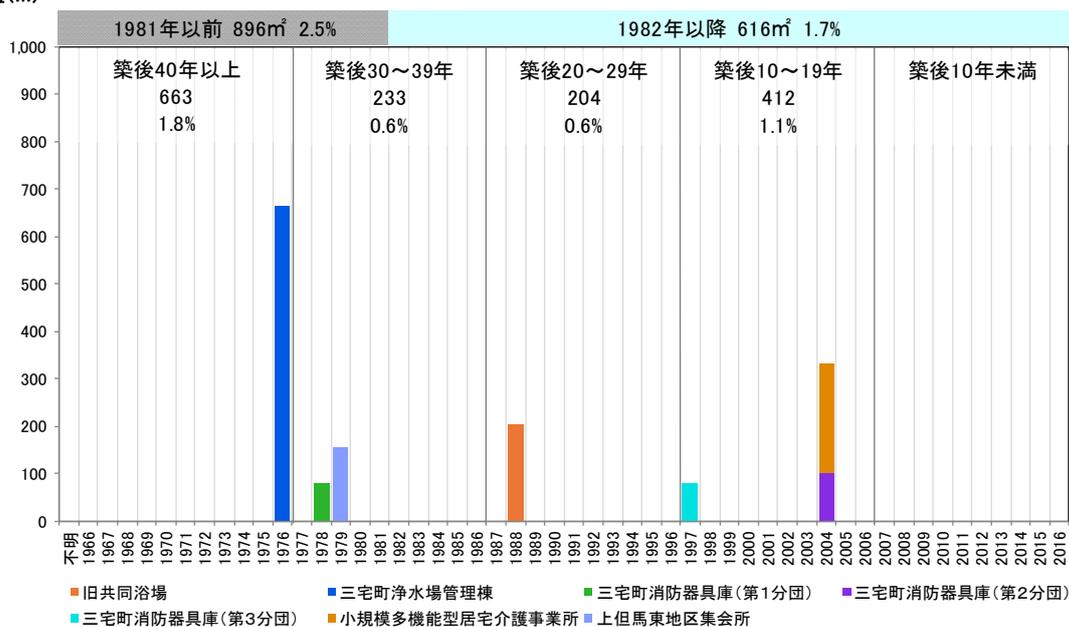
施設名称	運営時間	休所(館)日	運営形態	開館日数
旧共同浴場	—	—	貸付	—
三宅町浄水場管理棟	8:30~17:15	土日祝	直営	240
三宅町消防器具庫(第1分団)	—	—	直営	—
三宅町消防器具庫(第2分団)	—	—	直営	—
三宅町消防器具庫(第3分団)	—	—	直営	—
小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	貸付	—
上但馬東地区集会所※	—	—	—	—

※現在閉鎖中

### ④ 築年別整備状況

三宅町浄水場管理棟と上但馬東地区集会所は築40年以上と古く、消防器具庫(第2分団)と小規模多機能型居宅介護事業所は平成16年(2004年)度築で比較的新しい建物となっています。

整備量(m<sup>2</sup>)



※ %値は町全体の公共施設(建物)の総量に対する割合  
 ※ 端数処理の関係で、内訳と合計は一致しない場合がある

⑤ 建物状況

三宅町消防器具庫（第1分団）のみ耐震化診断を実施していませんが、上但馬東地区集会所は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。

また、バリアフリー等については浄水場管理棟のみ車いす対応の車いす用トイレとベビーシートが設置されています。

施設名称	全棟数 (棟)	耐震化診断(棟)			耐震化実施	バリアフリー 経路			トイレ			身障者 駐車場		授乳室
		適合	不適合	未実施		段差なし	案内設備・案内所	エレベーター	車いす用	オストメイト	ベビーシート	有無	台数	
旧共同浴場	1	1												
三宅町浄水場管理棟	1	1						○	○					
三宅町消防器具庫（第1分団）	1			1										
三宅町消防器具庫（第2分団）	1	1												
三宅町消防器具庫（第3分団）	1	1												
小規模多機能型居宅介護事業所	1	1												
上但馬東地区集会所	1		1											

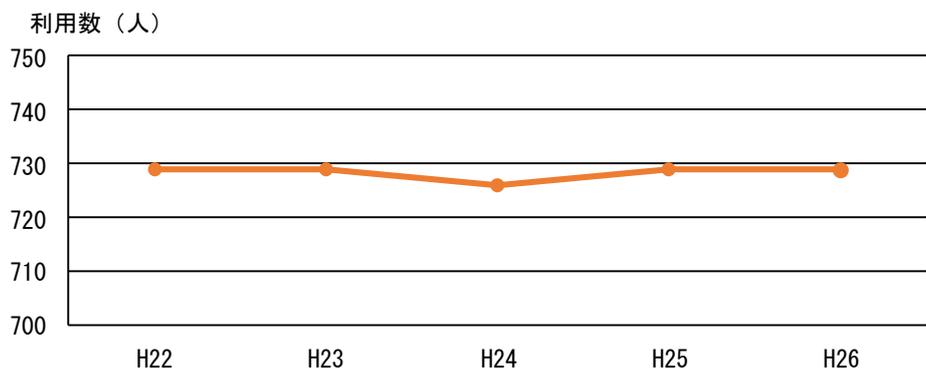
※昭和56年度以降の建物については新耐震基準の建築物のため、「耐震化診断(棟)」は「適合」とする。

(2) 利用の実態

① 利用者数の状況

浄水場管理棟のみ利用者データがあり、年間730人程度が利用しています。

施設名称	利用者数(人)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
旧共同浴場	—	—	—	—	—
三宅町浄水場管理棟	729	729	726	729	729
三宅町消防器具庫（第1分団）	—	—	—	—	—
三宅町消防器具庫（第2分団）	—	—	—	—	—
三宅町消防器具庫（第3分団）	—	—	—	—	—
小規模多機能型居宅介護事業所	—	—	—	—	—
上但馬東地区集会所	—	—	—	—	—

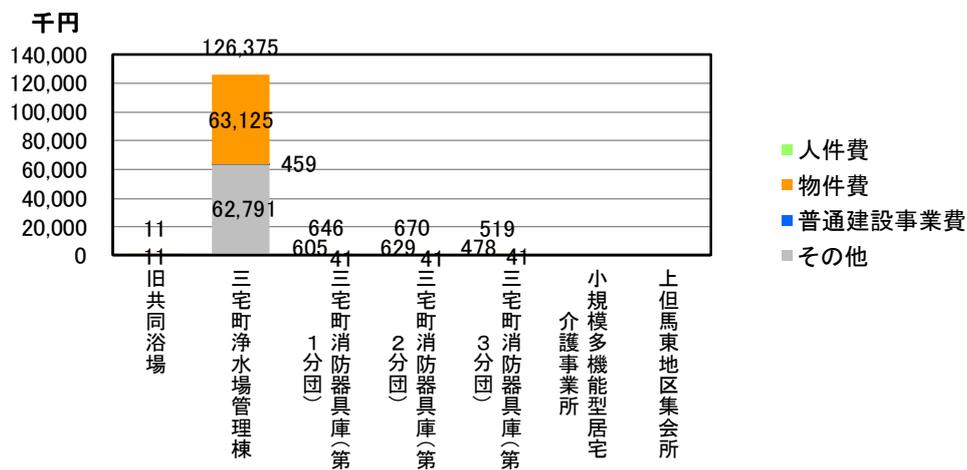


### (3) 施設コストの実態

旧共同浴場は年間約 11 千円、三宅町浄水場管理棟は 126,375 千円、三宅町消防器具庫は約 519 ～670 千円のコストがかかっており、旧共同浴場は物件費（保険料）、浄水場管理棟は物件費と減価償却費（消耗品や光熱費等）、消防器具庫はほとんどが物件費（主に物品購入費）となっています。

(千円)

施設名称	支出計	支出内訳			
		人件費	物件費	普通建設事業費	その他
旧共同浴場	11	0	11	0	0
三宅町浄水場管理棟	126,375	0	63,125	459	62,791
三宅町消防器具庫（第1分団）	646	0	606	0	41
三宅町消防器具庫（第2分団）	670	0	629	0	41
三宅町消防器具庫（第3分団）	519	0	478	0	41
小規模多機能型居宅介護事業所	0	0	0	0	0
上但馬東地区集会所	0	0	0	0	0



## VI 今後の整備予定の施設

- 庁舎については、平成 28 年度の耐震設計、改修設計を実施し、平成 29 年度から耐震工事、改修工事を実施します。
- 三宅消防団器具庫（第 1 分団）及び三宅消防団器具庫（第 3 分団）を統合し、新たな消防団詰所と倉庫の建設を平成 28 年度に実施しています。
- 三宅消防団器具庫（第 1 分団）及び三宅消防団器具庫（第 3 分団）の跡地について、今後の利活用策の見通しについては検討中です。
- 三宅町つながり総合センター・中央公民館及び上但馬団地解放会館の 3 施設については統廃合を視野に、他施設との複合化を検討していきます。
- 水道事業については、平成 32 年度（予定）の県水転換に向けた浄水場並びに水道施設の整備を行います。また、京奈和三宅インターの工業ゾーン（伴堂・三河地区）については、都市計画道路の整備に合わせてインフラ整備を行います。
- 下水道事業については、平成 32 年度まで三宅町全域（797 ヶ所）のマンホール蓋の長寿命化を行います。また、京奈和三宅インターの工業ゾーン（伴堂・三河地区）については、都市計画道路の整備に合わせてインフラ整備を行います。

## Ⅶ 将来の施設更新投資等の試算（財政シミュレーション）

### 1. 更新投資の試算について

これまでに整備されたインフラを含む全ての公共施設は、大規模修繕や更新（建替等）を行う必要があります。また、今後将来に向けてこれら施設の更新投資費用や財源確保及び最適な保有量等について検討しなければなりません。そのため、将来に発生する更新投資費用等について一定の基準に基づいてシミュレーションを行いました。

### 2. 更新投資試算の方法

各施設について、固定資産台帳において計上されている当該施設の費用に基づいて試算します。

施設の更新時期は、各資産の取得年度から固定資産台帳で位置づけられた耐用年数が経過した時点（耐用年数経過時点）で、「公共施設更新費用試算ソフト」で示された施設分類別に設定された単価から算出した再調達価格で再整備することとします。また、建築物については、大規模修繕を実施し、耐用年数まで適切に使用できるようにすることを想定します。

なお、上水道については、上水道の固定資産台帳に基づいて算出します。

また、公園については管理棟やトイレなど建築物が無いことから、更新投資等費用の対象としていません。

- 耐用年数の設定： 建築、設備、機器等それぞれの耐用年数を資産ごとに設定。
- 施設更新費用の算定方法： 各施設や設備ごとに耐用年数到来ごとに再調達価格で再整備されることとして算定。
- 大規模修繕の設定： 財団法人地域総合整備財団が公表している「公共施設更新費用試算ソフト」における大規模修繕の試算の考え方を踏襲し、耐用年数の 1/2 が経過した時点で、施設分類ごとに設定された改修単価から算定。  
現時点で耐用年数の 1/2 を経過している施設については、未実施分の大規模修繕を平成 28 年度(2016 年度)からの 10 年間に平準化して実施することとして算定。

図表 施設の更新・改修単価

大規模改修			
学校教育施設	17	万円/㎡	(トイレ改修等社会的改修含む)
生涯学習施設・公民館	25	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
スポーツ施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
高齢者福祉施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
児童福祉施設	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
公営住宅	17	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
庁舎等	25	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
その他	20	万円/㎡	(バリアフリー対応等社会的改修含む)
建替え			
学校教育系施設	33	万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
生涯学習施設・公民館	40	万円/㎡	(解体・グラウンド整備費含む)
スポーツ施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
高齢者福祉施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
児童福祉施設	36	万円/㎡	(解体費含む)
公営住宅	28	万円/㎡	(解体費含む)
庁舎等	40	万円/㎡	(解体費含む)
その他	36	万円/㎡	(解体費含む)

図表 インフラの更新単価

道路			
一般道路	4.7	千円/㎡	
橋りょう			
PC橋	425	千円/㎡	(PC橋として更新)
その他	425	千円/㎡	(PC橋として更新)
上水道(配水管)			
200mm以下	100	千円/m	
250mm以下	103	千円/m	
300mm以下	106	千円/m	
下水道			
下水管	124	千円/m	

出典：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究会報告書」(平成23年3月財団法人 自治総合センター)

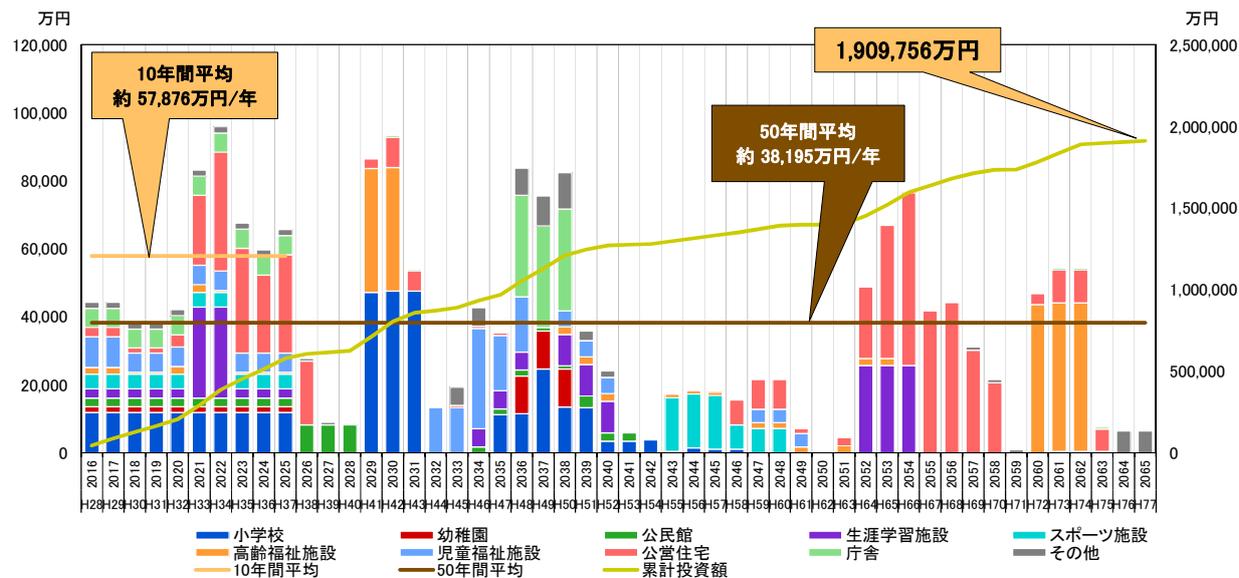
### 3. 公共施設（建築物）に係る更新投資の試算

今後 50 年間にかかる建築物の更新等投資額を試算すると、以下の図に示すとおりとなります。

今後 10 年間では、小学校や役場庁舎等の大規模修繕が必要なため毎年約 5 億 8 千万円程度の投資が必要となります。

今後 50 年間で見ると、施設数が少ない事もあり毎年の必要額（平均額）は下がりますが、約 3 億 8 千万円程度の投資額が必要で、累積すると建築物だけで約 191 億円の投資額が必要となります。

図表 建築物更新費用等試算結果

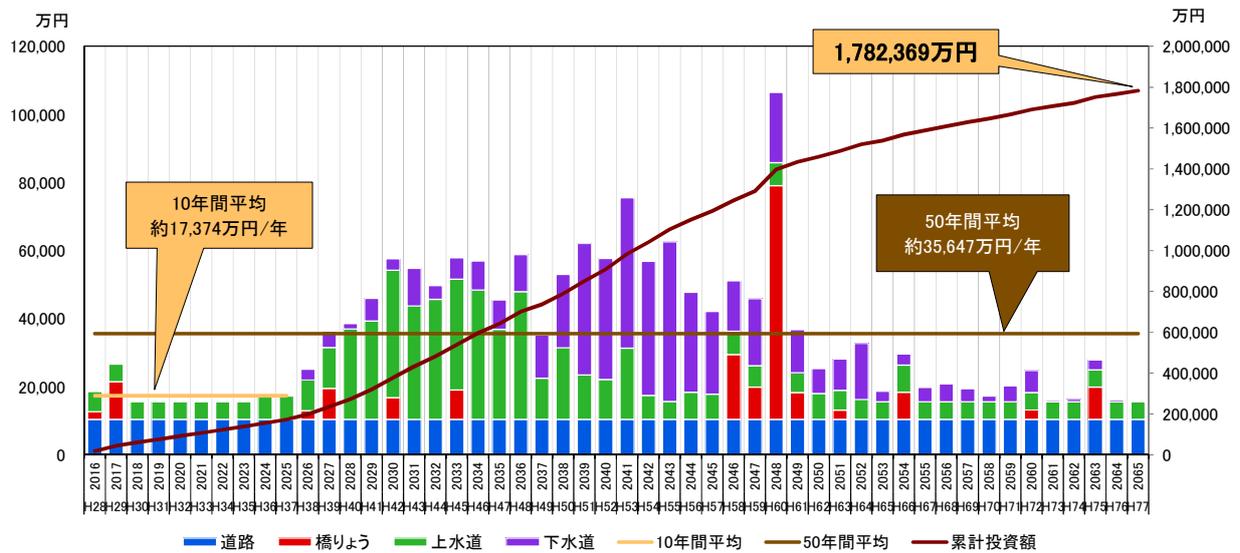


#### 4. 公共施設（インフラ）に係る更新投資の試算

今後 50 年間にかかるインフラの更新投資額を試算すると、以下の図に示すとおりとなります。

道路については耐用年数が 15 年と短いため毎年 1 億円程度の投資額が必要となります。上水道については今後 10 年目以降から更新時期を向かえる管路が増加し、下水道については今後 20 年目以降から更新時期を向かえる管路が増加します。

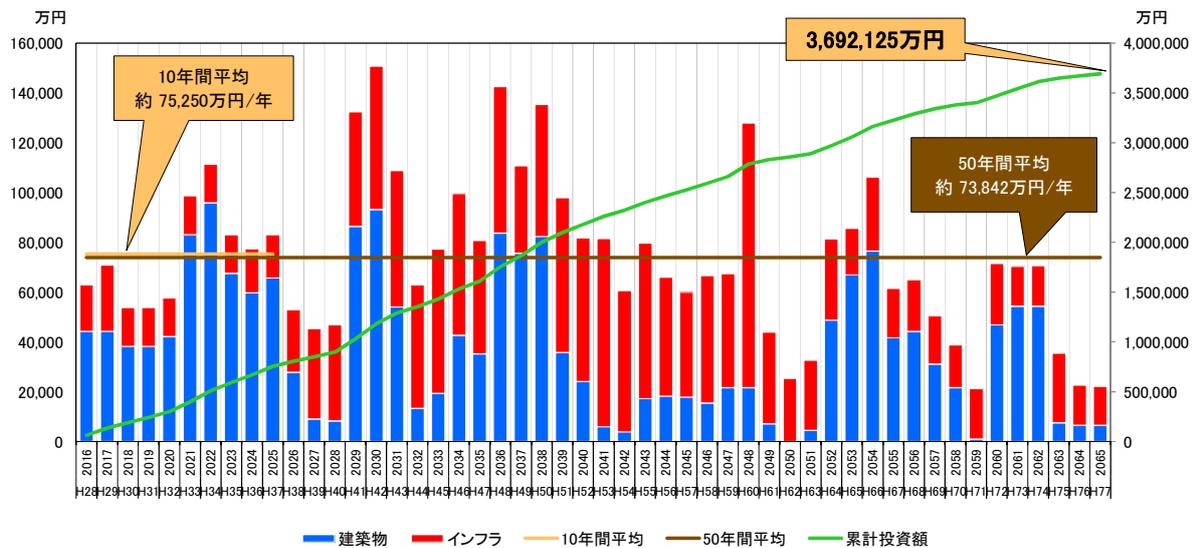
図表 インフラ更新費用等試算結果



#### 5. 公共施設（全体）に係る更新投資の試算

建築物とインフラとを合わせた公共施設全体の投資額は以下に示すとおりで、今後良好な行政サービスを維持するためには毎年約 7 億 4 千万円程度の投資額が必要となっています。

図表 建築物+インフラ更新費用等試算結果



## VIII 課題の整理

### 1. 町勢概要等からみた公共施設に関する課題

#### (1) 少子高齢化と将来的な人口減少を踏まえた公共施設のあり方

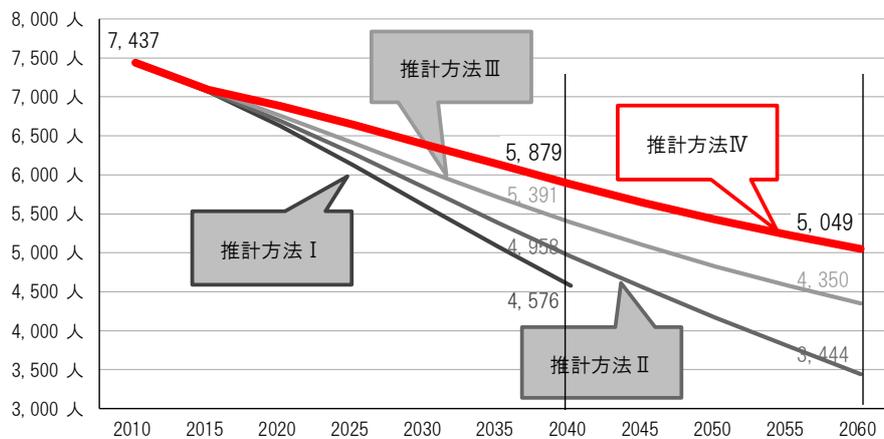
##### ①現状

- 本町は、人口減少とともに少子高齢化の傾向が進行しています。
- 将来人口推計では減少傾向のまま推移し、約20年後の平成47年（2035年）に総人口6,135人、約45年後の平成72年（2060年）には総人口が5,049人にまで減少します。

##### ②課題

- 人口数の減少と少子高齢化による生産年齢人口の減少が進行し、税収減少など財政面への影響が懸念されます。
- 少子化に伴う学校施設の余剰の発生、地域住民の高齢化に伴うコミュニティ活動の低下の可能性などが考えられ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応した公共施設サービスを検討する必要があります。

図表 三宅町の将来人口（再掲）



推計方法	2010	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
I	7,437	7,066	6,627	6,126	5,600	5,080	4,576	—	—	—	—
II	7,437	7,066	6,694	6,275	5,830	5,386	4,958	4,552	4,168	3,800	3,444
III	7,437	7,094	6,760	6,411	6,055	5,714	5,391	5,095	4,826	4,579	4,350
IV	7,437	7,094	6,881	6,645	6,390	6,135	5,879	5,641	5,423	5,228	5,049

※ 推計方法Ⅲ・Ⅳの2015年人口については、平成27年12月末の住民基本台帳による。

## 2. 公共施設全体の状況からみた課題

---

### (1) 建築物

#### ①現状

- 本町の公共施設（建築物）は、約 3.6 万㎡で町民 1 人当たり 4.96 ㎡/人となっています。全国の市町村平均 3.65 ㎡/人、県全体 3.86 ㎡/人と比べ高い数値ですが、近隣の同規模自治体とは概ね同程度となっています。
- 施設面積のうち約 31%が公営住宅、次いで学校教育施設が約 22%、保健福祉施設が約 21%となっており、他市町村と比べ公営住宅の占める割合が高くなっています。
- 築年別で見ると小学校、役場庁舎と規模の大きな施設が築 40 年以上経過し、近い将来に大規模改修や更新時期を迎えます。

#### ②課題

- 町民 1 人当たりの公共施設面積は小さくないものの、施設数や規模も小さく、削減できるような余剰はあまりない状況です。
- 生涯学習等施設や保健福祉施設は、今後も需要があることが想定されます。そのため、築後 20 年から 29 年の多くの施設は、劣化・老朽化等への対策を検討する必要があります。

### (2) 道路

#### ①現状

- 町が管理している道路の総整備面積は約 33 万㎡となっています。

#### ②課題

- 道路は町民生活を支える基盤であり、適切な維持管理が必要です。事後保全型の維持管理ではなく、利用需要に応じた路線別の優先順位を検討し、予防保全型の維持管理を検討する必要があります。

### (3) 橋梁

#### ①現状

- 町が管理している橋梁は 70 本あり、総整備面積は約 3,935 ㎡となっています。

#### ②課題

- 策定済みである橋梁長寿命化計画に基づく適切な維持管理を進めるため、計画的な財源確保と事業の実施を検討する必要があります。

#### (4) 上水道

##### ①現状

- 整備のピークは、昭和 40 年代以前と、昭和 60 年代半ば～平成 10 年にかけてあります。昭和 40 年以前の管路や施設については耐震化が十分でない事から、給水区域間のバックアップ機能向上のための対策や、施設の強靱化が必要な状況です。
- 古い管路については、敷設区間を確認し早急に交換する必要があります。

##### ②課題

- 策定済みである水道ビジョンに基づく計画的な取組の推進が必要です。

#### (5) 下水道

##### ①現状

- 総整備延長は約 40kmとなっています。整備のピークは昭和 60 年代と平成に入ってから約 5 年間となっています。
- また、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっているため、地方公営企業法の全部適用を目指した取組を検討していきます。

##### ②課題

- 地方公営企業法の全部適用を目指した取組を検討するとともに、独立した事業経営が可能な体制構築を検討し、計画的な管路の長寿命化を図る必要があります。

#### (6) 公園

##### ①現状

- 公園の総整備面積は、約 52,000 m<sup>2</sup>となっています。昭和 62 年度（1987 年度）が整備のピークとなりますが、これは三宅中央公園の整備によるものです。

##### ②課題

- 公園長寿命化計画の充実度を高め、同計画に基づく事業の推進を検討する必要があります。

### 3. 町民意向からみた課題

---

#### ①現状

- 庁舎を除くいずれの公共施設についても、「5割以上が利用したことがない」、もしくは「施設の存在を知らない」と回答しており、とりわけ20代の若い年代においてその比率は高くなっています。
- 稼働率や利用者数が少ない施設、近隣施設と機能が重複している施設、ニーズに合わなくなった施設、利用禁止されている施設、老朽化した施設については、削減してもよいと考えられる傾向が強く、庁舎、高齢者福祉施設、公民館といった公共性の高い施設は、それぞれ5割以上が残すべきと回答しています。
- 今後、公共施設を維持していく上での必要な取り組みについて、「利用していない町の土地を売却・賃貸して収入を得る」を実施すべきとする回答がもっとも多く、一方で、利用者の負担に直接的に影響する設問については、実施すべきでないとする回答が多くなっています。
- 地域の活動拠点について、7割以上が必要と回答しています。
- いずれの施設も、光熱水費相当分は利用者が負担すべきとの回答が多くなっており、一方で、公民館、高齢者福祉施設については、不足分は税金で負担すべきとの回答が、他施設に比べて高くなっています。
- 施設使用料の基準については、管理運営にかかる費用を参照すべきとの回答が多い結果となっています。
- 耐震性の低い施設について、建物は解体するが機能を別の施設へ移設すべきとの回答が多い結果となっています。

#### ②課題

- 町民ニーズに応じたサービスの提供に努めることで、利用を促進させ、長期的に愛着を持って使用できる公共施設にしていく必要があります。
- 施設の公共性や利用状況などを鑑みたうえで、機能の重複や低・未利用施設に焦点をあて、削減を検討する必要があります。
- 管理運営費について、公共性が高い公民館や高齢者福祉施設は、税金負担も念頭において検討する必要があります。また、使用料金については、各施設の管理運営に関する実費などに基づいて算出する必要があります。
- 耐震性の低い建物について、必要性が高い機能は他施設への統合（施設の多機能化）を視野に入れ、解体を検討する必要があります。

## 4. 施設用途別（建築物）の課題

### （1）学校教育施設

#### ①現状

##### <小学校>

- 町内の小学校は、三宅小学校の1校となっています。
- 小学校校舎の多くは昭和56年（1981年）以前の建築物となっています。
- 小学校校舎は11棟の建築物で構成されており、全て耐震化対策実施済みとなっています。また、バリアフリー等についても対策されています。
- 平成28年度の児童数は299人で、近年は減少傾向で推移しています。

##### <幼稚園>

- 町内の幼稚園は、三宅幼稚園の1園となっています。
- 幼稚園の建物は全て昭和52年（1977年）に整備されています。
- 幼稚園は1棟から構成され、平成24年度には耐震補強及び大規模改修工事を実施しており、耐震化対策は全て実施済みです。
- 平成26年度の児童数は67名で、減少傾向で推移しています。
- 平成28年度より、三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

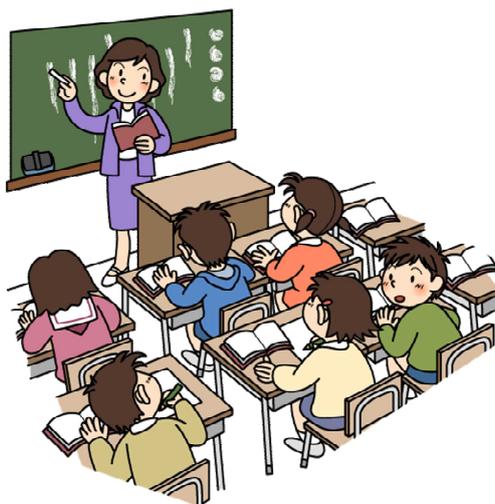
#### ②課題

##### <小学校>

- 現在の施設を使い続けるためには適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。

##### <幼稚園>

- 認定こども園として運営することで教育・保育サービスの向上が望まれる一方、既存施設を活用することから、適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。



## (2) 生涯学習等施設

### ①現状

#### <公民館>

- 町内の公民館は、中央公民館、伴堂東公民館分館、東屏風公民館分館の3施設となっています。
- 各施設とも昭和56年（1981年）以前に整備されていますが、耐震化診断が未実施です。また、バリアフリー等については対策されていません。
- 町民アンケートにおいて、約半数が利用したことがないと回答しています。また、利用者負担については、3割以上が「現状の利用料金を維持し、不足は税金で負担すべき」と回答しています。

#### <生涯学習施設>

- 町内の生涯学習施設は、三宅町文化ホール、三宅町つながり総合センター（上但馬隣保館）、上但馬団地解放会館の3施設となっています。
- 三宅町つながり総合センターは上但馬隣保館と上但馬児童館の複合施設となっていますが、未耐震施設のため現在は閉鎖中です。
- 三宅町文化ホールの利用者数は減少傾向にあります。
- 町民アンケートにおいて、約3割が年数回以上利用すると回答しており、他の施設より利用頻度が高くなっています。

#### <スポーツ施設>

- 町内のスポーツ施設は、東屏風体育館、三宅町体育館の2施設となっています。
- 各施設とも指定管理者による運営を行っています。
- 東屏風体育館は昭和62年（1987年）、三宅町体育館は昭和58年（1983年）に整備されています。
- 各施設とも昭和56年（1981年）以降の建築で、耐震化基準に適合しています。
- 町民アンケートにおいて、約7割が利用したことがないと回答しています。

### ②課題

#### <公民館>

- 各施設とも昭和56年（1981年）以前に整備されており、耐震化診断や計画的な修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。
- 地区住民が利用する他施設との機能統合・複合も検討する必要があります。

#### <生涯学習施設>

- 一定の利用が確保されている施設であるため、適切に利用できるように施設の修繕や改修、長寿命化対応を検討する必要があります。
- 閉鎖施設については、廃止・撤去・売却等、利活用策について検討する必要があります。

#### <スポーツ施設>

- 各施設とも昭和56年（1981年）以降の建築で、耐震化基準に適合していますが、築後約30年経過していることから、計画的な修繕、長寿命化対応を検討する必要があります。

### (3) 保健福祉施設

#### ①現状

##### <高齢福祉施設>

- 町内の高齢福祉施設は、あざさ苑、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家、三河老人憩いの家、但馬老人憩いの家、三宅町高齢者作業所の6施設となっています。
- あざさ苑、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家については指定管理者による運営を行っています。
- 三宅町高齢者作業所は耐震化診断未実施となっています。他の施設は新耐震基準以降の建築のため基準適合となっています。また、バリアフリー等について、あざさ苑はほとんどの項目で対応が来ています。
- あざさ苑は年間47～50千人程度が利用しています。
- 町民アンケートにおいて、施設量について6割以上が「適量」と回答している一方、「多い」「やや多い」の回答が約3割となっており、「少ない」「やや少ない」を上回っています。

##### <児童福祉施設>

- 町内の児童福祉施設は、旧上但馬保育所、伴堂保育所、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）、上但馬団地児童館の4施設となっています。なお、旧上但馬保育所と三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は現在閉鎖されています。
- 旧上但馬保育所、伴堂保育所は昭和50年以前に建築され、築40年以上が経過しています。また、三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は昭和54年（1979年）、上但馬団地児童館は昭和63年（1988年）に整備されています。
- 旧上但馬保育所は耐震化診断未実施、伴堂保育所は耐震化診断の結果、基準適合となっています。三宅町つながり総合センター（上但馬児童館）は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。
- 伴堂保育所の園児数は、119人（平成26年度）で、ここ5カ年でみれば増加傾向で推移しています。
- 平成28年度より、三宅幼稚園と伴堂保育所を統合し、三宅幼稚園（認定こども園）として運営しています。

#### ②課題

##### <高齢福祉施設>

- あざさ苑は年間47～50千人程度が利用していますが、上但馬団地老人憩いの家、上但馬老人憩いの家については利用者が減少傾向にあり、また、町民アンケートにおいて施設量についても「多い」との回答が約3割となっていることから、施設利用ニーズに適合した対応を検討する必要があります。

##### <児童福祉施設>

- 認定こども園として運営することで教育・保育サービスの向上が望まれる一方、既存施設を活用することから、適切な維持管理、計画的な修繕を検討する必要があります。
- 閉鎖施設については、廃止・撤去・売却等、利活用策について検討する必要があります。

#### (4) 公営住宅

##### ①現状

- 町内の公営住宅は、改良住宅、上但馬団地の2施設となっています。
- 改良住宅は昭和61年（1986年）から平成14年（2002年）までの間で建築されています。上但馬団地は昭和49年（1974年）から平成9年（1997年）にかけて建築されています。
- 改良住宅は19棟、上但馬団地は55棟の建物があり、上但馬団地の1棟を除き新耐震基準以降の建築物のため耐震基準適合となっています。また、バリアフリーについては特に対策されていません。
- 改良住宅の入居率は約92%から約87%に、上但馬団地は約99%から約94%となっており、低下傾向で推移しています。

##### ②課題

- 築後20～30年経過している施設であることから、計画的な修繕・改修を検討する必要があります。

#### (5) 庁舎等

##### ①現状

- 町内の庁舎は、役場庁舎の1施設となっています。
- 役場庁舎は昭和51年（1976年）建築で、築40年が経過しています。
- 庁舎の建築物は3棟で、うち1棟は耐震化診断の結果、耐震基準不適合となっていますが、平成29年度に耐震化改修を予定しています。また、バリアフリー等についてはエレベーターと車いす用トイレ等については対策済みです。

##### ②課題

- 築後40年が経過しており、耐震改修を実施する予定ではありますが、計画的、定期的な劣化・老朽化に対する対応を検討する必要があります。

#### (6) その他

##### ①現状

- その他の施設として、旧共同浴場や浄水場管理等、消防器具庫など7施設を保有しています。
- 三宅町浄水場管理棟と上但馬東地区集会所は築40年以上と古く、消防器具庫（第2分団）と小規模多機能型居宅介護事業所は平成16年（2004年）度築で比較的新しい建物となっています。
- 三宅町消防器具庫（第1分団）のみ耐震化診断を実施していませんが、上但馬東地区集会所は耐震化診断の結果、基準不適合となっています。
- バリアフリー等については浄水場管理棟のみ車いす用トイレとオストメイトが設置されています。
- 三宅消防団器具庫（第1分団）及び三宅消防団器具庫（第3分団）を統合し、新たに消防団詰所と倉庫の建設を行っています。

##### ②課題

- 三宅消防団器具庫（第1分団）及び三宅消防団器具庫（第3分団）の統合後の跡地活用策の検討が必要です。

## IX 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

### 1. 基本的な考え方

公共施設等の更新投資を踏まえた財政シミュレーションの試算では、本町で今後 50 年間に必要となる更新投資額は、公共建築物とインフラ資産を合わせると約 369 億円となり、人口一人当たりになると、約 516 万円／人（平成 25 年末住民基本台帳人口 7,157 人）となります。

本町では、町民一人当たりの公共建築物の面積は、県内他市町村や全国平均と比べても多く(全国・県平均の約 1.3 倍)なっていますが、三宅町は公共建築物の数そのものが少なく、元々削減できるような余剰はあまりない状況であると考えられます。

また、三宅町の公共建築物のうち、最も大きな割合を占めるのは「公営住宅」であり、総面積の約 31%を占めています。次いで面積が大きいのは「学校教育施設」の約 22%、「保健福祉施設」の約 21%と続いており、この 3 用途だけで全体の 7 割以上を占めている状況です。削減の難しい用途が大部分を占めるという状況の中では、公共建築物の総面積を削減することは、極めて困難であると考えられます。

そのため、劣化・老朽化した建築物の廃止等、一定の公共施設の削減の検討を行う一方で、効率的な維持管理による施設の長寿命化、施設の複合化・多機能化や民間活力の導入による整備運営コストの削減など、中長期的視点での財政負担の軽減・平準化を図るための公共建築物の合理化を推進する必要があります。

また、公共建築物の合理化だけで対応するのではなく、歳入の確保や、歳出抑制をより厳しく行うなど、財政全体で対応する必要があると考えられます。

以上をふまえ、本町の公共施設等の管理に関する基本方針として以下の 4 つをかかげます。

#### **基本方針 1 公共建築物保有量の適正化**

⇒ 将来の人口構成や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を維持・抑制します。

#### **基本方針 2 長寿命化の推進**

⇒ 安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します。

#### **基本方針 3 維持管理費用の縮減**

⇒ 維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します。

#### **基本方針 4 効率的な利活用の推進**

⇒ 地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く利活用します。

## 2. 計画期間

公共施設等総合管理計画では、10年以上の計画期間の設定が必要となります。本町では計画期間を40年とします。

## 3. 基本方針

### (1) 公共建築物保有量の適正化

#### ～将来の人口構成や財政事情等を踏まえ公共建築物の保有量を維持・抑制します～

公共施設等のあり方や必要性について、今後の人口減少・少子高齢化を踏まえた財政状況を考えると公共建築物の保有量を維持・抑制する必要があります。また、整備した公共建築物の維持管理に係る費用は、基本的に町の単独費から捻出する必要があります。財政状況が厳しくなるが見えている中で、後年の公共建築物の維持管理コストを確保することは困難であると言えます。

一方で、本町は公共建築物の数そのものが少なく、元々削減できるような余剰はあまりない状況であることから、公共建築物については、必要なサービス水準を確保しつつ施設の複合化・多機能化を図るなど、公共建築物に係る整備や維持管理のコスト削減を図ります。

今後、老朽化した施設の廃止や施設の統廃合（多機能化）を推進し、現在保有している公共建築物と整備計画のある公共建築物の面積を保有上限とします。

※新たな行政ニーズなどにより、新規整備が必要とされる場合には以下の点などについて、慎重な審議を行った上で新規整備について決定するものとします。

ア 今後の人口減少、少子高齢化、町民ニーズを踏まえた上での新規整備の必要性。

イ 新規整備費及びライフサイクルコストを算出し、本町の財政シミュレーション上、維持可能であるか。

ウ 既存施設への複合化などの検討。

### 個別方針① 統合や廃止の推進方針

#### 【公共建築物】

施設の配置状況、利用状況、施設の劣化・老朽度、類似施設の有無等を考慮して総合的に評価した上で、統廃合を検討していきます。

また、施設の統合（集約化・複合化）や廃止を行う場合は、公共施設で提供すべきサービスの必要性の有無も含めて検討していきます。

### 個別方針② 施設の複合化・多機能化

#### 【公共建築物】

施設スペースの有効活用をするため、施設の稼働状況や利用者の状況をふまえ、町民に対する公共サービスの向上の観点から、施設の複合化・多機能化を進めます。

個別に存在していた施設を複合化することで、新たな機能連携や新たな公共サービスの提供に繋がり、より町民に利用される施設を目指します。

## (2) 長寿命化の推進

### ～安全性を確保しつつ長寿命化し、既存施設を効率的に活用します～

今後、利用状況や必要性を把握した上で使用を継続する必要がある公共建築物は、安全性を確保し長寿命化を図ります。

公共建築物を効率的に使い続けるため、長寿命化を図り、ライフサイクルコストの削減と構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。

耐震化について、対応の優先度をふまえ計画的な事業実施を行います。また、長寿命化については、予防保全による修繕・改修に合わせて計画的に対応を進めます。

#### 個別方針① 長寿命化の実施方針

##### 【公共建築物】

今後も活用していく施設は、計画的に長寿命化を進め、施設の安全性を確保しながら構造的な耐用年数まで使用可能な状態を維持できるよう取り組みます。また、施設の状態を把握しながら耐用年数以上の使用を検討していきます。

##### 【インフラ資産】

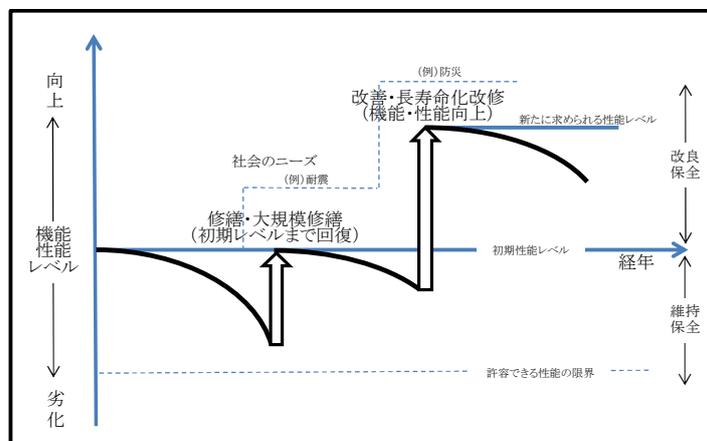
施設の重要性を考慮した計画的な維持管理を行い、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを削減していきます。

#### 個別方針② 耐震化の実施方針

##### 【公共建築物】

耐震化されていない施設については、本計画の方針に沿って施設の必要性を判断した上で、老朽化が進んでいるものや小規模のものなどは更新や統廃合を行い、長期的な利用が想定されるものは、耐震性の向上を目指し、早急に耐震化を実施していきます。

図表 長寿命化改修イメージ



参考：学校施設の長寿命化改修の手引（文部科学省）

### (3) 維持管理費用の縮減

#### ～維持管理の適正化と予防保全により既存施設を効果的に活用します～

中長期的な視点での財政負担の軽減、平準化を図るため、適正かつ効率的な維持管理により維持管理費の縮減を図ります。

公共建築物については、これまでの事後保全の考え方から転換し、予防保全の考え方を取り入れた計画的な点検と安全確保のための対策を推進します。

また、公共建築物全体を総合的に捉えた保全計画の策定や計画に合わせた包括的な工事発注等により、ライフサイクルコストの削減や財政負担の平準化を図ります。

インフラ資産については、町民生活や社会経済活動などへの影響が大きく、保有量を縮減していくことは難しい状況です。そのため、既整備部分は、不具合時のリスクが大きい箇所へ優先投資を行い、リスクが小さい箇所は優先順位を下げるなど効率的な管理を目指すリスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れます。

#### 個別方針① 維持管理・修繕・更新等の実施方針

##### 【公共建築物】

###### <予防保全型維持管理>

施設に係るデータベースを整備し、維持管理・修繕・更新等の履歴を蓄積して分析し、予防保全型維持管理を行うことで、ライフサイクルコストの削減・平準化を図ります。

データベースに基づく分析と公会計を活用した管理会計データを活用し、財政と連動した予防保全型維持管理を行うことを目指します。

設備等の更新に関しても、計画的な更新に留意するとともに、省エネルギー機器や再生可能エネルギー利用設備の導入により、ライフサイクルコストの軽減につながる対策を図ります。

##### 【インフラ資産】

###### <リスクベース・メンテナンス>

インフラ資産については、リスクベース・メンテナンスの考え方を取り入れ、道路、橋梁、上水道、下水道等のインフラ種類ごとに、劣化が進みやすい部分、機能が損なわれた際の社会的な被害の大きさなどから管理対象を区分した上で、随時、劣化状況等を把握しながら、効率的な維持管理・修繕・更新等に努めます。

#### 個別方針② 点検・診断等の実施方針

##### 【公共建築物】

学校、体育館などの不特定多数の人が利用する特殊建築物等については法定点検（※建築基準法第12条第3項の定期点検）の実施と結果の活用、それ以外の施設については職員により日常的に管理を行うなど、定期的・計画的に施設の点検・診断を実施し、その結果を踏まえて適切な対応を行うことで、施設の劣化を未然に防ぎます。

##### 【インフラ資産】

インフラ長寿命化計画など国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

#### (4) 効率的な利活用の推進

##### ～地域コミュニティの維持やまちづくりの観点から施設を有効に、賢く利活用します～

公共建築物は、既存建築物を有効活用することを原則としますが、機能統合等により余剰となった公共建築物は、地域団体を含む民間への貸与・譲渡を検討します。また、必要に応じて施設用途の見直しを行い地域コミュニティの維持・形成に有効に活用します。

現在ある公共建築物の運営や更新については、P F I による施設整備や複数施設の一元管理など P P P 手法による民間活力の導入を検討します。また、近隣自治体の大型施設については広域連携による相互利用についても検討します。

#### 個別方針① 民間活用（P P P / P F I 等）の考え方

##### 【公共建築物】

公共施設として機能を存続させる施設を更新する場合は、P P P / P F I 手法を導入した効率的・効果的な施設整備を検討します。

施設の中で、町が保有し続ける必要性が少ないと判断された施設や民間活力による機能の維持・向上を期待できるものについては、民間などへの貸与・譲渡等についても検討します。

特に、コミュニティ形成に資する施設については、地域の支援団体を含めた民間組織が施設の貸与・譲渡等を受け、空きスペース等を活用し、収益を上げながら施設の維持管理費を捻出し、地域主体で地域コミュニティの維持やまちづくり活動を継続できる手法を検討します。

公共施設として維持する施設については、維持管理や運営に民間事業者のノウハウの活用、民間施設を活用した公共サービスの展開など、町民を含めた民間との適正な役割分担のもと P P P 型の手法を検討し、財政負担の軽減やサービス水準の向上を図ります。また、余剰となった土地・建物の売却や賃貸など、税外収入の確保に向けた取組も検討します。

#### 個別方針② 安全確保の実施方針

##### 【公共建築物】

施設管理者による自主点検を実施できる仕組みの構築や法定点検の適正な実施を進めます。

また、不特定多数が利用する施設、地区の拠点となる施設など、安全性の確保が必要と判断した施設については、平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、優先的に安全性の確保を図ります。

指定管理者制度を採用している施設については、指定管理者との協働・連携の下、適正な施設管理を徹底します。

##### 【インフラ資産】

国の各種点検基準等の整備状況を勘案しながら、個別施設計画に基づき、安全確保のための的確な対応を図ります。

## X 施設ごとの管理に関する基本的な方針

### 1. 公共施設全体の管理に関する基本的な方針

公共施設全体の管理に関する基本的な方針を以下のように位置づけます。

公共施設	管理に関する方針
建築物	○公共施設全体としては、耐震基準を満たしていない建物については、他施設との複合化や除却等も含め検討を行います。 ○耐震基準を満たしている建物については、計画的な維持修繕を行い施設の長寿命化を図ります。
道路	○町道全線の路面性状調査を済ませ、交通量の多い路線より舗装修繕を適切に実施し、町民生活の基盤となる道路保全を図ります。
橋梁	○5年毎に直接目視により橋梁点検をおこない、計画的に改修を行います。
上水道	○配水管路の老朽管、経年管の更新計画を策定し、優先順位を決め更新工事を実施します。
下水道	○今後老朽化が懸念される下水道管については計画的に長寿命化を図ります。 ○今後の更新投資のための費用確保・財源確保の観点からも経営状態のより詳細な把握を行うために、下水道事業の法適化については移行を検討します。
公園	○三宅町公園施設長寿命化計画に基づき、計画的な点検補修等を行い、長期間にわたり機能の継続を図ります。また、予防保全型管理・事後保全型管理を計画的に行い、適切な維持管理を図ります。

## 2. 施設類型ごとの基本の方針

施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を以下のように位置づけます。

施設用途	管理に関する方針
<b>(1) 学校教育施設</b>	
①小学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○校舎の多くは昭和 56 年（1981 年）以前の建築物であるため、施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> </ul>
②幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> </ul>
<b>(2) 生涯学習等施設</b>	
①公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域コミュニティの活動拠点であることから、耐震化基準に適合していない施設については、耐震化対策・複合化等を実施します。</li> <li>○耐震基準を満たしている施設については、計画的な修繕や改修を行い施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の利用状況等を鑑みたくえで、コミュニティ活動の低下を招かないよう町民ニーズの変化に対応したサービスの提供を行い、施設利用を促進させます。</li> </ul>
②生涯学習施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> <li>○耐震化基準に適合していない施設については、他施設との複合化を検討します。</li> </ul>
③スポーツ施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> <li>○施設の利用状況等を鑑みたくえで、コミュニティ活動の低下を招かないよう、町民ニーズの変化に対応したサービスの提供を行い、施設利用を促進させます。</li> </ul>
<b>(3) 保健福祉施設</b>	
①高齢福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の状況に応じて除却や改築・大規模改修等の実施を検討します。</li> <li>○住民の利用ニーズに応じたサービスを提供していくとともに、施設機能の継続及び廃止、用途変更等の方向性について検討します。</li> </ul>
②児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○機能を維持しつつ、他施設との複合化を検討し、サービス向上を目指します。</li> <li>○耐震基準を満たしている施設については、計画的な修繕や改修を行い施設の長寿命化を図ります。また、施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> <li>○閉鎖施設については、建物の利活用及び廃止を含め、有効的な方法を検討します。</li> </ul>

施設用途	管理に関する方針
(4) 公営住宅	
①公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>○施設の老朽化が進行し、維持管理費に係る経費も年々増加する傾向にあるため、今後、公営住宅の長寿命化を図りながら計画的に維持管理を行います。</li> <li>○人口の減少を踏まえ、耐用年数に達した維持管理費の多大な住宅については、用途廃止を含めた方向性について検討します。</li> </ul>
(5) 庁舎等	
①庁舎等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○施設の状況に応じて改築または大規模改修等の実施を検討します。</li> </ul>
(6) その他	
①その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○計画的な修繕や改修を行い、施設の長寿命化を図ります。</li> <li>○未使用施設及び閉鎖施設については、建物の利活用及び廃止を含め、有効的な方法を検討します。</li> </ul>

## XI 計画の推進にあたって

### 1. 計画の推進方針

#### (1) 庁内推進体制

本計画策定後の推進体制については、公共施設等の更新や大規模改修等の計画段階において庁内会議を行い、庁内横断的な意思決定や調整を図ります。

計画推進に向けた統括は、公共施設等総合管理計画担当が本計画の進行状況の把握や公共施設等のデータを管理し、全庁的な調整を行います。

各公共施設等の所管部署は各施設の劣化状況等を把握し、維持管理（営繕補修等）や運営（施設サービス等）にかかる部分を担当します。

#### (2) 町職員の啓発・意識付け

公共施設の総合的な管理を推進していくためには、公共施設に係るコスト、将来を含めた町の財政状況、公共施設の適正管理のあり方などを各職員が十分理解し、意識を持つ必要があります。

そのため、社会経済情勢の変化、財政状況、人口減少・少子高齢化に伴う町民ニーズの変化等をふまえた適切な公共施設の管理を実施できるよう、研修や勉強会等を適宜実施することなどにより、公共施設の総合的な管理に対する町職員の理解の促進、意識の醸成を図ります。

#### (3) 広域的な連携・協力

町民の日常生活圏は町内で完結するものではなく町域を超えた広域的な広がりを見せています。そのため、公共施設の総合的な管理にあたって、町単独での対応のみならず、関連する自治体間の連携や協力など効果的・効率的な取組を実践していくことが必要です。公共施設の利活用においても同様に、町域を超えた連携・協力をはかるため、近隣自治体等との広域連携の取組の検討を進めていきます。また、必要に応じて、国や県等の関係機関との連携・協力も図っていきます。

### 2. フォローアップの実施方針

#### (1) 個別施設ごとの推進計画・アクションプラン等の策定

本計画に示す公共施設の総合的な管理に対する基本的な考え方や取組の方向性に基づき、今後は個別施設ごとに、長寿命化計画や施設再配置計画等といった、具体的な取組を実践していく予定です。なお、個別施設ごとの計画等の策定にあたっては全庁横断的な連携・調整をおこない、的確な計画策定に留意します。

#### (2) 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については庁内会議により、計画の進捗状況や達成度等について検討・協議し、的確に管理を行います。

計画の見直しについては、概ね5年を目処に計画の改訂に向けた検討を行うこととしますが、各個別計画の策定や見直しを実施した場合、本町のまちづくりの動向や社会経済情勢等に大きな変化が生じた場合などにも、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 資料 1. 対象とする施設の棟一覧

### 【表の見方】

大分類	公共施設全体における用途分類
中分類	大分類内における用途分類
施設名	施設の名称。
建物名、棟名	建物、棟の名称。
建物延床面積 (㎡)	棟の延べ床面積。
建物構造	①CB造：コンクリートブロック造 ②S造：鉄骨造 ③軽S造：軽量鉄骨造 ④RC造：鉄筋コンクリート造 ⑤SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造 ⑥S他造：鉄骨その他造 ⑦木造 の7分類。
建築年度	建築された年度。
単独／複合	単独：単独施設、複合：複合施設。

### 【棟一覧】

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
1	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎①	4,273	RC造	S45	単独
2	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎③	1,021	RC造	S51	単独
3	学校教育施設	小学校	三宅小学校	校舎④	310	RC造	S56	単独
4	学校教育施設	小学校	三宅小学校	渡り廊下	※0	S造	S53	単独
5	学校教育施設	小学校	三宅小学校	体育館	1,202	RC造	S53	単独
6	学校教育施設	小学校	三宅小学校	体育倉庫	97	S造	S59	単独
7	学校教育施設	小学校	三宅小学校	プール・機械室	38	S造	S57	単独
8	学校教育施設	小学校	三宅小学校	自転車置場	11	S造	S52	単独
9	学校教育施設	小学校	三宅小学校	自転車置場	11	S造	S52	単独
10	学校教育施設	小学校	三宅小学校	倉庫	16	CB造	S45	単独
11	学校教育施設	小学校	三宅小学校	エレベーター	37	S造	H13	単独
12	学校教育施設	幼稚園	三宅幼稚園	保育室北棟	1,012	S造	S52	単独
13	生涯学習等施設	公民館	中央公民館		616	RC造	S41	単独
14	生涯学習等施設	公民館	中央公民館		187	RC造	S55	単独
15	生涯学習等施設	公民館	東屏風公民館分館		131	S造	S49	単独
16	生涯学習等施設	公民館	伴堂東公民館分館		73	S造	S53	単独
17	生涯学習等施設	生涯学習施設	三宅町文化ホール		1,922	RC造	H5	単独
18	生涯学習等施設	生涯学習施設	三宅町つながり総合センター (上但馬隣保館)		692	RC造	S54	複合
19	生涯学習等施設	生涯学習施設	上但馬団地解放会館	上但馬団地解放会館	397	S造	S50	単独
20	生涯学習等施設	スポーツ施設	東屏風体育館		537	S造	S62	複合
21	生涯学習等施設	スポーツ施設	三宅町体育館		1,187	RC造	S58	単独
22	保健福祉施設	高齢福祉施設	あざさ苑	あざさ苑	3,638	RC造	H13	単独
23	保健福祉施設	高齢福祉施設	上但馬団地老人憩いの家		99	木造	S63	単独
24	保健福祉施設	高齢福祉施設	上但馬老人憩いの家		174	S造	H4	単独
25	保健福祉施設	高齢福祉施設	三河老人憩いの家		42	木造	S63	単独
26	保健福祉施設	高齢福祉施設	但馬老人憩いの家		78	S造	S58	単独
27	保健福祉施設	高齢福祉施設	三宅町高齢者作業所		192	S造	S54	単独
28	保健福祉施設	児童福祉施設	三宅町つながり総合センター (上但馬児童館)		390	RC造	S54	複合
29	保健福祉施設	児童福祉施設	上但馬団地児童館	上但馬団地児童館	331	S造	S63	単独
30	保健福祉施設	児童福祉施設	上但馬保育所		1,104	RC造	S47	複合
31	保健福祉施設	児童福祉施設	伴堂保育所	管理棟	1,355	S造	S49	単独
32	公営住宅	公営住宅	改良住宅	1・2号	154	木造	S61	単独
33	公営住宅	公営住宅	改良住宅	3・4号	154	木造	S61	単独
34	公営住宅	公営住宅	改良住宅	5・6号	154	木造	S61	単独
35	公営住宅	公営住宅	改良住宅	7・8号	154	木造	S61	単独

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
36	公営住宅	公営住宅	改良住宅	9・10号	154	木造	S61	単独
37	公営住宅	公営住宅	改良住宅	11・12号	154	木造	S62	単独
38	公営住宅	公営住宅	改良住宅	13・14・15号	249	木造	H3	単独
39	公営住宅	公営住宅	改良住宅	16・17号	92	木造	H4	単独
40	公営住宅	公営住宅	改良住宅	18・19・20号	259	木造	H5	単独
41	公営住宅	公営住宅	改良住宅	21・22号	93	木造	H8	単独
42	公営住宅	公営住宅	改良住宅	23・24号	168	木造	H8	単独
43	公営住宅	公営住宅	改良住宅	25・26号	167	木造	H12	単独
44	公営住宅	公営住宅	改良住宅	27・28号	167	木造	H12	単独
45	公営住宅	公営住宅	改良住宅	29・30号	97	木造	H14	単独
46	公営住宅	公営住宅	改良住宅	31・32号	139	木造	H14	単独
47	公営住宅	公営住宅	改良住宅	33・34号	139	木造	H14	単独
48	公営住宅	公営住宅	改良住宅	35・36号	167	木造	H14	単独
49	公営住宅	公営住宅	改良住宅	37・38号	166	木造	H14	単独
50	公営住宅	公営住宅	改良住宅	浄化槽	7	木造	S61	単独
51	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	1・2号	150	木造	H4	単独
52	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	3・4号	150	木造	H4	単独
53	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	5・6号	150	木造	H4	単独
54	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	7・8号	150	木造	H4	単独
55	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	9・10号	150	木造	H4	単独
56	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	11・12号	150	木造	H4	単独
57	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	13・14号	150	木造	H4	単独
58	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	15・16号	150	木造	H4	単独
59	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	17・18号	150	木造	H4	単独
60	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	19・20号	150	木造	H4	単独
61	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	21・22号	150	木造	H4	単独
62	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	23・24号	150	木造	H5	単独
63	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	25・26号	150	木造	H5	単独
64	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	27・28号	150	木造	H5	単独
65	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	29・30号	150	木造	H5	単独
66	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	31・32号	150	木造	H5	単独
67	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	33・34号	150	木造	H5	単独
68	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	35・36号	150	木造	H5	単独
69	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	37・38号	150	木造	H5	単独
70	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	39・40号	150	木造	H5	単独
71	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	41・42号	150	木造	H5	単独
72	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	43・44号	150	木造	H5	単独
73	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	45・46号	150	木造	H5	単独
74	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	47・48号	150	木造	H5	単独
75	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	49・50号	150	木造	H6	単独
76	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	51・52号	150	木造	H6	単独
77	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	53・54号	150	木造	H6	単独
78	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	55・56号	150	木造	H6	単独
79	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	57・58号	150	木造	H6	単独
80	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	59・60号	150	木造	H6	単独
81	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	61・62号	150	木造	H6	単独
82	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	63・64号	150	木造	H6	単独
83	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	65・66号	150	木造	H6	単独
84	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	67・68号	150	木造	H6	単独
85	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	69・70号	150	木造	H7	単独
86	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	71・72号	150	木造	H7	単独
87	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	73・74号	150	木造	H7	単独
88	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	75・76号	150	木造	H7	単独
89	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	77・78号	150	木造	H7	単独
90	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	79・80号	150	木造	H7	単独
91	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	81・82号	150	木造	H8	単独
92	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	83・84号	150	木造	H8	単独

番号	大分類	中分類	施設名	建物名、棟名	建物延床面積 (㎡)	建物構造	建築年度	単独／複合
93	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	85・86号	150	木造	H8	単独
94	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	87・88号	150	木造	H8	単独
95	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	89・90号	150	木造	H8	単独
96	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	91・92号	150	木造	H8	単独
97	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	93・94号	150	木造	H8	単独
98	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	95・96号	150	木造	H8	単独
99	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	97・98号	150	木造	H8	単独
100	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	99・100号	150	木造	H8	単独
101	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	101・102号	150	木造	H9	単独
102	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	103・104号	150	木造	H9	単独
103	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	105・106号	150	木造	H9	単独
104	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	店舗	78	S造	S49	単独
105	公営住宅	公営住宅	上但馬団地	共同作業場	123	S造	H7	単独
106	庁舎等	庁舎	役場庁舎	本庁	2,239	RC造	S51	単独
107	庁舎等	庁舎	役場庁舎	増築分	39	RC造	H14	単独
108	庁舎等	庁舎	役場庁舎	増築分	10	RC造	H23	単独
109	その他	その他	旧共同浴場		204	RC造	S63	単独
110	その他	その他	三宅町浄水場管理棟	管理棟	663	RC造	S51	単独
111	その他	その他	三宅町消防器具庫 (第1分団)		78	S造	S53	単独
112	その他	その他	三宅町消防器具庫 (第2分団)		102	RC造	H16	単独
113	その他	その他	三宅町消防器具庫 (第3分団)		78	S造	H9	単独
114	その他	その他	小規模多機能型居宅介護事業所		232	RC造	H16	単独
115	その他	その他	上但馬東地区集会所	別棟集会所棟	155	RC造	S54	複合

## 三宅町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行 三宅町

編集 三宅町 総務部 総務課

〒636-0213

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 689 番地

HP

<http://www.town.miyake.nara.jp/>

TEL 0745-44-2001 (代表)

FAX 0745-43-0922

Mail [soumu@town.miyake.lg.jp](mailto:soumu@town.miyake.lg.jp)